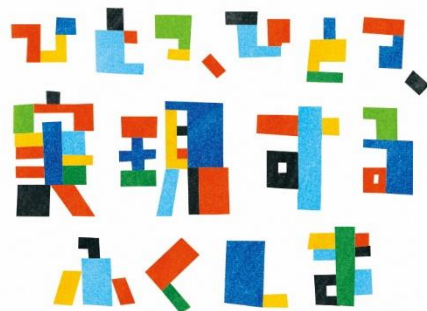




令和 7 年度版

福島県環境白書

— 本編 —

令和 7 年 月
福 島 県

第1章 令和6年度の取組状況等

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

- (1) 環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信・・・2
- (2) 除染等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 中間貯蔵施設事業の推進と安全確保・・・・・・・・・・4
- (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進・・・・5

2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保・・・・・・・・8

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 地球温暖化対策の推進

- (1) 県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減・・・・・・・・11
- (2) 再生可能エネルギーの更なる導入拡大と地域におけるエネルギーの有効利用・・・・・・・・18
- (3) 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積・・・・20
- (4) 福島新エネ社会構想の実現・・・・・・・・・・・・・・・・20
- (5) 気候変動への適応・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

2 循環型社会の形成

- (1) 環境に配慮したライフスタイルの推進・・・・・・・・23
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用・・・・・・・・26
- (3) 廃棄物の適正な処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- (4) 環境と調和した事業活動の展開・・・・・・・・・・29

3 自然共生社会の形成

- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい・・・・・・・・33
- (2) 野生鳥獣被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用・・・・36
- (4) 国立・国定公園等の保全と適正な利用・・・・・・37
- (5) 猪苗代湖等の水環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・37

4 良好な生活環境の確保

- (1) 大気、水、土壌等の環境保全対策・・・・・・・・・・ 40
- (2) 化学物質の適正管理等・・・・・・・・・・ 45
- (3) 公害紛争等の対応・・・・・・・・・・ 45
- (4) 大規模な開発行為への対応・・・・・・・・・・ 46

5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進

- (1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進・・・・・・・・ 48
- (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成・・・・・・・・ 49
- (3) 情報の収集と提供・発信・・・・・・・・ 50

第2章 環境指標の達成状況

指標の評価の考え方・・・・・・・・・・ 56

環境指標の達成状況一覧・・・・・・・・・・ 57

第1節 環境回復の推進

- 1 放射性物質による環境汚染からの回復・・・・・・・・ 58
- 2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保・・・・・・・・ 59

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

- 1 地球温暖化対策の推進・・・・・・・・ 60
- 2 循環型社会の形成・・・・・・・・ 67
- 3 自然共生社会の形成・・・・・・・・ 73
- 4 良好な生活環境の確保・・・・・・・・ 78
- 5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進・・・・・・・・ 82

参考資料

用語解説・・・・・・・・・・ 86

東日本大震災～令和6年度までの主な動き・・・・・・・・ 107

第 1 章

令和 6 年度の取組状況等

第1節 環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

➡ 現 状

東日本大震災と原発事故は本県に甚大な被害を与え、環境にも深刻な影響をもたらしました。しかし、国・県・市町村等の関係機関、事業者及び県民等、様々な主体の努力により、除染や汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入等が進捗する等、本県の環境回復に向けた取組は着実に進んでいます。

令和6年度の取組等

(1) 環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信

- 県内全域でのモニタリングとして、2 km四方ごとにメッシュ調査、学校や公園、観光地などでのサーベイメータによる空間線量率の測定、学校プールや水浴場、大気浮遊じん等の環境試料に含まれる放射性物質濃度の測定、自動車に線量計を搭載して走行することによる道路上の空間線量率の測定などを実施しました。



〈水浴場の空間線量測定の様子〉

主な環境指標	モニタリング地点	震災直後	計画策定時点	実績値
		平成23年度	令和3年度	令和6年度
環境放射線量 (各地方振興局等における空間線量率)	県北保健福祉事務所	1.00	0.12	0.11
	郡山合同庁舎	0.88	0.07	0.06
	白河合同庁舎	0.42	0.06	0.05
	会津若松合同庁舎	0.13	0.05	0.05
	南会津合同庁舎	0.08	0.04	0.04
	南相馬合同庁舎	0.42	0.06	0.05
	いわき合同庁舎	0.18	0.06	0.06

<コメント等>

県内の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰や除染の実施により、着実に低下してきており、中でも、会津と南会津では原発事故前の自然放射線レベルにまで回復してきている。

※ 単位は全て $\mu\text{Sv/h}$

- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、「総合モニタリング計画」に基づき、陸域、海域などのモニタリングを実施し、その結果について随時ホームページで公表しました。
- 国及び県が設置した約 3,500 地点のリアルタイム線量測定システム等で空間線量率を測定し、その結果について福島県放射能測定マップで公表しました。
※原子力発電所周辺のモニタリングについては、P.9 に記載しています。

(2) 除染等の推進

ア 市町村除染

市町村の除染実施計画に基づく面的除染は、平成 30（2018）年 3 月末までに全て完了しました。令和 7（2025）年 3 月末現在、市町村が除染を行う汚染状況重点調査地域に指定されている市町村数は、41 市町村から 10 市町村に減少しています。

県は、除去土壌等の適正管理、搬出完了後の仮置場等の原状回復を推進するため、仮置場等における除去土壌等の保管状況、搬出作業状況、搬出完了後の原状回復状況の現地確認等を行うとともに、市町村を訪問し指導、助言を行いました。

また、国に対しては、仮置場等の原状回復を安全かつ確実に実施するために、必要な措置を講じることを求めました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値		直近の目標値
	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 12 年度
仮置場の原状回復の進捗率 (市町村除染地域)	64.0%	96.8%	98.3%	100%

<コメント等>

県内の市町村除染地域における仮置場（積込場を含む）の原状回復は、令和 6（2024）年度末（令和 7（2025）年 3 月末）で 1,041 か所のうち 1,023 か所（98.3%）が終了しており、着実に進んでいる。引き続き、残りの仮置場の原状回復に向けた取組を支援していく。

イ 国直轄除染

国の特別地域内除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成 29（2017）年 3 月末までに全て完了しました。令和 7（2025）年 3 月末現在、国が除染を行う除染特別地域に指定されている市町村数は、全 11 市町村から 10 市町村に減少しています。

また、帰還困難区域では、6 町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の特定復興再生拠点区域における除染の進捗率が 9 割を超え、令和 5（2023）年 11 月末までに全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。また、特定帰還居住区域においては、令和 7（2025）年 3 月末現在、4 町（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町）で除染が進められており、県は、除染が迅速かつ確実に進むよう、町村と連携し、取組・進捗状況等の確認を行いました。

なお、国に対しては、特定帰還居住区域において安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと、また、避難指示が解除された区域においても、線量が局所的に高い箇所については、きめ細かくフォローアップ除染を実施することを求めました。

ウ 森林における放射性物質対策

森林における放射性物質の影響や経時変化を把握するため、県内民有林を対象に 1,316 地点で空間線量率、うち、80 箇所で立木・土壌等の放射性物質濃度等について調査を行いました。

また、安全・安心な林産物やきのこ・山菜等の特用林産物を生産するため、事故により放出された放射性物質の除去・低減等に対応する技術を開発する様々な研究を行っており、終了した研究テーマについては林業研究センターのホームページで公開しました。

エ IAEAとの協力

早急な環境回復を実現するため、平成 24（2012）年 12 月に原子力に関する高度な知見を有する IAEA との間で協力覚書を締結し、調査研究に取り組みました。本県の環境回復や復興に向けた取組は着実に進展しているものの、いまだ途上であることから、令和 4 年 12 月に協力の延長に関する実施取り決めを締結し、令和 6 年度から新たに、県内大学生等に向けた放射線等に関する講義を実施しました。（令和 6（2024）年度：4 回）

（3）中間貯蔵施設事業の推進と安全確保

ア 施設について

国は、令和 2（2020）年 3 月までに受入・分別施設、土壌貯蔵施設、減容化施設及び廃棄物貯蔵施設の全処理工程で運転を開始し、除染により発生した除去土壌や廃棄物を処理・保管してきました。受入・分別施設は、搬入量の減少及び老朽化に伴い、令和 4（2022）年 5 月から順次解体を行い、令和 6（2024）年 2 月までに全て解体されました。



〈土壌貯蔵施設〉

県は、施設の運営が安全・確実に実施されているかを確認するため、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認やモニタリングを行いました。

イ 輸送について

輸送の実施計画に基づき、令和 6（2024）年度は 6 市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村）から除去土壌等が中間貯蔵施設へ輸送され、その量は、累計で令和 7（2025）年 3 月末時点で約 1,409 万 m³となりました。

県は、輸送が安全・確実に実施されているかを確認するため、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認を行いました。

また、国は、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めるとともに、仮置場を介さない輸送を実施するなどの事業方針を示した「令和 7 年度の中間貯蔵施設事業の方針」を令和 7（2025）年 3 月に公表しました。

ウ 県外最終処分について

国は、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量の低減を図ることが重要であるとし、減容・再生利用の実証事業に取り組むとともに、対話フォーラム(令和5(2023)年度まで計9回)の開催など、その必要性や安全性等に関する国民の理解を深める取組を進めています。

県では、国に対して、2045年3月までの県外最終処分の確実な実施に向けて、最終処分地選定等の具体的な方針・工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で取組を加速させるよう強く求めました。

(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

ア 汚染廃棄物の処理

汚染廃棄物については、適正な処理に向け、国・市町村及び関係機関と連携し、国等が整備する汚染廃棄物処理施設に関する技術的指導・助言及び協議・調整に取り組みました。

特定廃棄物(10万Bq/kgを超えるものを除く)については、帰還困難区域で発生したものを除き、国の特定廃棄物埋立処分施設(富岡町)において、令和5(2023)年10月末までに296,375袋(双葉郡内の生活ごみを含む)が埋め立てられ、処分が終了しました。

県は、特定廃棄物埋立処分施設の管理が適切に実施されているかを確認するため、国、県、富岡・檜葉両町と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認やモニタリングを行いました。

また、特定復興再生拠点区域で発生した特定廃棄物については、令和5(2023)年6月から双葉地方広域市町村圏組合が所有する最終処分場「クリーンセンターふたば」(大熊町)で搬入・埋立が開始され、令和7(2025)年3月末現在、21,701袋が埋立処分されました。

県は、特定廃棄物の輸送及びクリーンセンターふたばの運営が安全・確実に実施されているかを確認するため、国、県、大熊町及び双葉地方広域市町村圏組合と締結した安全協定に基づき、現地において状況確認やモニタリングを行いました。

イ 災害廃棄物の処理

国が直轄処理を行う地域においては、仮設焼却施設が整備され、特定復興再生拠点区域の除染及び家屋解体撤去等で発生した廃棄物が処理されるなど、処理促進に向けた取組が進められており、県は仮設焼却施設運営協議会等において処理状況を確認しました。

コラム

除去土壌等の県外最終処分とは

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による人の健康や生活環境への影響を速やかに低減するため、多くの地域で除染が行われました。除染によって発生した除去土壌や廃棄物は、国が大熊町・双葉町に設置・管理している中間貯蔵施設へ輸送されており、搬入開始から30年後となる2045年3月までに、県外で最終処分を完了することが国の責務として法律(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法)に定められています。



中間貯蔵施設

課題

- 除去土壌等の搬出完了後の仮置場における原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組などを着実に実施するほか、市町村が個別に抱える課題を把握していく必要があります。
- 中間貯蔵施設には、今後も特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域から発生した除去土壌等が搬入されることから、国において施設を安全かつ確実に運営する必要があります。
- 除去土壌等の県外最終処分の実現のためには、相当の期間を要する一方、2045年3月まで、残された期間はあと20年を切っていることから、国は、県外最終処分の確実な実施に向けて具体的な方針や工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で、政府一丸となって取組を更に加速させる必要があります。
- クリーンセンターふたばについては、今後も特定復興再生拠点区域等から発生した特定廃棄物が搬入されることから、国において施設を安全かつ確実に運営する必要があり、また、特定廃棄物埋立処分施設については、特定廃棄物の埋立終了後も、引き続き国において施設を適切に管理する必要があります。
- 新たに指定廃棄物が確認された場合の処分が滞らないよう、国において処理方針を速やかに決定する必要があります。

今後の方向性

- 市町村除染地域については、引き続き、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における原状回復、森林の放射線量低減のための取組など、国や関係市町村等と連携しながら、必要な取組を着実に実施していきます。
また、市町村訪問や意見交換会等の機会を通じ、それぞれが抱える課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行っていきます。
- 国直轄除染地域については、令和5（2023）年11月末までに、6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことから、避難指示解除後も、フォローアップ除染等による線量低減が確実に進むよう、関係町村と連携し、現地調査を実施するなど、県としても必要な取組を進めていきます。
- 特定帰還居住区域については、帰還する住民の方々が、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すよう、国に求めています。
- 中間貯蔵施設については、引き続き、国に対して安全・確実な除去土壌等の輸送や施設運営の実施を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認やモニタリング等により、国の取組を確認していきます。
- 中間貯蔵施設へ搬入された除去土壌等については、法律で定められた期限である2045年3月までに県外への最終処分が国の責任において確実に実施されるよう、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で、残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、政府一丸となって取組を更に加速させるよう国に求めるとともに、その進捗状況を継続的に確認していきます。

- 汚染廃棄物の適正処理に向けて、国・市町村及び関係機関と連携して取り組んでいきます。
また、災害廃棄物については、国の直轄地域における処理が安全かつ着実に進められるよう確認していきます。
- 特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばについては、引き続き、国に対して安全・確実な搬入・埋立・管理の実施と地元への丁寧な説明を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認やモニタリング等により、国の取組をしっかりと確認していきます。
- 特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了後に新たに指定廃棄物が確認されることも想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることがないように、それらの処理方針を速やかに決定するよう国に求めています。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保

➤ 現 状

東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう監視を行うとともに、不測の事態に備えた原子力防災体制の充実・強化を進めていきます。

令和6年度取組等

ア 原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 県、関係市町村及び様々な分野の専門家で構成する廃炉安全監視協議会や県民、各種団体及び学識経験者で構成する廃炉安全確保県民会議等により、廃炉に向けた取組やトラブルへの対応状況等を確認し、必要な対策を国及び東京電力に対して申し入れました。
- 楡葉原子力災害対策センターに駐在職員を4名配置し、現地確認やトラブル発生時の迅速な情報収集を行うとともに、監視業務に関わる職員の専門性の向上を図るため、原子力や廃炉技術に関する研修（原子力理論、プラント技術等）を実施しました。
- 廃炉安全監視協議会や廃炉安全確保県民会議などの会議開催結果概要や、現地駐在職員による廃炉監視の活動報告書等についてホームページで公表するとともに、広報誌「廃炉を知る」を4回（6月・10月・12月・3月）発行し、県民への情報提供を行いました。
- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組については、令和6（2024）年9月に2号機における燃料デブリの試験的取り出しに着手し、同年11月に作業を完了しました。
取り出した燃料デブリについては、日本原子力研究開発機構（JAEA）大洗原子力工学研究所など、複数の分析施設に輸送され、詳細な分析が行われております。
一方で、この取り出し作業では、押込みパイプの手順誤りやカメラの不具合などにより、2度にわたり作業の中断が発生したため、作業再開にあたり、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員の現地確認を通じて、東京電力の再発防止対策などを確認しました。
- ALPS処理水の海洋放出については、令和5（2023）年8月の放出開始以降、放出作業は計画どおり実施されており、海域モニタリングにおいても、トリチウム濃度が検出下限値未満か、十分に低い値であることを確認しました。
- ALPS処理水の海洋放出は長期にわたる取組であるとともに、福島県だけでなく、日本全体の問題であることから、知事から国（内閣総理大臣、経済産業大臣）に対し、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うするよう求めました。
また、使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう要望を行いました。



〈廃炉安全確保県民会議〉

イ 原子力発電所における不測の事態への備えに関する取組等

- 令和 6（2024）年 11 月に田村市の住民を対象とした住民避難訓練を実施するとともに、令和 7（2025）年 1 月に災害対策本部運営訓練を実施しました。
- 南相馬市及び楡葉町に整備した原子力災害対策センターの維持管理を行うとともに、原子力防災業務に関わる職員に対し研修会を開催し、原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応能力向上を図りました。



〈住民避難訓練において車両の放射線量を測定している様子〉

ウ 原子力発電所周辺の環境モニタリングの実施

- 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について、モニタリングポスト（39 地点）による空間線量率をリアルタイムで公表しているほか、調査結果報告書を四半期毎にとりまとめ、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（環境モニタリング評価部会）」において確認し、公表しています（令和 5（2023）年度第 4 四半期分：令和 6（2024）年 7 月公表、令和 6（2024）年度第 1 四半期分：令和 6（2024）年 11 月公表、第 2 四半期分：令和 7（2025）年 2 月公表、第 3 四半期分：令和 7（2025）年 5 月公表）。
- 令和 5 年（2023）年 8 月から、ALPS 処理水の海洋放出を受けて海水モニタリングを強化しています。その結果、トリチウム濃度は海洋水放出前（令和 4（2022）年 4 月～令和 5（2023）年 8 月）の最大値を上回った地点がありましたが、事故前の測定値の範囲内でした。

	海洋放出後 (令和 5 年 9 月～ 令和 7 年 3 月)	海洋放出前 (令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 8 月)	事故前
福島第一原子力発電所周辺 9 測点における海水中的トリチウム濃度 (Bq/L)	ND～1.6	ND～0.66	ND～2.9

「ND」：検出下限値未満

- 今後、福島第一原子力発電所において燃料デブリの取り出しが行われるため、令和 2（2020）年度から発電所周辺の 3 地点で中性子線量率の測定、15 地点で土壌中のウラン濃度の測定を開始し、環境モニタリングを強化しました。これまで、中性子線量率の異常は確認されておりません。土壌中のウラン濃度は、天然ウランの放射能比と同程度でした。



課題

- 福島第一・第二原子力発電所の廃炉は長期にわたることから、監視を継続し、必要な対策や対応を国及び東京電力に求めていくことが重要です。



今後の方向性

- 廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、駐在職員や廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議などの取組により、引き続き監視を行うとともに、必要な対策や対応を国及び東京電力に求めています。

第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 地球温暖化対策の推進

➤ 現 状

地球温暖化は人間生活による二酸化炭素等の温室効果ガスの増加が原因であることは疑う余地がなく、2001年から2020年までの世界的な平均気温は1850年から1900年より0.99℃上昇し、2011年から2020年までの平均気温は1.09℃上昇しています。また、1850年から1900年と比べた2081年から2100年の平均気温は、温室効果ガス排出が非常に少ないシナリオ（SSP1-1.9）でも1.0℃から1.8℃上昇することが示されています〔1〕。本県においては、1890年から2023年までの平均気温が100年あたり1.6℃上昇しています〔2〕。

気候変動対策は喫緊の課題であり、福島県では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「福島県2050年カーボンニュートラル」を知事が令和3（2021）年2月に宣言し、この実現に向けて「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を令和6（2024）年10月に新たに制定しました。

県民の皆さんと一体となった省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギー等の最大限の活用、二酸化炭素の吸収源対策等の緩和策に全庁を挙げて取り組むとともに、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策に取り組み、これらを両輪として気候変動対策を推進します。

〔1〕 IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書 .2021年

〔2〕 福島地方気象台・仙台管区気象台. 東北地方のこれまでの気候の変化（観測成果）.福島県.2023年

令和6年度取組等

（1）県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減

ア 県民会議等あらゆる主体と連携した県民総ぐるみの省資源・省エネルギー対策の推進

- 事業者、民間団体、行政等、オール福島による脱炭素社会の実現に向け、知事を代表とした推進体制である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議（219団体、5名の学識経験者で構成）」の総会を令和6（2024）年12月に開催しました。
- 県内企業の脱炭素化を支援するため、金融機関や経済団体等と連携した推進体制として、「福島県地域脱炭素推進コンソーシアム」を令和7（2025）年3月に設立しました。
- カーボン・オフセットの取組を推進するため、省エネ設備や再エネ設備の導入によって得られた環境価値を国のJ-クレジット制度に基づきクレジット化する取組を推進しました。
- 「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた全県的な機運を醸成し、県民総ぐるみの地球温暖化対策を促進するため、環境イベント「ふくしまゼロカーボンDAY！2024」を9月から11月にかけて県内5か所（福島市、会津若松市、郡山市、玉川村、いわき市）で開催し、計23,530名の来場がありました。



ふくしまカーボンニュートラル
実現会議設立総会

- ふくしまゼロカーボン宣言事業により、事業所及び学校等におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進しました。（令和 6（2024）年度：事業所版 4,609 事業所、学校版 946 校・園参加）

- ふくしまゼロカーボンアワード 2024 を実施し、県内の模範となる気候変動対策の取組を行う事業所及び学校等を表彰しました。



ふくしまゼロカーボンアワード
（学校版）表彰式

- 県内の事業者が主催するエコドライブ講習会へ講師を派遣し、低燃費で安全を考えた運転であるエコドライブの推進に取り組みました。

- 保育園・幼稚園の未就学児を対象に、木製遊具等の貸し出しや、もりの案内人の派遣を行いました。また、小・中学生を対象に、県産材を使用した木工工作などを行い、地球環境を保全する意識の啓発に取り組みました。



保育園・幼稚園等への
もりの案内人の派遣

- 地域における地球温暖化防止活動を推進するため、地球温暖化防止活動推進員を県が委嘱するとともに、研修会や勉強会などを通じて推進員の資質向上を図りました。（令和 6（2024）年度：推進員 123 名（うち新規 31 名））

- 将来を担う若者世代が地球温暖化に対する理解や関心を高め、身近なところで気候変動対策の普及啓発などの活動を行っていただけるよう、県内大学生等を対象としたうつくしま COOL サポーター養成研修会を開催しました。（令和 6（2024）年度：研修会 47 名参加）

- 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づく温室効果ガスの削減目標や気候変動の影響に対する適応策等を広く県民に周知するため、各種イベントへの出展や啓発資材の配布等の普及啓発活動を行いました。

- 小学生や中学生、高校生を対象に地球温暖化の影響や対策の必要性を学ぶ機会を提供するため、11 校に専門家等を講師として派遣しました。

- 地域脱炭素の推進に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定に取り組む市町村を支援する「市町村脱炭素計画策定支援事業」において、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会」を開催するなどしました。（令和 6（2024）年度：アドバイザー派遣 7 市町村、市町村部会開催 3 回）

- 運輸部門における温室効果ガス排出量の削減の取組として、電気自動車の普及拡大を図るため、県内の個人及び法人に対して、電気自動車の購入に係る経費の一部の補助を行いました。（令和 6（2024）年度：302 件）

- カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の全県的な理解促進と実践拡大につなげるため、2050年の将来を担う若者世代である、福島大学の学生と協働で、「福島県 2050 年カーボンニュートラルを普及啓発するための動画及びイラスト」を制作しました。



学生が発信！カーボンニュートラル普及啓発「動画＆イラスト」完成披露

- 企業、物流業界、市町村等と連携して、令和 5（2023）年度より「みんなでアクション！再配達削減プロジェクト」を実施しており、令和 6（2024）年 6 月には「宅配ロッカー活用プロジェクト」を実施し、再配達削減を通じた運輸部門における温室効果ガスの排出削減を進めました。
- 電気自動車への切り替えが困難な貨物自動車に対して、エコタイヤの導入を支援するため、購入に係る経費の一部の補助を行いました。（令和 6（2024）年度：10,000 本）
- 家庭における省エネルギー化を促進するため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を新築・購入する個人、又は、県産材の利用など本県ならではの特性を含んだ ZEH（ふくしま ZEH）を建築する事業者に対し、その経費の一部の補助を行いました。（令和 6（2024）年度：個人補助 6 件、建築事業者補助 3 件）
- 県民の脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促すため、福島県環境アプリを活用し、温室効果ガス排出量の削減につながる行動（脱炭素アクション）を行った県民に対して、県産品などの抽選に応募できるポイントを付与する「脱炭素アクションキャンペーン」を行いました。（令和 6（2024）年 11 月～令和 7（2025）年 2 月まで）
- 「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」や「福島県 ZEB ガイドライン」により、県有建築物の整備や改修等の際に再生可能エネルギー導入と省エネルギー対策を推進しました。
- 民生業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、既存建築物を ZEB に改修する事業者に対して、経費の一部の補助を行いました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度
温室効果ガス 排出量 (2013 年度比)	▲8.9%	▲18.4%	▲21.3%	▲17%

<コメント等>

基準年度（2013 年度）と比較して、省エネの進展等によるエネルギー消費量の減少や電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少等により減少した。

コラム

「ふくしまゼロカーボンへの挑戦」

令和 5（2023）年度から、「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、「ふくしまゼロカーボンへの挑戦」をスタートしています。

令和 7（2025）年度においても、県内すべての事業所や学校に取り組んでいただく「ふくしまゼロカーボン宣言」と、県内のモデル的な地球温暖化対策の取組を表彰する「ふくしまゼロカーボンアワード 2025」の 2 つの事業を通して、オール福島で脱炭素社会の実現に向けてチャレンジしていきます！

「ふくしまゼロカーボン宣言」事業

【事業所版】

◆対象 県内事業所（業種・規模不問）

【学校版】

◆対象 県内の保育施設、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校



福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」

「ふくしまゼロカーボンアワード 2024」事業

【事業所版】

◆対象 県内の事業所

【学校版】

◆対象 県内の保育施設、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、各種学校

〈お問い合わせ先〉

生活環境部環境共生課 電話：024-521-7813 メール：kyousei@pref.fukushima.lg.jp

コラム

福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ

1 策定の背景

本県では、令和3（2021）年2月、知事が2050年度までに脱炭素社会を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。この目標の実現のためには、あらゆる主体が一体となり、県民総ぐるみで地域に根差した地球温暖化対策を着実に実行していくことが重要となります。

また、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の最大限の活用が必要不可欠であることから、従来の取組の単なる延長ではなく、目指す将来像からの整合的で野心的な中間目標を定め、取組を強力に推進していく必要があります。

そこで本県は、2050年カーボンニュートラルの実現、持続可能な脱炭素社会の形成を目指し「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」を策定することとしました。

2 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップについて

「カーボンニュートラル」とは、「温室効果ガスの排出量から森林による吸収量を差し引いて実質ゼロにすること」を意味し、ロードマップは2050年度までにカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。



コラム

福島県カーボンニュートラル条例の制定

1 背景

気象災害の頻発化・激甚化など、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響は世界各地で顕在化しています。本県においても、令和元年東日本台風など、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活に深刻な被害をもたらしており、こうした気候変動の影響の深刻化や世界的な脱炭素化の潮流を捉え、本県では令和3（2021）年2月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

カーボンニュートラルの実現のためには、事業者や県民を始めとするあらゆる主体の理解と共感を得ながら、オール福島で取組を推進することが必要であることから、2024 年（令和6 年）10 月に「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を制定しました。

2 条例の概要

(1) 目的

本県の 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、各主体が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図ることで、持続可能な社会を構築し、将来の県民に良好な環境を継承することを目的としています。

(2) 内容

温室効果ガスの排出量の削減を図る「緩和策」と、気候変動の影響による被害の防止等を図る「適応策」を両輪とした気候変動対策をオール福島で推進していくため、県、事業者、県民等の責務や施策の基本的事項などを規定しています。

「緩和策」については、事業活動や交通・自動車使用、建築物、日常生活、再生可能エネルギー、廃棄物、森林整備に分類し、実際の活動や生活の中でどのような取組を行っていくべきかという行動指針として活用できるよう規定しています。「適応策」については、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7分野の推進を基本的事項として規定しています。



福島県カーボン
ニュートラル条例

「2050年カーボンニュートラルを実現した福島県」将来像イラスト

福島大学の学生が2050年カーボンニュートラルを実現した福島県の姿についてアイデアをまとめ、イラストレーターとしても活躍する漫才師・母心の関あつしさんが作成を担当されました。



イ 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 市町村が商業まちづくりの推進に関する基本構想を作成する際に、商業振興のほか、環境への負荷に配慮したまちづくりの観点等から助言を行いました。
- 毎月1日、11日、21日の「バス・鉄道利用促進デー」について、各種イベントで周知したほか、県内の路線バスに無料で乗車できる「バス無料デー」を実施することで、環境にやさしい公共交通機関の利用促進に取り組みました。

ウ 森林づくりの推進

- 森林の有する、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るため、一般造林事業や森林環境基金による森林整備事業により、健全な森林を造成する一連の森林施業に対して支援を行いました。
- 林業分野への新規就業者の確保に向け、高校生、高校教諭を対象として、林業アカデミーふくしまのPRとともに林業現場見学会等を県内9校で実施しました。

主な環境指標	震災前	計画策定時点	実績値	目標値
	平成22年度	令和2年度	令和6年度	令和6年度
森林整備面積	12,185ha	6,004ha	4,583ha	6,700ha

<コメント等>

現在の森林整備面積は、森林所有者の経営意欲の低下や労働力不足等により、震災前の半分程度に留まっており、近年は漸減傾向で推移している。

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種事業により、森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備などを図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

主な環境指標	計画策定時点	実績値			目標値
	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
森林づくり意識醸成活動の参加者数	178,382人	153,413人	183,847人	156,287人	153,000人

<コメント等>

森林環境学習の推進やふくしま植樹祭をはじめとした森林づくり活動等への県民参加により、森林づくり意識醸成活動の参加者数は目標値を上回っている。

エ 温室効果を持つ物質の排出削減・抑制

- フロン排出抑制法に基づいて、第一種フロン類充填回収業者の登録を行うとともに、業務用冷凍空調機の管理者に対し、制度の周知を行いました。
- 短期的な気候変動と大気汚染の双方に影響がある物質として注目されている短寿命気候汚染物質（SLCP）の削減に向け、再生可能エネルギーや電気自動車、燃料電池自動車の導入を支援しました。

(2) 再生可能エネルギーの更なる導入拡大と地域におけるエネルギーの有効利用

- 住宅用太陽光発電設備 2,191 件、蓄電池設備 838 件、V 2 H システム（「V 2 H」とは「Vehicle to Home」の略で、クルマに蓄えた電気を家で使う仕組みのこと。）18 件の設置補助事業を行い、再エネ設備等の導入を支援しました。
- 事業者や市町村を対象とした補助事業では、自家消費型の再エネ設備導入 14 件や計画策定 2 件を支援しました。
- 県民の再生可能エネルギーの理解を促進する取組を 3 件支援しました。

主な環境指標	計画策定時点	参考目標値	実績値	目標値
	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 5 年度
再生可能エネルギーの 導入量 (一次エネルギーに占める割合) ※ 1	43.4%	40%	54.9%	51.9%
県内消費電力と比較した 再エネ導入量	83.6%	-	102.9%	94% ※令和 7 年度以降 は 100%以上

<コメント等>

福島県再生可能エネルギー導入推進ビジョンで掲げる「2040 年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の 100% 以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」に向けた中間目標である 2020 年度（令和 2 年度）40%を達成した。また、県内電力消費量との比較においても、「2025 年度までに、県内電力消費量の 100% 以上のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標を掲げている。「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けては更なる再生可能エネルギーの導入が必要であるため、現在進めている阿武隈地域等における共用送電線に接続する風力発電事業を確実に実施するなど、引き続き導入推進に努める。

※1 原油換算した再生可能エネルギーの導入量を一次エネルギー供給量で割った割合

- 再生可能エネルギーに関する県民理解の醸成・促進を図ることを目的に「ふくしま再エネファミリーラボ 2025」を郡山駅前で開催しました。

コラム

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン とは

1 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021～持続可能な社会を目指して～

「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現を目指し、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標を掲げ、この目標を確実に達成するために、2030年度における中間目標（70%）を設定しています。

2 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第4期）

上記ビジョンに基づく再生可能エネルギー先駆けの地を目指すための行動計画であり、対応すべき課題や必要となる当面の施策等を定めています。

現在のアクションプラン（第5期）は2025年度から2027年度までの3年間の計画期間としており、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「再生可能エネルギー関連産業集積」、「持続可能なエネルギー社会の構築」、「水素社会の実現」を施策の柱として、取組を進めています。

再生可能エネルギーの導入実績（原油換算）



(3) 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積

- 県の再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援機関であるエネルギー・エージェンシーふくしまを核として、企業間のネットワーク構築、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を一体的・総合的に支援しました。
- 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所では、平成 26（2014）年の開所以来、世界最先端の研究が行われており、令和 6（2024）年度の被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業では、コンソーシアム型 4 件及び個別企業型 8 件の再生可能エネルギーに関する技術支援が行われました。
- 再生可能エネルギー関連産業推進研究会（令和 7（2025）年 3 月末入会団体：1,090 団体）において、太陽光、風力、水素等の 6 分科会を各 3 回程度実施するとともに、会員企業等と国内外の展示会（「スマートエネルギー Week 春 2025」、「E-world energy & water 2025」等）に出展しました。
- ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま）は、令和 6（2024）年 10 月 17 日～18 日の会期で開催し、国内外から 209 企業団体の出展、4,483 名の来場がありました。
- 工業高校生等を対象として、REIFふくしまでの企業プレゼンテーションを実施するとともに、福島再生可能エネルギー研究所の見学や研究所職員による関連技術の紹介等を行いました。

(4) 福島新エネ社会構想の実現

- 阿武隈地域等における再生可能エネルギーの導入拡大のため、共用送電線の敷設 1 件及び再生可能エネルギー発電設備 9 件への補助を行いました。
- 県内企業等が研究開発を進めてきた再生可能エネルギー関連技術について、その事業化・実用化のための実証研究事業等 4 件に対して支援を行いました。
- 令和 2（2020）年 3 月に開所した「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」では、世界有数規模の再生可能エネルギー由来の水素製造施設を利用した最先端の実証が行われています。ここで生み出された水素については、県内の水素ステーション等で活用されています。
- 福島市のあづま総合運動公園、楡葉町の J ヴィレッジに設置した燃料電池において、浪江町の FH2R で作られた再エネ由来水素を活用することにより、水素社会の実現に向け水素の PR を行っています。
- 燃料電池大型トラックに対応した大型の定置式水素ステーションが開所（1 箇所 2 基）しました。
- 県内における燃料電池自動車の導入 15 件に対して支援を行いました。



本宮インターチェンジ水素ステーション

©2024 Air Liquide Japan

(5) 気候変動への適応

- 令和6年度から「福島県気候変動適応センター」において、気候変動の影響を収集・分析するとともに、環境イベント等において適応策に関する情報提供等を行っています。
- 環境省委託事業「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」により、農林水産物の生育・品質等に対する気候変動による高温等の影響についての調査を実施しました。
- 猛暑時に暑さをしのぐために一時的に休憩できる公共施設や商業施設等を「ふくしま涼み処」として登録、令和6（2024）年6月から9月まで運用しました。
「ふくしま涼み処」の活用を含めた熱中症予防啓発、熱中症対策の周知のため、県内4市、企業と連携し「熱中症予防啓発 県内4市一斉声かけイベント」、「暑さに負けない！ふくしま熱中症対策トークイベント」を開催しました。
- 熱中症予防の指標である暑さ指数（WBGT）について学ぶなど、学校生活等における熱中症予防対策を促すため、学校を対象とした熱中症出前講座を実施しました。（小学校：2校、中学校：1校）
- 熱中症特別警戒情報発表時の伝達体制を構築しました。
- 水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけるために、水質の汚濁の状況を常時監視しました。
また、渇水への対応として、4月～9月の期間中、本県における主要なダム（農業、上下水道、工業、発電用）の貯水率を、月2回調査しました。
- 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等のため、水防法に基づき河川氾濫時の浸水が想定される区域及び水深を示した洪水浸水想定区域図の作成を進めました。
- 土砂災害から県民の生命と財産を守るため、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を推進しました。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進しました。
- 気候変動に伴い激甚化する自然災害について、平時から自分ごとと捉え、日頃から自分にあった適切な避難行動を考え、備えるマイ避難の啓発のため、防災イベント「そなえる・ふくしま2024」（来場者約6,600人）を開催しました。
- 熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行い、県民が熱中症予防行動に取り組むことができるよう周知を図るとともに、県内の熱中症による救急搬送人員状況の調査を実施し、その結果をホームページで公表しました。
- 気候変動に対応する農業技術として「夏秋雨よけキュウリにおけるミストと日射制御型遮光の併用による高温対策」「防霜対策のための凍霜害警戒温度指標」など4件の成果を「普及に移しうる成果」として農業総合センターの成果発表会で周知するとともに、ホームページに掲載して農業者への普及を図りました。
- 月に1回、調査船により資源調査や海洋観測等を実施し、本県主要魚種の資源状況及び本県沿岸・沖合の海洋環境を把握しました。また、得られた各種情報は調査速報として関係各団体に提供しました。

▼ 課題

- 令和 4（2022）年度の県内の温室効果ガス実排出量は基準年度（2013 年度）比で▲21.3%となっており、令和 4（2024）年度の削減目標（▲17%）を達成しています。なお、当面の目標である 2030 年度の▲50%に向けては更なる削減努力が必要となっています。このため、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの削減（緩和策）と、気候変動の影響による被害を回避・削減するための取組（適応策）を一層推進する必要があります。
- 2023 年度の再生可能エネルギーの導入量については 54.9%となりました。今後の目標達成のために、更なる再生可能エネルギーの導入推進の取組が必要です。

◆ 今後の方向性

- 福島県カーボンニュートラル条例の下、県内企業の脱炭素化の支援や J-クレジットの創出に向けた取組のほか、将来の主役となる学生と連携した国内外への情報発信や市町村と連携した環境イベントの開催を通して、県民や事業者などの機運醸成と実践拡大を図るなど、ふくしまカーボンニュートラル実現会議を中心として、オール福島での気候変動対策をさらに推進していきます。
- 福島新エネ社会構想の実現については、2050 年カーボンニュートラルの実現、世界的潮流など、大きな社会情勢の変化を踏まえ、地域における再生可能エネルギー由来の水素の活用や再生可能エネルギーの研究開発の支援など、再エネ社会構築と水素社会の実現に向け積極的に取り組んでいきます。

2 循環型社会の形成

➤ 現 状

人間活動が自然環境に与える負荷は依然として大きい状況にあり、本県はこれまでも「福島県循環型社会形成推進計画」等に基づき、持続可能な社会の形成に向けて、環境と調和した事業活動の展開、循環資源の循環的利用の促進等、様々な取組を進めてきました。

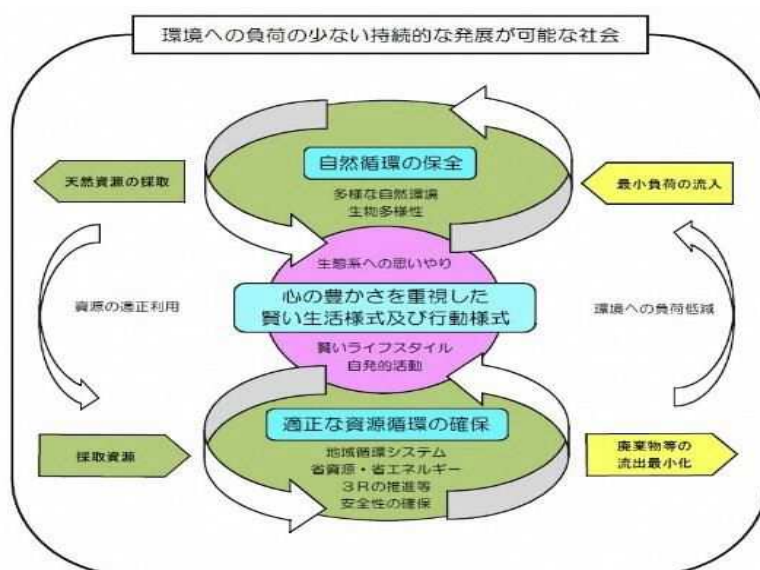
しかしながら、一般廃棄物について、本県の1人1日当たりのごみ排出量は、平成25(2013)年度以降は1,050g程度で推移し、全国平均より100g以上多く、また、リサイクル率も13%前後で推移し、全国平均(約20%)に比べ、極めて低い状況となっています。

一方、産業廃棄物の再生利用率は、平成25(2013)年度以降は50%前後で推移しています。

令和6年度取組等

(1) 環境に配慮したライフスタイルの推進

- 「福島県循環型社会形成推進計画」に基づき、環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するため、復興・再生に向けた取組との調和を図りながら循環型社会の形成に取り組みました。



- 食品ロスの削減を図るため、事業所向けの取組として「食べ残しゼロ協力店」の募集・認定を行うとともに、ドギーバッグ(持ち帰り容器)を製作し、希望する認定店に配布しました。また、県庁職員を対象としてフードドライブを実施し、集めた食品を県社会福祉協議会等へ提供しました。
- エシカル消費の理念普及のため、大玉村及び浪江町でのエシカルマルシェの開催や、小野町の中学校でのエシカル給食会、道の駅や農産物直売所と連携した啓発グッズの掲示、高校生のデザインを取り入れた新聞広告や牛乳パック広告などを展開し、県民の更なる意識醸成に取り組みしました。

- 環境アプリ内で「クールアースデーポイント倍増」キャンペーン、「エシカル」キャンペーン、「脱炭素アクション」キャンペーンといった、各種キャンペーンを実施することによって家庭でのごみ減量化や省エネに向けた取組を推進しました。
- 事業者、民間団体、行政等、オール福島による脱炭素社会の実現に向けて、知事を代表とした推進体制である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議（219 団体、5 名の学識経験者で構成）」の総会を令和 6（2024）年 12 月に開催しました。
- 「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた全県的な機運を醸成し、県民総ぐるみの地球温暖化対策を促進するため、環境イベント「ふくしまゼロカーボン DAY！2024」を 9 月から 11 月にかけて県内 5 か所（福島市、会津若松市、郡山市、玉川村、いわき市）において開催し、計 23,530 名の来場がありました。
- 保育園・幼稚園の未就学児を対象に、木製遊具等の貸し出しや、もりの案内人の派遣を行いました。また、小・中学生を対象に、県産材を使用した木工工作などを行い、地球環境を保全する意識の啓発に取り組みました。
- 小学生や、中学生、高校生に、地球温暖化の影響や対策の必要性を学ぶ機会を提供するため、11 校に専門家等を講師として派遣しました。
- ふくしまゼロカーボン宣言事業により、事業所及び学校等におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進しました。（令和 6（2024）年度：事業所版 4,609 事業所、学校版 946 校・園参加）
- ふくしまゼロカーボンアワード 2024 を実施し、県内の模範となる気候変動対策の取組を行う事業所及び学校等を表彰しました。
- 地域脱炭素の推進に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定に取り組む市町村を支援する「市町村脱炭素計画策定支援事業」を実施するとともに、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会」を開催しました。（令和 6（2024）年度：アドバイザー派遣 7 市町村、市町村部会開催 3 回）



ふくしまゼロカーボン宣言に係る講師
等派遣事業による講演

コラム

福島県環境アプリについて

県では、令和3（2021）年4月より、「福島県環境アプリ」の運用を開始しました。

アプリには、ごみ収集カレンダーの表示・通知、日々のエコ活動の取組に応じたポイントを獲得、獲得したポイントで県産品抽選への応募、CO₂削減量見える化等の機能があります。

アプリを活用して、楽しくごみ減量化とエコ活動に取り組みましょう！



〈お問い合わせ先〉

生活環境部 一般廃棄物課

電話 024-521-7249

メール itupan@pref.fukushima.lg.jp

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/>



ダウンロードは
こちらからどうぞ

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

- 「福島県廃棄物処理計画」における廃棄物の発生抑制、再生利用促進、最終処分量の削減についての目標達成に向け、産業廃棄物税等を活用するなどにより、次の事業を実施しました。
- ごみの排出量削減に向け、県が主催する「ふくしまゼロカーボンDAY！2024」、「ふくしま産業廃棄物エキスポ」などのほか、民間事業者が主催する「LIVE AZUMA」、「ふくしま SHOW カレーまつり」のイベントにブース出展し、対面にて、ごみ減量アイデアやダンボールコンポストなどのごみ減量方法について普及啓発等を行いました。また、環境省と共催で「3R推進地方セミナー」を開催し、廃棄物3Rの一層の推進に向け、広く普及啓発を図りました。
- 廃棄物等ごみの減量化や有効利用を図るため、優良なリサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため普及啓発等を行いました。（令和6（2024）年度末認定製品数 計55製品）
- 生活系可燃ごみの中で生ごみが最も多くの割合を占めていることから、生ごみの排出量を削減するため、3市町の81世帯がダンボールコンポストによる生ごみの削減に取り組むモデル事業を実施しました。
- 事業系の生ごみ削減に向け、福島市東部学校給食センターに業務用生ごみ処理機を貸与し、生ごみを削減するモデル事業を実施しました。
- 産業廃棄物処理業者の業務の効率化、省力化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）化に対して支援を行いました。（令和6（2024）年度補助件数 2件）
- 産業廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進を目的とした施設整備や環境教育等の普及啓発に対して支援を行いました。（令和6（2024）年度補助件数 4件）
- 産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理事業者を対象とした人材育成のための研修会を開催しました。（参加者数 98名、オンライン開催 380名）
- 福島イノベーション・コースト構想に基づく浜通り地域等でのエネルギーに関する環境・リサイクル分野での事業創出及び関連産業の育成・集積を目指し、ふくしまエネルギー・環境・リサイクル関連産業研究会（令和7（2025）年3月末入会団体：210団体）会員を対象に、産学官のネットワーク、新規参入、事業化、販路拡大を一体的・総合的に支援しました。
- 食品ロスの削減を図るため、事業所向けの取組として「食べ残しゼロ協力店」の募集・認定を行うとともに、ドギーバッグ（持ち帰り容器）を製作し、希望する認定店に配布しました。また、県庁職員を対象としてフードドライブを実施し、集めた食品を県社会福祉協議会等へ提供しました。
- 廃棄物処理事業継続計画の策定予定がない自治体に、安定的に廃棄物処理業務を継続できるように計画策定等を要請しました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和元年度	令和４年度	令和５年度	令和５年度
一般廃棄物の排出量 (１人１日当たり)	1,035 g	1,021 g	968 g	971g 以下
<コメント等> 令和５年度は全国ワースト２位となった。市町村と連携し、更なるごみ減量化の促進を図る必要がある。				

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和元年度	令和４年度	令和５年度	令和５年度
一般廃棄物の リサイクル率	12.7%	12.8%	13.2%	14.6%以上
<コメント等> 令和元年度以降、微増傾向が見られるが、令和４年度は減少に転じたものの、令和５年度には再度上昇に転じた。今後も目標達成には更なるリサイクルの推進が必要である。				

主な環境指標	計画策定時点	実績値		直近の目標値
	令和元年度	令和４年度	令和５年度	令和８年度
一般廃棄物最終処分場 埋立量（１日当たり）	255 トン (保管量含む)	217 トン (保管量含む)	189 トン (保管量含む)	150 トン以下
<コメント等> 最終処分埋立量は減少傾向が続いているが、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に努める必要がある。				

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和５年度
産業廃棄物の排出量	7,498 千トン	7,134 千トン	6,958 千トン	7,700 千トン
<コメント等> 排出量は廃棄物処理法に基づく報告を基に推計した値。令和２年度以降、目標値を達成している。				

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和５年度
産業廃棄物の再生利用率	54%	51%	47%	52%

<コメント等>

排出量に占める再生利用量の割合を示している。令和４年度に比べ減少となった。再生利用が落ち込んでいるばいじんについて、引き続き、再生利用の促進に取り組む必要がある。

主な環境指標	計画策定時点	実績値		直近の目標値
	令和２年度	令和４年度	令和５年度	令和８年度
産業廃棄物の最終処分率	7%	9%	9%	6%

<コメント等>

排出量に占める最終処分量の割合を示している。令和４年度に続き目標値を達成せず横ばいである。今後も廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に取り組む必要がある。

(3) 廃棄物の適正な処理

ア 正しい知識の普及啓発

廃棄物の適正処理を促進するため、産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査等を行うとともに、処理業者が行う地域住民等の理解促進を目的とする取組に対して支援を行いました。

イ 事業者等への監視・指導

廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施するとともに、最終処分場の放流水のダイオキシン類等調査を行いました。

ウ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制づくりの支援等を行いました。



〈地域ぐるみ監視体制づくり支援事業〉

エ 不法投棄等事案の原状回復等指導

不法投棄及び不適正処理事案について、関係機関と連携し、処理業者等に対する未然防止指導を行うとともに、原因者等に対する原状回復指導を行いました。

オ 災害廃棄物処理計画の策定等

大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、「福島県災害廃棄物処理計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。市町村も災害廃棄物処理計画を策定する必要があるため、未策定市町村に対して策定に資する研修会の開催やひな形を提示するなど、支援を行いました。

カ 令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により発生した災害廃棄物への対応

令和4（2022）年3月16日の地震により発生した災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、広域処理のための調整などを行うなど、市町村を支援しました。

令和7（2025）年3月末時点で、県内の災害廃棄物 247,981 トン全ての処理が完了しました。



〈災害廃棄物の搬出〉

キ プラスチック類の3Rの推進

プラスチック類を含むごみ減量化等について、企業や団体が実践しているプラスチック削減の取組をテーマとした「プラ3R実践コンテスト」を令和5年度に実施し、この取組について各種イベントにて啓発を実施しました。

ク 海岸漂着物対策の推進

「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等が海岸漂着物等の回収及び処理を行うとともに、小学生を対象とした環境教育副読本で海洋汚染の現状を紹介して一人一人の取組の重要性の啓発や、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金による市町村への海岸漂着物回収処理事業の補助など、海岸漂着物対策を推進しました。

（4）環境と調和した事業活動の展開

ア 一事業者としての県の取組

「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者として気候変動対策や廃棄物減量化等の環境負荷低減の取組を行いました。

イ 環境負荷低減に資する取組の支援・促進

循環型社会の形成に向け、県内で生じた廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、優良なリサイクル製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」に認定するとともに、その利用拡大を図るため、普及啓発等を行いました。

ウ 環境と共生する農林水産業の推進

有機農業、特別栽培を始めとした環境負荷の低減に貢献する「環境と共生する農業」を推進しました。また、福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定(みどり認定)の認定制度の周知、推進を図りました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
第三者認証 GAP等を取 得した経営体 数	680 経営体	774 経営体	783 経営体	1,140 経営体
<コメント等> 第三者認証GAP等の取得のための支援や、認証取得農場のGAP実践・活用・定着への支援を行った。また、消費者や流通業者に対して認証取得農場の取組等を情報発信した。				

課題

- 循環型社会の形成に向け、食品ロスの削減等、環境に負荷をかけない意識への転換とともに、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の更なる促進などが求められています。
- 県民1人1日当たりのごみ排出量は、東日本大震災の影響で大きく増加し、その後減少し、東日本大震災前の水準を下回りましたが、令和5（2023）年度は、全国ワースト2位となったため、更なるごみ減量化の促進を図る必要があります。

今後の方向性

- 循環型社会を形成していくためには、県民一人一人が環境問題に対する高い意識を持ち、主体的に行動することが大切であることから、県民に広く環境意識の浸透を図るため、事業者等と連携し、マイバッグ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組を実施するほか、未来を担う子どもたちに対する環境意識の啓発等によって、地域における省資源・省エネルギーの意識の向上を図り、環境への負荷を軽減するライフスタイルへの転換を推進します。
- 「わたしから始めるごみ減量！」をキャッチフレーズに掲げ、県民・事業者総ぐるみでごみの減量に取り組めます。また、市町村が主体的にごみ削減等に取り組むための補助制度や廃コピー用紙のリサイクル処理を進める県内企業等への助成制度を創設するとともに、「三つの“きり”」（生ごみの水きり、料理の食べきり、食材の使いきり）の実践や家庭・事業所における紙ごみ等のリサイクル可能物の分別の徹底を集中的に呼びかけ、取組を促します。
- 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を進めるため、排出事業者等に適正処理の指導を行うとともに、再生利用等を促進する施設整備等の支援を行います。
- 産業廃棄物の処理に携わる人材向けの研修会の開催、各種講習会の受講支援を行うとともに産業廃棄物業界の役割を県民に周知するためのイベントの開催などを行います。

コラム 特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例について

使用済みの金属やプラスチックくず（再生資源物）を収集し屋外保管する行為は、廃棄物処理法の規制がかかりません。

このことから、再生資源物の適正な屋外保管を促すため、再生資源物の保管方法に一定の規制を設ける、福島県独自の条例を令和7（2025）年1月に施行しました。



〈お問い合わせ先〉

生活環境部 産業廃棄物課

電 話 024-521-7259

メー ル sangyou@pref.fukushima.lg.jp

3 自然共生社会の形成

➤ 現 状

本県は「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小 300 を超す湖沼からなる裏磐梯地区を始め、豊かな自然と多様な動植物に恵まれています。東日本大震災の影響により、自然環境、生態系は大きな影響を受け、希少な野生動植物（松川浦周辺のヒメイトトンボ、夏井川河口のコアジサシ等）の生息地の一部も大きく環境が変化しました。

本県のシンボルである猪苗代湖の水質も、中性化に伴う COD 値の上昇等、水質悪化が懸念されています。

また、近年、ツキノワグマの目撃例の増加や人の生活圏への出没、人的被害に加えて、イノシシ等の生息数の増加や生息域の拡大により農林水産物被害等が深刻化しています。

令和 6 年度の取組等

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい

ア 自然公園等での自然環境の保全推進

- 自然公園の中にも繁殖力が強く在来の動植物の生息場所を奪ってしまう「特定外来生物」の増加が問題になっていることから、尾瀬国立公園においてオオハンゴンソウの駆除を環境省等と連携し実施しました。



〈オオハンゴンソウ駆除の状況〉

- 自然保護指導員が自然公園内を巡視し、状況調査及び各種行為に対する指導等を実施しました。

イ 自然環境の保全に関する普及啓発の推進

- 生物多様性の豊かな恵みを将来にわたって継承できるよう、県民に対しホームページやパンフレット等による普及啓発を行いました。

ウ 自然とのふれあいの場の整備推進

- 農業生産活動を通じた多面的機能の確保、農業者等による農地・水路等の草刈り、泥上げ、農道脇への花の植栽などの共同活動、老朽化が進む農地周りの水路を補修・更新することで施設の長寿命化等の取組を支援しました。
- 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源の涵養^{かん}、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理を推進しました。
- それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮し、一連区間の魚道の設置等の河川整備を実施しました。

エ 自然とのふれあい活動の推進

- 本県の優れた自然環境の中で行う、質の高い環境学習に対し助成を行うことによって、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を推進しました（参加者 20 校 605 名）。
- 環境省と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、越後三山只見国立公園の情報発信拠点として奥会津ビジターセンターを柳津町に開所しました。
- また、自然体験等をメインとした奥会津まるごとフェスティバルの開催のほか、自然や環境について学べる施設 41 か所をまとめたガイドブックを作成し、掲載施設を巡るスタンプラリーを実施するなど、国立・国定公園の魅力向上に向けたプロモーションを実施しました。

主な環境指標	震災前	計画策定時点	実績値			目標値
	平成 22 年	平成 30 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 5 年
自然公園の利用者数	15,291 千人	10,277 千人	6,693 千人	8,559 千人	8,705 千人	10,640 千人

<コメント等>

震災前は年間 1,500 万人を上回っていたが、震災・原発事故以降、風評被害、近年では新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け利用者が低迷しているが、回復傾向がみられる。

コラム

ふくしまグリーン復興構想とは

平成 30（2018）年 8 月に環境省から福島復興の新たなステージに向けた支援方針「福島再生・未来志向プロジェクト」の一つとして、「ふくしまグリーン復興への支援」が示されたことから、取組の基本的な方向性となる「ふくしまグリーン復興構想」を平成 31（2019）年 4 月に環境省と共同で策定しました。



本構想は、福島県と環境省が互いに連携しながら、自然公園の利用者や地域のニーズ等の把握に努め、「国立公園・国定公園の魅力向上」、「環境変化を踏まえた県立自然公園の見直し」、「国立公園・国定公園を中心とした周遊する仕組みづくり」の 3 つの柱に沿って取組を進め、自然環境の保全と調和、適正な利用による交流人口の拡大を図り、福島県全体の復興に寄与することを目指しています。

(2) 野生鳥獣被害対策

- 市町村と連携しながら農作物被害を防止するため、福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針に基づき、人材育成活動、市町村協議会等が行う被害対策など、地域ぐるみで取り組む効果的な鳥獣被害防止対策を支援しました。



〈地域リーダー育成研修会の様子〉

- 生息数の増加や生息域の拡大が著しい野生鳥獣については、生態系への影響や農林水産物被害など、人とのあつれきが生じていることから、平成 27 (2015) 年 5 月に施行した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、生息環境管理や被害防除対策、個体数管理などを効果的に組み合わせ、適切な管理を行いました。

- イノシシ、ニホンジカについては、「指定管理鳥獣捕獲等実施計画」に基づき、県の直接捕獲事業等を実施するなど、個体数の管理を行いました。令和 6 (2024) 年度はイノシシについて合計 14,079 頭、シカについては合計 3,472 頭捕獲しました。また、捕獲と併せて、生息環境管理や被害防除対策等を組み合わせ、効果的な管理を実施しました。



〈地域住民主体で取り組む防除柵設置作業〉

主な環境指標	計画策定時点	実績値		目標値
	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 6 年度
イノシシの年間捕獲頭数	35,698 頭	14,667 頭	14,079 頭	25,000 頭以上最大限
シカの年間捕獲頭数	2,353 頭	1,919 頭	3,472 頭	1,400 頭以上最大限

<コメント等>

イノシシについては、豚熱の影響などにより、個体数が減少したが、今後大幅に増加する可能性があるとの分析している。イノシシの捕獲頭数は年次変動する傾向があるため、状況を注視し、引き続き最大限の捕獲に取り組む。

シカについては、生息域を拡大させており、引き続き最大限の捕獲に取り組んでいく。

※「頭以上最大限」とは、記載の目標頭数の捕獲を確保しつつ、最大限の年間捕獲頭数を目指すことを意味しています。

- ツキノワグマについて、集落環境診断や河川敷のやぶの刈り払い等、地元市町村を始め、地域住民や関係機関等と一体となって取り組む地域づくり事業により総合的な被害対策を実施しました。

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

ア 野生動植物の保護・救護の取組の推進

- 絶滅するおそれがある種について保全対策を検討するための重要な指標となる希少野生動植物リスト（ふくしまレッドリスト）について、内容を見直し、ふくしまレッドリスト 2024 年版として公表しました。



〈希少野生動物であるコアシサシ〉

- 公共事業により生物多様性が無秩序に損なわれることがないように、事業者への希少種情報の提供、福島県野生動植物保護アドバイザーの活用促進等に取り組みました。
- 生物多様性からの恵みの維持、啓発、利用の推進に当たり補助役を担う福島県野生動植物保護サポーターを対象とした研修会を実施しました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値			目標値
	令和 2 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 6 年度	
野生動植物保護サポーター登録数	158 人	169 人	174 人		166 人

<コメント等>

東日本大震災の影響で人数が減少したものの、徐々に回復している。サポーターの高齢化を踏まえ、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集期間や広報の方法などを見直しさらなる工夫を行っていく。

- 傷病鳥獣を 190 頭・羽保護し、野生復帰ができるように野生生物共生センターにおいて治療等を行いました。

イ 外来種の増繁殖防止

- 外来種対策を推進するため、外来種の生育・生息状況や被害の情報を収集し、ふくしまブルーリストを作成しました。また、優先的に対策が必要な種については、市町村等と連携しながら、防除活動を推進しました。また、各地域で外来種防除活動を行う団体等への支援を行いました。

ウ 生物多様性の恵みの持続可能な利用

- 生物多様性の豊かな恵みを将来にわたって継承できるよう、生物多様性について学べるイベントやホームページ、パンフレット等により、普及啓発を行いました。

エ 地震・津波により影響を受けた生物多様性の回復に向けた適切な保全

- 津波被災地域の河川河口部・沿岸域においては、津波跡地に塩生湿地や湿地が生じ、これまで県内で生育が知られていなかった絶滅危惧植物の繁茂が確認されました。生育地を保全するために湿地を残すなど、新たに確認された希少種に対する配慮を行いながら復旧事業等が実施されました。

(4) 国立・国定公園等の保全と適正な利用

ア 国立・国定公園等の適正な利用の推進

- 環境省と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上に向けたプロモーションのほか、自然体験等をメインとした奥会津まるとフェスティバルを奥会津ビジターセンターで開催しました。
- 尾瀬の魅力や素晴らしさの認知度向上のため、フォトコンテスト（6～11月）を開催し、その様子を Web で配信することで、魅力を広く発信しました。
- 裏磐梯とその周辺地域における磐梯朝日国立公園の適正な保護管理と利用増進を図ることを目的として設立された「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に参画し、公園を訪れた利用者への自然解説や子どもたちが体験しながら自然とふれあい環境保全の大切さを学ぶための活動などを支援しました。



〈自然環境学習への協力〉

イ 国立・国定公園等の自然環境保全の促進

- 国立・国定公園の自然環境を保護しつつ適正な利用を促進するため、木道や展望デッキなどの公園施設を整備・更新しました。
- 本州最大の高層湿原を有する尾瀬国立公園の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため、特殊植物等保全事業を継続して実施しました。
- 尾瀬の貴重な湿原植生をニホンジカから守るため、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会において、防鹿柵巡視等を行いました。

(5) 猪苗代湖等の水環境保全

- 猪苗代湖では近年、湖水が中性化し、それに伴い COD 値の上昇などの水質の悪化が顕在化しています。環境創造センターで、調査研究等を実施し、水質悪化メカニズムの解明を進めたところ、湖内での生物生産量の増加が確認されました。このため、水生植物を利用した流入河川での直接浄化試験や、猪苗代湖の水質予測モデルの構築を進めました。

主な環境指標	計画策定時点	実績値			目標値
	令和元年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
猪苗代湖の COD値 (75%値)	1.4mg/L	1.4mg/L	1.5mg/L	1.6 mg/L	1.3mg/L

<コメント等>

近年の横ばい傾向から上昇が見られたため、水質汚濁負荷源の一つと考えられるヒシ等の水生植物の効率的な回収などを推進する。

また、環境創造センターでCOD上昇の原因の解明などの調査研究を引き続き行うとともに、更なる汚濁負荷低減策を検討し水質向上を目指す。

- 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業の一環として、関係団体と連携したヒシ刈りや漂着水草の回収などの水環境保全実践活動の推進や、刈取船による水生植物の刈取りを行いました。
 - 流域における生活排水対策として、窒素りん除去型浄化槽の普及促進や適正な維持管理などに関する講習会及び学習会を開催しました。
 - 猪苗代湖流域の農業集落排水については、2市町村で6施設が稼働しています。各施設とも、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」で規定する水質基準を満たすためのリン除去施設等を有しており、猪苗代湖の水質保全に寄与しています。
 - 県民が一体となった水環境保全活動を推進する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、水環境保全フォーラムやフォトコンテストを開催するとともに、県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃（猪苗代湖クリーンアクション）を実施しました。
-
- 〈猪苗代湖クリーンアクションの様子〉
- 刈取船の運航が困難な浅瀬での水生植物「ヒシ」の回収活動について、人力によるより効率的な回収方法や有効活用の検討、枯死による水質への影響の確認を行いました。
 - 猪苗代湖流域における生態系等の自然環境の魅力を伝えるため制作した4本の映像を、県公式YouTubeや観光施設などで配信し、広く魅力を発信しました。
様々な立場で猪苗代湖に関わってきた方々の言葉を通して猪苗代湖の魅力を伝えるデジタルパンフレットを制作し、県公式HPに掲載しました。

コラム

猪苗代湖の清掃ボランティアに参加しよう！



「猪苗代湖クリーンアクション」と題した湖岸清掃活動では、ボランティアの皆さんの「手」によって、湖岸のごみや漂着したヨシを回収します。清掃後の湖岸はとてもきれいになり、それが猪苗代湖の水質改善につながります。皆さんの「手」で、猪苗代湖をきれいなまま未来へ残しましょう！

下記 web サイトに清掃ボランティアの情報を掲載しております。是非、御参加ください。

- ・ 福島県生活環境部水・大気環境課
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/>
- ・ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会
<https://mizu-mirai.jp>

〈お問い合わせ先〉

生活環境部 水・大気環境課
電 話 024-521-7258

メール

mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp



課題

- 自然共生社会の形成のため、自然資源や地域資源の活用による自然公園の更なる魅力向上と創出に向けた事業の展開が必要です。
- イノシシ等の野生鳥獣について、人口減少・高齢化の進展に加え、原発事故による避難指示や出荷制限に伴う捕獲圧の低下等を背景として、生息範囲の拡大が懸念される状況にあるため、更なる対策の強化が必要です。
- 猪苗代湖等の水質改善に向けて、取組を推進していく必要があります。

今後の方向性

- 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進のため、引き続き自然環境を保護しながら、公園施設等を整備し、快適で安全な利用の促進を図ります。
- 震災後減少した自然公園利用者数の回復及び自然資源の活用による復興の推進に向けて、「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、県内の自然公園の魅力向上や自然公園を周遊する仕組みづくりなどにより、自然環境の保全と調和を図りながら、適正な利用を促進していきます。
- 尾瀬国立公園への福島県側からの入山者数を増加させるため、尾瀬での環境学習や尾瀬の魅力を広く国内外に発信する事業を展開していきます。
- 野生鳥獣対策については、捕獲の強化のみならず、侵入防止柵設置等の被害防除、河川敷の刈り払いなどの生息環境管理、及び人材育成等の対策に総合的に取り組んでいきます。
- 猪苗代湖の水質についてはCODが増加傾向であることから、水質悪化メカニズムの解明などの調査研究に取り組み、生活排水対策を一層推進するとともに、水質汚濁の原因のひとつである水生植物の効率的な回収等を実施し、県民等と連携して水質改善を目指します。

4 良好な生活環境の確保

➤ 現 状

水環境については公共水域の環境基準をほとんどの水域で達成しています。また、大気環境についても全ての測定地点で二酸化硫黄等の環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては依然として環境基準が達成されていません。

なお、ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基準を達成しています。

公害苦情件数については、震災直後に大幅に増加したのち、近年は減少傾向にあり、震災前の水準に近づいています。

令和 6 年度の取組等

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策

ア 大気環境保全対策の推進

- 大気汚染防止法に基づき、県及び中核市（福島市、郡山市、いわき市）において大気環境測定局を 37 ヶ所に配置し測定機器の保守及び更新を計画的に進めるとともに、大気の汚染の状況を常時監視しました。
- その結果、令和 5（2023）年度は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び PM2.5（微小粒子状物質）は測定した全ての地点で環境基準（長期的基準）を達成した一方、光化学オキシダントは測定した 30 地点全てで環境基準を達成しませんでした。



〈環境大気中のアスベスト濃度調査における試料採取の様子〉

調査項目	令和 5 年度の全測定局の年平均値 （各測定局の年平均値の範囲）	環境基準 達成率
二酸化硫黄	0.001（0.000 ～ 0.002） ppm	100 %
一酸化炭素	0.2（0.2） ppm	100 %
浮遊粒子状物質	0.010（0.006 ～ 0.015） mg/m ³	100 %
光化学オキシダント	0.043（0.041 ～ 0.046） ppm	0 %
二酸化窒素	0.005（0.002 ～ 0.012） ppm	100 %
微小粒子状物質 （PM2.5）	7.2（5.6 ～ 8.7） μg/m ³	100 %

※光化学オキシダントは昼間（5～20 時）の日最高 1 時間値の年平均値です。

◎環境基準

調査項目	環境基準
二酸化硫黄	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
微小粒子状物質（PM2.5）	<長期基準> 1年平均値が15μg/m³以下であること。 <短期基準> 1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35μg/m³以下であること。

- 103 工場・事業場においてばい煙発生施設等への立入調査を行い、ばい煙排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
- 令和5（2023）年度は、飛散性アスベスト建材が使用されている建築物等の解体等工事（特定粉じん排出等作業）への立入調査を1,221件行い、作業基準等の遵守について監視・指導を行うとともに、県及び中核市において県内9ヵ所で定期的に一般環境大気中のアスベスト濃度を調査しました。
その結果、全ての地点、全ての調査時期において総繊維数濃度が1本/L以下でありました。（総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合に、アスベスト濃度の定量を行います。）

イ 水環境保全対策の推進

- 水質汚濁防止法に基づき、県、中核市及び国土交通省において、公共用水域199地点及び地下水407地点で常時監視を行うとともに、280特定事業場等に対し、排出基準等の遵守について監視・指導を行いました。
常時監視の結果、公共用水域については、水質汚濁の代表的な指標であるBOD又はCODは、環境基準が適用される107地点（88水域）中環境基準を達成したのは95地点（77水域）で、水域での達成率は87.5%でした。
- 地下水については、新たに1地点で1,1,2-トリクロロエタン、1地点で1,2-ジクロロエチレン、1地点で砒素、1地点で六価クロムが環境基準を超過しました。過去に基準超過した井戸については、232地点のうち57地点で環境基準を超過しましたので、継続的に水質の監視を行っていきます。
- 環境基準が定められていない要監視項目のうち、「PFOS及びPFOA」について、令和3年度から公共用水域及び地下水での検出状況を調査しています。令和6年度は、公共用水域1地点、地下水2地点で暫定目標値を超過しましたので、継続的に水質の監視を行っていきます。

◎公共用水域における B O D（河川）C O D（湖沼、海域）の調査結果

区分	環境基準 類型	達成水域数/ 測定水域数	達成率 (%)	区分	環境基準 類型	達成水域数/ 測定水域数	達成率 (%)
河川	A	45/45	100	湖沼	A	6/15	40.0
	B	12/12	100	海域	A	5/7	71.4
	C	3/3	100		B	6/6	100
	計	60/60	100		計	11/13	84.6
合 計						77/88	87.5

◎環境基準（BOD、COD）

区 分	環境基準 類型	利用目的の適応性	項目	基準値
河 川	A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	BOD	2 mg/L 以下
	B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの		3 mg/L 以下
	C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの （下線部：工業用水 2 級、3 級、農業用水及び環境保全）		5 mg/L 以下
湖 沼	A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及び B 以下の欄に掲げるもの （下線部：水産 3 級、工業用水 1 級、2 級、農業用水及び環境保全）	COD	3 mg/L 以下
海 域	A	水産 1 級・水浴・自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	COD	2 mg/L 以下
	B	水産 2 級・工業用水及び C の欄に掲げるもの（下線部：環境保全）		3 mg/L 以下

※基準値は日間平均値

この他に河川は類型 AA、D 及び E、湖沼は類型 AA、B 及び C、海域は類型 C の基準値が設定されていますが、本県では該当する水域はありません。

（注） 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

- 令和4年（2022）1月に策定した「福島県水環境保全基本計画」「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に基づき水環境を保全するため、水質調査等により目標の達成状況を把握しながら、計画の着実な推進に努めました。
- 福島市、会津若松市ほか36市町村において、下水道施設が整備されており、「ふくしまの美しい水環境整備構想」に基づき、さらなる整備及び更新等を行っています。
- 農村集落及び集落下流域の水質保全対策として、農業集落排水施設の整備を継続して行くとともに、既設処理場等の更新整備を推進しました。
- 合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村に対する支援を行いました（令和6年（2024）年度実績：481件）。
また、猪苗代湖の水環境保全のため、流域内の窒素・りん除去型浄化槽の整備に対し補助金を交付しました（令和6（2024）年度実績：11基）。

ウ 土壌環境保全対策の推進

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が確認された土地を区域指定し、汚染の拡散防止及び汚染土壌の適正処理について指導を行いました。

エ 騒音、振動、悪臭の被害防止

令和5（2023）年度は、騒音規制法に基づき、環境基準の類型指定地域を有する13市町村において自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を把握しました。

測定は、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～6:00）の時間帯に分けて行い、令和5（2023）年度の結果は、評価対象の78,409戸のうち昼間及び夜間の両時間で環境基準を達成したのは76,804戸で98.0%、昼間又は夜間いずれかが達成したのは646戸で、達成率は0.8%、昼間及び夜間とも達成しなかったのは959戸で、未達成率は1.2%でありました。

※ 町村（2町村）は県が調査し、市（11市）においては市が調査を行っています。

地域	評価区間内 戸数	令和5年度の環境基準達成状況（戸数）		
		昼・夜とも達成	昼・夜のいずれかが未達成	昼・夜とも未達成
近接空間	30,069	29,159 (97.0%)	392 (1.3%)	518 (1.7%)
非近接空間	48,340	47,645 (98.6%)	254 (0.5%)	441 (0.9%)
計	78,409	76,804 (98.0%)	646 (0.8%)	959 (1.2%)

◎環境基準

○幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（近接空間）（単位：デシベル）

該 当 地 域		時間の区分	
		昼間	夜間
		6:00～22:00	22:00～6:00
幹線道路を担う道路に 近接する空間	2車線以下の道路の端から 15m	70 以下	65 以下
	2車線を超える道路の端から 20m		

（注）幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

○騒音に係る環境基準（非近接空間）

（単位：デシベル）

該 当 地 域		時間の区分	
		昼間	夜間
		6:00～22:00	22:00～6:00
一 般 の 地 域	A 専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下
	B 主として住居の用に供される地域		
	C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 以下	50 以下
道 路 に 面 す る 地 域	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	B 地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※この他に一般の地域において類型 AA の基準値が設定されていますが、本県では該当する地域はありません。

(2) 化学物質の適正管理等

ア 化学物質による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県、中核市及び国土交通省において県内 139 地点で大気、水質、地下水及び土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行い、また、19 事業場において排出状況調査及び特定施設の監視・指導等を行いました。

その結果、令和 5（2023）年度は、環境モニタリング調査においては、全ての地点で環境基準を達成し、事業場における排出ガス及び排出水の調査においても、全ての事業場で排出基準を遵守していました。

◎環境モニタリング調査結果

調査項目	令和 5 年度の測定値の範囲	環境基準
一般環境大気	0.0043～0.011pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³
発生源周辺環境大気	0.0047～0.019pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³
公共用水域 水質・底質	水質：0.034～0.67pg-TEQ/L 底質：0.17～9.2pg-TEQ/g	1 pg-TEQ/L 150 pg-TEQ/g
地下水	0.033～0.057pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L
一般環境土壌	0.00072～6.3pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g
発生源周辺土壌	0.073～50pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g

イ 化学物質リスクコミュニケーションの推進

福島県化学物質適正管理指針に基づいて、工場等における化学物質の使用状況等を把握するとともに、化学物質リスクコミュニケーションの取組を推進するため、事業者や高校生を対象としたセミナーの開催（各 1 回）やアンケート調査等により、事業者への普及・啓発や支援を行いました。

ウ PCB 廃棄物の処分期間内の全量処分

低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期間内（令和 9（2027）年 3 月末まで）の確実な処理に向け、保管事業者等への立入検査を行い、助言・指導を行いました。（立入検査件数 2,996 件）

また、令和 6（2024）年度からは、低濃度 PCB 廃棄物の集団回収・処理事業を行い、233 事業者（717 台）の低濃度 PCB 廃棄物の処分を行いました。

(3) 公害紛争等の対応

公害紛争処理法に基づく調停の実施、公害紛争処理に関する関係者へのアドバイス等を行うとともに、公害苦情処理に関する、各市町村へのアドバイス等を継続的に行いました。

(4) 大規模な開発行為への対応

- 令和 6（2024）年度は、発電所新設計画など 3 事業について、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等に基づき事業者の行う環境影響評価に対し、審査、指導等を行いました。
- 令和 6（2024）年度は、大規模な開発行為を行う 1 事業者に対して、指導要綱に基づき事前協議を求め適切な助言を行いました。
- 県土地利用基本計画図の変更等、「国土利用計画法」に関する調整を実施し、環境と調和した適正かつ合理的な土地利用が行われるよう誘導しました。

課題

- 大気環境基準については、光化学オキシダント濃度が全測定局で環境基準を達成しない状況が続いており、光化学オキシダント濃度上昇時には、迅速に対応する必要があります。
- 水環境基準については、特に湖沼において達成率が低くなっていることから、汚濁負荷低減の対策を推進する必要があります。
- 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質を取り扱う工場・事業場における適正管理を推進していく必要があります。
- P C B 廃棄物の処分期間内の確実な処理に向けて、P C B 廃棄物・使用製品の保管事業者等に処分期間内の適正処理を求めていく必要があります。
- 公害苦情件数については、原発事故により住民の生活環境や住環境が変わったことから、典型 7 公害以外の雑草等の繁茂や害虫発生などの苦情が増えたため、震災直後に大幅に増加しました。その後減少に転じたものの、近年は騒音が増加傾向となっており、引き続き公害苦情の処理、解決が求められます。
- 環境影響評価制度を基に、自然環境や生態系の保全に配慮した事業の実施を促進していく必要があります。

今後の方向性

- 光化学オキシダントの環境基準未達成は、全国的な傾向であり、現在、国が状況の把握や追加的な対策の検討を進めています。県としては、引き続き光化学オキシダントの常時監視を行い、注意報等発令時には関係機関と連携して的確かつ迅速な対応に努めます。
- 水質環境基準については、引き続き水質の監視を行うとともに、水質汚濁発生源となる工場・事業場への立入調査や流域自治体と連携した生活排水対策を推進することにより、汚濁負荷量の低減を図ります。
- 化学物質を取り扱う工場・事業場への立入調査、リスクコミュニケーションに関する研修会やセミナー等の開催等により化学物質の実態把握、適正管理及びリスクコミュニケーションの取組の普及、促進を図ります。
- P C B 廃棄物の処分期間内の確実な処理に向け、引き続き、保管事業者等への立入検査による助言・指導、適正処理についての普及啓発を行います。
- 低濃度 P C B 廃棄物の処理を加速化させるため、引き続き、集団回収・処理事業を行います。
- 公害苦情件数は平成 24（2012）年以降、ゆるやかな減少傾向を示していましたが、近年は騒音が増加傾向となっており引き続き公害苦情の速やかな処理、解決に努めます。
- 環境影響評価制度については、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例等の対象事業に対する審査、指導等を引き続き適正に行います。

5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進

➤ 現 状

県民の環境問題に対する意識は高まってきており、県民や事業者、市民団体等の多様な主体が、地域の環境保全・回復や環境教育に取り組んでいます。一方、原発事故の影響から屋外での環境保全・回復活動等が減少している状況もあります。

また、福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、福島で安心して暮らせるように展示や体験研修を通じて放射線や環境に関する情報発信を行っています。

令和 6 年度 of 取組等

(1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進

ア 環境教育の充実と指導者の育成

- 令和 7（2025）年度の教育現場での活用に向け、電子ブック形式の副読本を作成し、県内の小学校等へ配布しました。
- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等の多様な場における環境教育・学習機会の充実を図るとともに、全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者養成講座等により、地域において環境教育を推進する指導者を育成する事業を実施しました。（環境アドバイザー25 回派遣（延べ 838 名受講））、（せせらぎスクール指導者養成講座：3 会場（延べ 23 名参加））
- 貴重な自然が残る「尾瀬」において、605 名の小中学生に対し豊かな自然環境の保全や生物多様性の重要性、自然との共生について体験活動を通じた学習の機会を提供しました。
- 県内小学校が、淡水魚類の専門家を講師として、農地やその周辺の水路などに生息する生物を探索する「生きもの調査」の実施を支援しました。
- 県立学校における森林環境学習推進事業をととして、県立高校 10 校（福島工業高校（定時制）、郡山北工業高校、岩瀬農業高校、湖南高校、白河実業高校、修明高校、会津農林高校、南会津高校、平工業高校、勿来高校）において、体験学習や現場見学等を実施し、森林の環境に関する学習、森林資源の利用に関する学習、地域における森林の役割に関する学習に取り組みました。



〈せせらぎスクールの様子〉
（長沼東小学校のみなさん）



〈尾瀬環境学習〉



（生き物調査の様子）

イ 参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進

- 「福島県環境教育等行動計画」に基づき、各主体が相互に協力しながら、協働による環境保全・回復活動の推進に取り組みました。
- 県内の環境保全活動団体や大学等の環境学習施設、行政機関などの 27 団体で「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を構成し、ネットワーク構成団体のイベントや環境保全活動に関する情報を毎月メールマガジンなどで、環境活動団体や市町村等に配信しました。
- 様々な活動主体や学識経験者等と連携して猪苗代湖の水環境保全に取り組む「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」（平成 24（2012）年 5 月設立）の下、協力体制の構築と情報の共有に取り組みました。
- ふくしまゼロカーボン宣言事業により、事業所及び学校等におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進しました。（令和 6（2024）年度：事業所版 4,609 事業所、学校版 946 校・園参加）
- ふくしまゼロカーボンアワード 2024 を実施し、県内の模範となる気候変動対策の取組を行う事業所及び学校等を表彰しました。
- 県民の環境保全に関する意識の高揚を図るため、「“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰」として環境保全等取組に顕著な功績のあった個人、団体を顕彰しました。（令和 6（2024）年度：5 団体 3 個人）
- 環境創造センターにおいて、J A E A 及び国立環境研究所（N I E S）と連携し、調査研究をはじめとする環境創造センターの取組について体験しながら学ぶことができるイベントや中学生を対象とした出張講座を実施しました。また、J A E A と N I E S のほか、県内において環境回復・環境創造のために活動する様々な団体と連携し、環境創造シンポジウムを開催しました。

（2）環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

ア 自然景観や歴史的景観の保全、継承

- 県民や事業者、市町村の要請に応じ、ハード整備やまちづくりに関する振興策など多岐にわたる助言を行う各種専門家（建築、造園、土木、色彩等）を派遣する景観アドバイザー制度の普及啓発に取り組みました。

イ 景観形成活動の促進

- 電線地中化による無電柱化を推進し、街なみの景観や都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みました（令和 6（2024）年度 無電柱化事業実施箇所数：8 箇所）。

ウ 環境美化活動の促進

- 自然公園の適正な利用と環境美化意識の普及啓発のため、駐車場やトイレ等の清掃を実施するなど、環境美化活動に取り組みました。
- ポイ捨てごみ防止と環境美化意識の普及啓発のため、ポイ捨てごみ防止看板の設置場所付近4か所において、市町村と協同でポイ捨てごみの撤去を行いました。

(3) 情報の収集と提供・発信

ア ホームページ等による情報発信

- 「福島県環境基本条例」及び「福島県環境基本計画」に基づき、「令和6（2024）年度版福島県環境白書」を作成しました。同白書では、令和5（2023）年度における本県の環境の状況と環境の保全・回復に関して講じた施策、第5次環境基本計画期間における成果を中心に取りまとめ、環境審議会において報告するとともに、ホームページ等により公表しました。
- ホームページで環境アドバイザー等派遣事業やせせらぎスクール指導者養成講座をはじめとする、環境教育・学習関連事業の情報提供などを行いました。
- 環境アプリにより、ごみ収集日のお知らせや分別ルールの検索等を行えるようにしているほか、CO₂排出削減量の算定機能を付加し、利用者の省資源・省エネルギーの活動の可視化をすることで、自発的な活動の促進を図りました。
- 県、関係省庁及び事業者などが連携し、国の「総合モニタリング計画」に基づき、空間線量率、海水、地下水などの放射線モニタリングを実施し、その結果についてホームページで広く発信しました。その結果等について、環境教育・学習としても広く活用しました。

イ 環境創造センターにおける取組

- 原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を回復・創造するための拠点として整備した環境創造センターにおいて、JAEA及びNIESと連携・協働して「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの取組を総合的に進めてきました。
- 令和7（2025）年4月からは、福島国際研究教育機構（F-REI）が連携・協力体制に加わり、県、JAEA、NIES及びF-REIの4者により環境創造センターにおける取組を推進しています。
- 放射線計測（放射性物質の分析技術に関する研究等）、除染・廃棄物（放射性セシウムを含む廃棄物の処理に関する研究等）、環境動態（環境中の放射性セシウムの移行挙動の実態把握や将来予測、イノシシ等の野生動物の放射性セシウムの移行挙動に関する研究等）、環境創造（脱炭素社会実現に向けた取組の効果検証等）の4つの部門で調査研究を進めるとともに、部門間で連携した取組のほか、令和6（2024）年6月に成果報告会を交流棟「コミュタン福島」及びオンラインで開催し、各部門の取組の成果を広く発信しました。

- 環境創造シンポジウムや開所記念イベント等において、環境創造センターの研究成果や取組について周知を図りました。また、ホームページの掲載情報の充実を行うとともに、各種学会やシンポジウムへの参加、論文の投稿、ニュースレターの発行（四半期毎）などにより、様々な形で情報発信を行いました。
- 福島復興を担う人材を育成するため、各年齢層を対象に、原子力災害を経験した福島状況の理解促進とそれらの情報を発信する能力の向上を目的とした講座を実施しました。また、令和6（2024）年から新たに、研究活動に興味・関心のある高校生を対象とした研究体験講座を実施しました。（令和6（2024）年度：3校（延べ159名受講））
- 大学等と連携した講習会や実習の開催、野生生物共生センターや猪苗代水環境センターにおける学習会の開催など、幅広く放射線や環境に関する意識を深めるための機会を創出しました。
- 環境創造センター交流棟「コミュタン福島」において、展示や体験研修を通じて放射線に関する知識の普及や福島環境の現状に関する情報発信に取り組むとともに、季節毎等のイベントや週末の体験学習会を実施したほか、オンラインの活用やコミュタン福島をバーチャルで見学できる「おうちde コミュタン」などの情報発信を行いました。令和6（2024）年度における来館者数はオンライン見学等を含め96,484人でした。



〈小学校児童の見学の様子〉

主な環境指標	計画策定時点	実績値		直近の目標値
	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度
コミュタン福島を利用して環境学習を行った 県内小学校の割合	42.6%	56.2%	55.9%	100%

<コメント等>

令和6年度は県内全小学校の約6割が来館した。

目標値の達成に向け、今後も引き続き関係機関と連携し、利用促進に向けたPR活動等に取り組んでいく。

コラム

コミュタン福島に行こう！

「コミュタン福島」は、英語で親しく交わる（語り合う）という意味の“commune”と福島県のマスコットキャラクター“キビタン”を合わせてできた愛称で、県内の小学生（当時）が名付けてくれました。愛称からも想像できるように、「コミュタン福島」は、県民の皆様に原子力発電所事故からの復興へ向けての機運を高めていただくための交流の場です。

令和5（2023）年3月には、ふくしまの復興の進展や環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、環境創造センターの研究成果や気候変動やカーボンニュートラルについて体験しながら楽しく学べる展示にリニューアルしました。

是非、「コミュタン福島」まで足を運んでいただき、展示見学やワークショップに参加して、案内スタッフと大いに議論しながら理解を深めてください。また、リニューアルにあわせて新規映像を追加した全球型のドームシアターの映像と音響も圧巻です。

コミュタン福島ウェブサイト <https://www.com-fukushima.jp/>



新展示”探る！ふくしまの環境のいま”



新展示”バーチャルラボ”



新展示”エネルギークリエイター”



新展示”ふくしまいきものサーチ”

また、令和2（2020）年度よりオンラインを利用して、「コミュタン福島」の学習コンテンツを広く一般に提供するため、ウェブサイト「おうち de コミュタン」を公開しています。

おうち de コミュタンウェブサイト <https://www.com-fukushima.jp/uchi/>



課題

- 環境回復の推進と持続可能な社会の実現を図るためには、県民、民間団体、事業者など全ての主体が自ら環境保全・回復活動に取り組むとともに、相互に連携・協働することがますます重要になっています。
- 環境創造センターについては、県民等のニーズを把握し、取組や成果について引き続き県民等へ広く発信するとともに、多くの方に環境創造センター交流棟「コミュタン福島」に来館いただき、放射線や福島環境について正しい理解を促進する必要があります。

今後の方向性

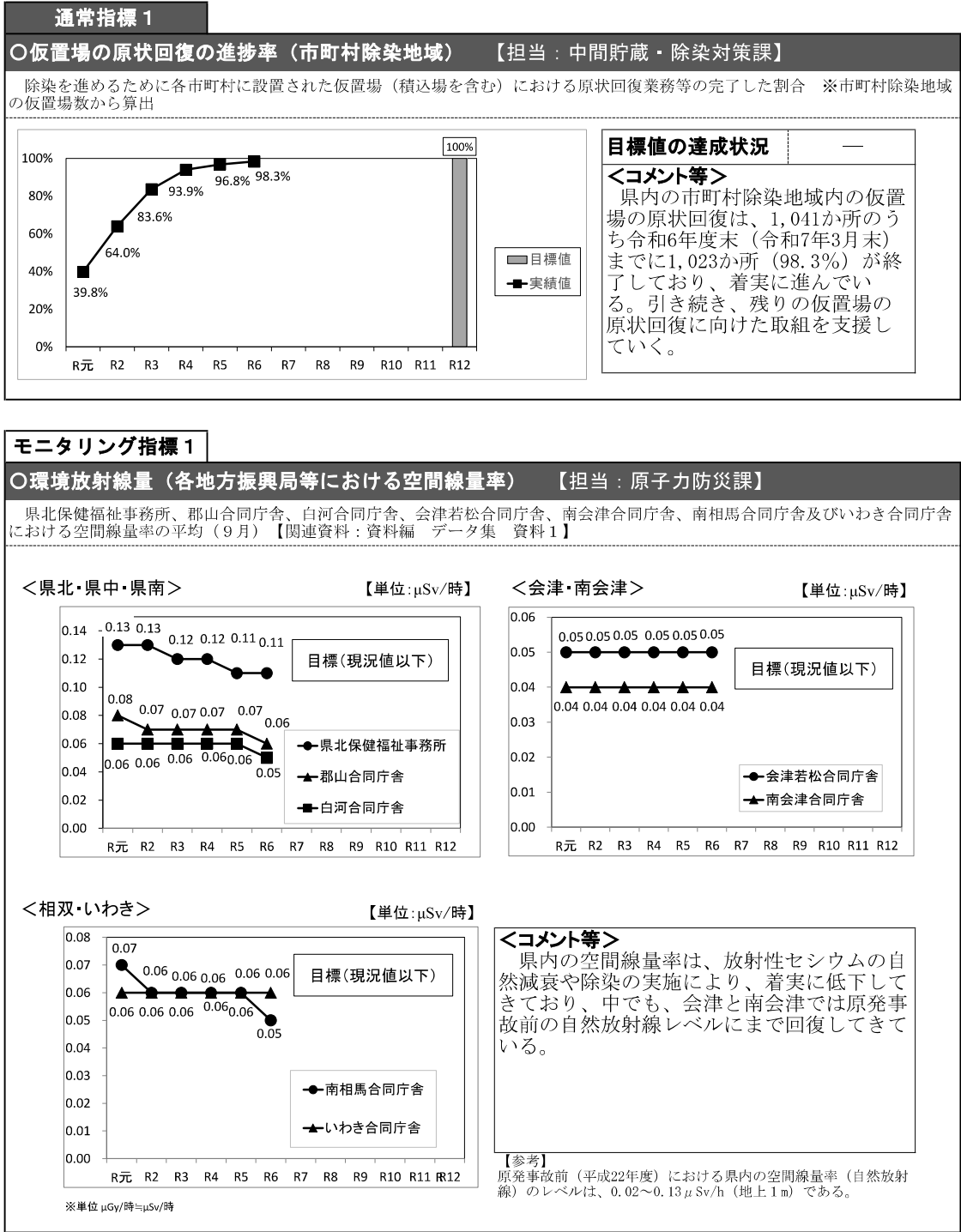
- 「福島県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等による環境保全・回復活動促進のため、環境アドバイザーの派遣等を引き続き実施していくとともに、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用した主体間の連携強化に取り組めます。
- 優れた自然環境の中で体験を伴う環境学習を推進するため、今後も尾瀬で行う環境学習や身近な河川で行うせせらぎスクール等、屋外での活動に対して支援していきます。
- 環境創造センターについては、JAEA、NIES及びF-REIと連携・協働しながら環境回復・創造の拠点として、県民等のニーズを踏まえ、きめ細かなモニタリング、「放射線計測・廃棄物、環境動態・生態系、環境創造」の3つの部門の調査研究、研究成果等の情報収集・発信、環境や放射線等についての教育・研修・交流を行っていきます。また、交流棟「コミュタン福島」において、更なる情報発信や学習支援等を行い、県内外にふくしまの環境について発信していきます。

第2章 環境指標の達成状況

令和6(2024)年度における環境指標等の達成状況について、環境基本計画(第5次)の施策体系に沿って示します。

第1節 環境回復の推進

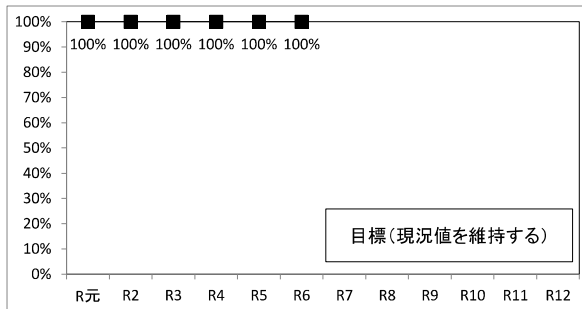
1 放射性物質による環境汚染からの回復



モニタリング指標 2

○原子力発電所周辺の空間線量率 【担当：原子力防災課】

海水又は湖水中の放射性セシウム濃度（Bq/L）の基準適合率【関連資料：資料編 データ集 資料3】



※実績は、各年9月現在での最新の数値である。

<コメント等>

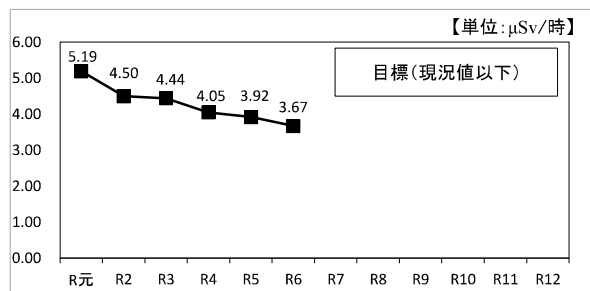
水浴場の環境放射線モニタリング調査の結果、放射性セシウムは全ての水浴場で不検出であり、水浴場の放射性物質に係る水質の目安（10Bq/L以下）を上回る地点はなかった。

2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保

モニタリング指標 3

○原子力発電所周辺の空間線量率 【担当：原子力防災課】

原子力発電所周辺のモニタリングポスト39局における空間線量率の最大値



<コメント等>

原子力発電所周辺の空間線量率は、放射性セシウムの自然減衰等により着実に低下してきており、事故直後の最大値（1,591 μSv/h）から大きく減少している。

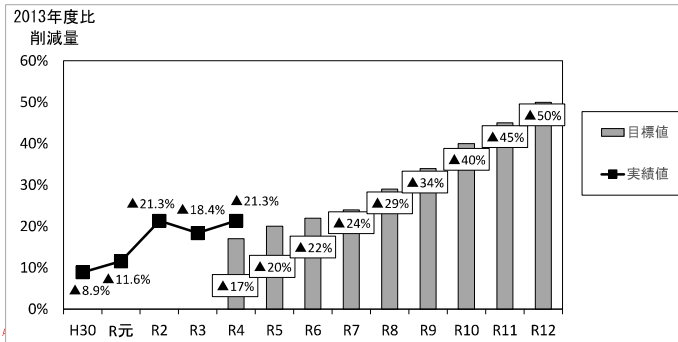
第2節 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 地球温暖化対策の推進

通常指標 2

〇温室効果ガス排出量 【担当：環境共生課】

温室効果ガスの排出量（各部門からの温室効果ガス排出量の合計）



目標値の達成状況

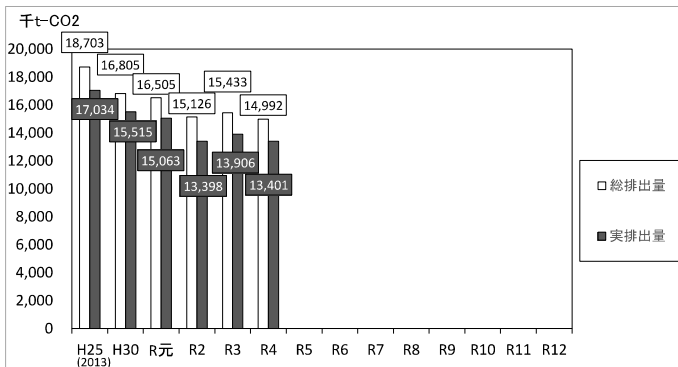
◎

<コメント等>

基準年度（2013年度）と比較して、省エネの進展等によるエネルギー消費量の減少や、電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少等により減少した。

〇関連資料 温室効果ガスの総排出量と実排出量【関連資料 資料編 データ集 資料7】

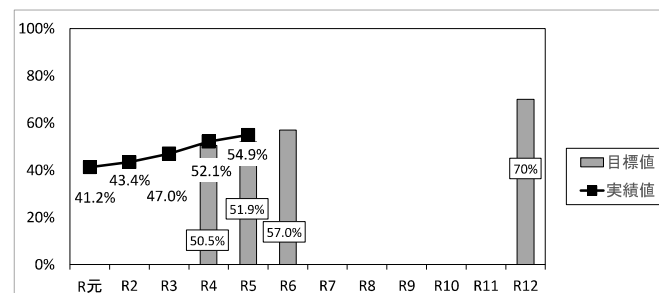
実排出量とは、総排出量から森林等の吸収量を差し引いたもの



通常指標 3

〇再生可能エネルギーの導入量 【担当：エネルギー課】

県内の一次エネルギー需要量に占める再生可能エネルギーの割合



目標値の達成状況

◎

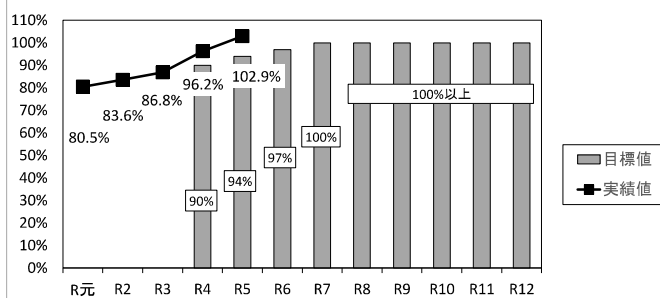
<コメント等>

令和2年度の中間目標（40%）を達成し、令和5年度においては54.9%まで導入が進んだ。「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けては更なる再生可能エネルギーの導入推進に努める。

通常指標 4

○県内消費電力と比較した再エネ導入量 【担当：エネルギー課】

県内電力需要量に対する再生可能エネルギーの割合



目標値の達成状況

◎

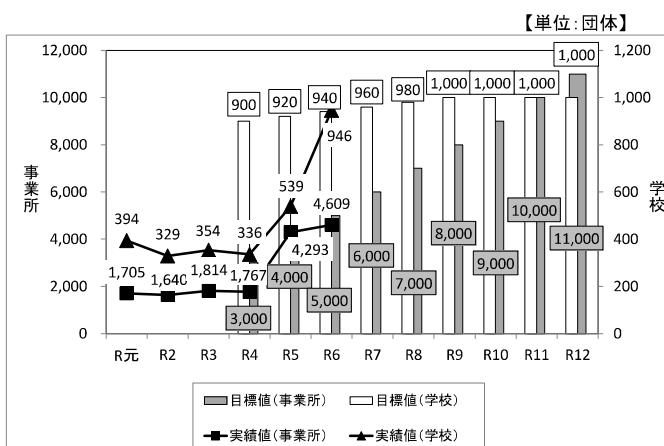
<コメント等>

平成30年度（2018年度）から、県民に分かりやすい指標として県内電力需要と比較した再エネ導入割合を公表。令和5年度において102.9%となり、初めて100%を超えた。引き続き、100%以上を維持していく。

通常指標 5

○「ふくしまゼロカーボン宣言」事業参加団体数 【担当：環境共生課】

福島議定書（ふくしまゼロカーボン宣言）に参加している県内の学校及び事業所の数【関連資料：資料編 データ集 資料8】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

県内多くの学校・事業所が取り組みやすい制度設計とともに、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」等を通じて参加を呼びかけた結果、学校版・事業所版共に昨年度に比べ大幅に参加団体数が増加した。

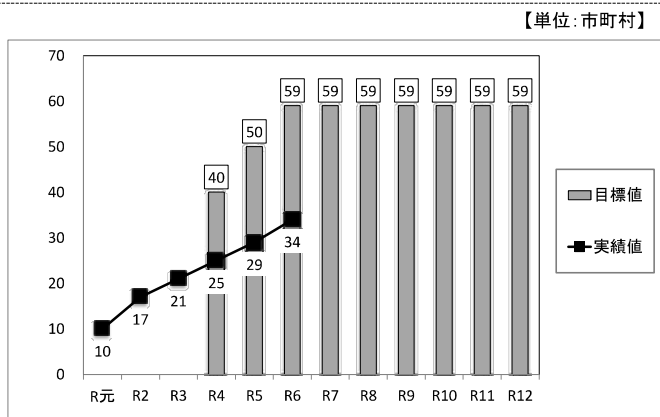
引き続き関係機関への呼びかけ等を実施することにより、参加団体拡大に取り組んでいく。

※学校と事業所の平均達成率により、達成状況を評価する。

通常指標 6

○地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定済の市町村数（累計） 【担当：環境共生課】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定している県内市町村の数



目標値の達成状況

×

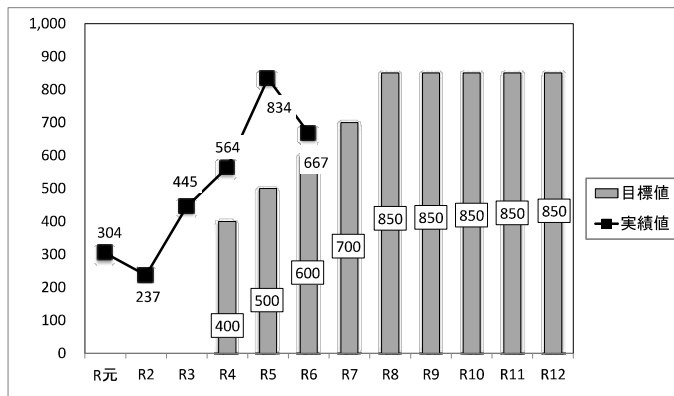
<コメント等>

ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会において、計画策定の重要性の説明や他市町村の事例紹介を行うほか、計画策定のためのアドバイザーの派遣を行うなど、市町村への伴走支援を行い、着実に策定済み市町村数が増加している。こうした動きもあり、市町村による計画策定の意向も示されているところ、引き続き市町村に寄り添いながら、計画策定が進むよう支援していく。

通常指標 7

○福島県地球温暖化防止活動推進員活動回数 【担当：環境共生課】

【単位：回】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

推進員が相互に研鑽を図る研修会の開催や、環境イベントへの出展等により活動回数が前年度から増加した。

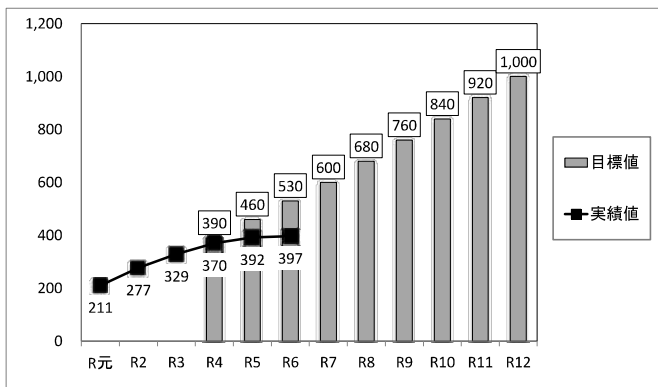
引き続き、県が指定する地球温暖化防止活動推進センターと連携しつつ、推進員同士の横のつながりを強化していくことで活動の活性化を図る。

通常指標 8

○省エネ改修による既存住宅の年間CO2排出削減量 【担当：建築指導課】

省エネ改修した住宅の年間CO2排出削減量

【単位：トン】



目標値の達成状況

△

<コメント等>

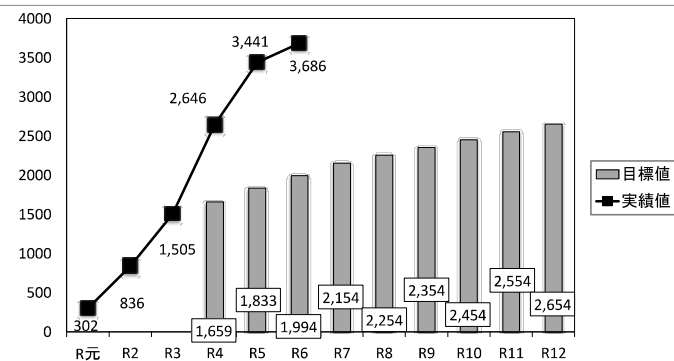
R6県補助は、申請手続き等を改善し早期に募集開始したが、応募は低調。補助要件や補助額（率・上限額）が有利な国直接補助（経済対策）へ需要が偏っている可能性があり、目標達成は困難な状況にある。県内リフォーム事業者へ改めて事業のPRを行い本補助の活用を促すとともに、最近のリフォーム市場の動向や国直接補助の実績を分析し、指標の在り方（定義）の見直しと実績値（見込）の算定を行う。

通常指標 9

○再エネ・省エネ技術の導入による県管理施設（県有建築物・道路・都市公園）の年間CO2排出削減量 【担当：営繕課、道路管理課、まちづくり推進課】

新築又は改修工事で再エネ・省エネ技術を導入する県有建築物、道路・トンネル照明、都市公園照明のLED化による累計CO2排出削減量

【単位：トン】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

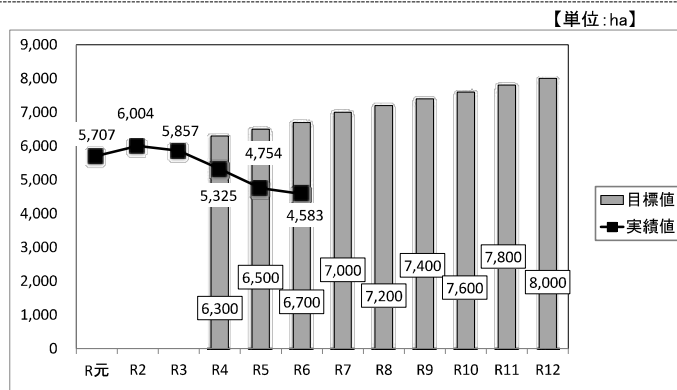
道路・トンネル照明、都市公園照明のLED化については、概ね予定どおり進んでいる。

県有建築物については、「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」や「福島県ZEBガイドライン」により設計に取り組んでおり、実績値が目標値を上回っている。

通常指標10

○森林整備面積 【担当：森林整備課】

1年間に植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を実施した面積



目標値の達成状況

×

<コメント等>

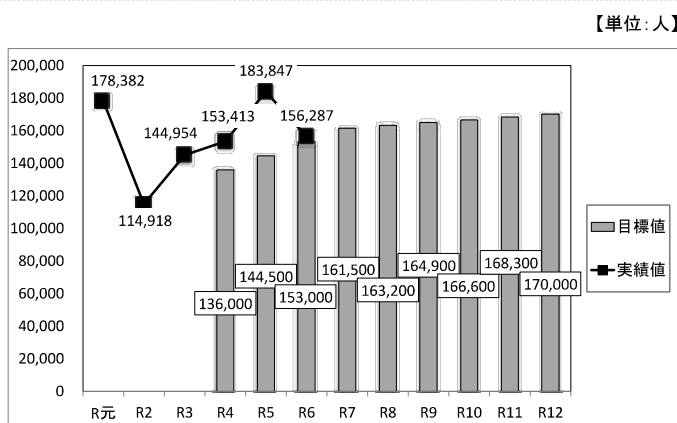
現在の森林整備面積は、森林所有者の経営意欲の低下や労働力不足等により、震災前の半分程度に留まっており、近年は漸減傾向で推移している。

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種事業により、森林の更新や荒廃のおそれのある森林の整備などを図りながら、森林整備面積の増加を目指す。

通常指標11

○森林づくり意識醸成活動の参加者数 【担当：森林計画課】

森林づくり、緑化活動や森林環境学習活動等への参加者数



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

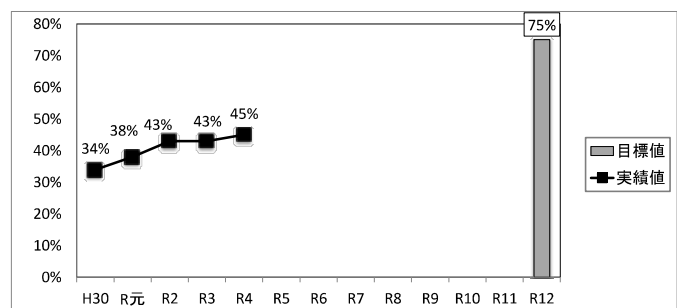
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく減少した。以降は感染症拡大防止対策や5類感染症への移行によるイベント等の再開から参加者数は急増した。令和6年度は参加者数が落ち着いたものの、目標値は達成している。

平成30年度の全国植樹祭を契機に高まった森林づくり活動の機運を一過性にすることなく継続していくため、今後も森林づくり活動の支援を行い、更なる参加者の増大を図る。

通常指標12

○業務用冷凍空調機器廃棄時のフロン類回収率 【担当：水・大気環境課】

業務用冷凍空調機器の廃棄時におけるフロン類の回収率



目標値の達成状況

—

<コメント等>

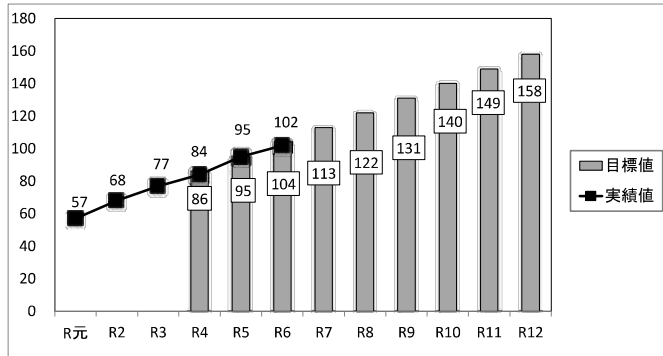
回収率は上昇傾向にある。引き続き、事業者への立入検査による処理状況の確認や広報による啓発等を行っていく。

通常指標13

○再生可能エネルギー・水素関連産業の工場立地件数（累計） 【担当：次世代産業課】

福島県工業開発条例に基づく再生可能エネルギー産業の工場設置届の年間受理件数（新增設）（平成23（2011）年以降）

【単位：件】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

目標件数には達しなかったものの、再生可能エネルギー発電設備や関連部品製造工場等の立地は着実に増加している。

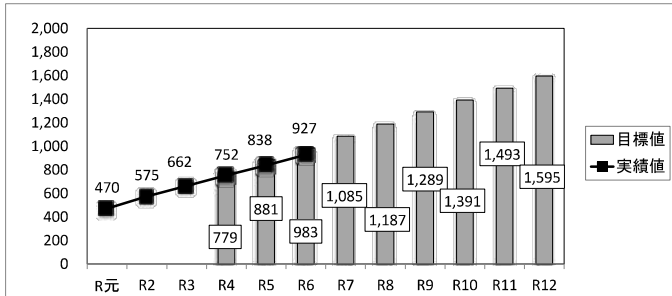
引き続き、各種優遇制度や技術開発支援、事業化に向けた取組の支援を行うとともに、産総研福島再生可能エネルギー研究所やエネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、新規参入や事業拡大を目指す企業の掘り起こしを行うなど、関連産業の育成・集積を推進していく。

通常指標14

○再生可能エネルギー・水素関連研究実施件数（累計） 【担当：次世代産業課】

「地域における科学技術指標に関する調査」（産業振興課調べ）に基づく再生可能エネルギー関連産学官共同実施件数（平成25（2013）年度以降）

【単位：件】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

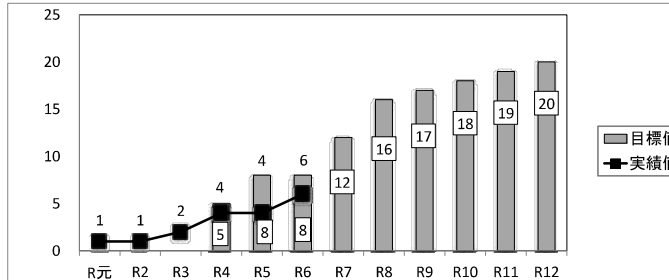
再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けて、県や産総研福島再生可能エネルギー研究所による研究開発への支援などにより、産学官の共同研究実績件数は着実に増加している。

通常指標15

○定置式水素ステーションの基数 【担当：エネルギー課】

県内に設置する水素ステーションの基数（1基あたり 300Nm³/h）

【単位：基】



目標値の達成状況

△

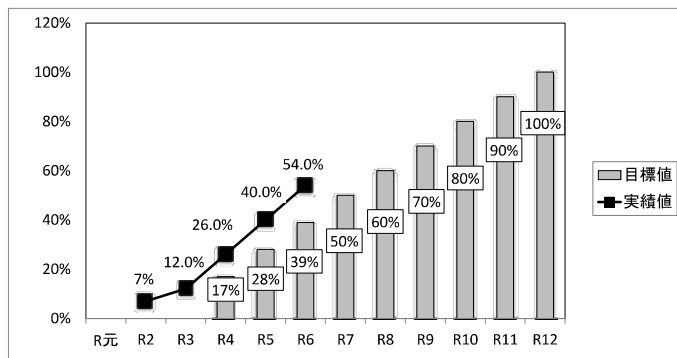
<コメント等>

令和6年度は燃料電池大型トラックに対応した大型の定置式水素ステーションが開所（1箇所2基）。目標達成に向けて、水素ステーション事業者への支援を継続していく。

通常指標16

○流域治水の取組において、洪水時の住民避難を促す洪水浸水想定区域図の作成が必要な440河川の作成率 【担当：河川整備課】

水防法に基づき洪水浸水想定区域図を作成する必要がある河川の作成割合



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

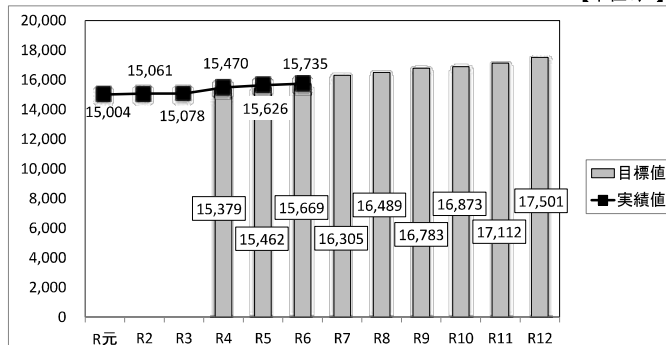
令和6年度は、目標値以上の作成率を達成している。令和12年度までに作成率100%を目指し、引き続き、洪水浸水想定区域図の作成を実施していく。

通常指標17

○土砂災害から保全される人家戸数 【担当：砂防課】

県内の土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から保全される人家戸数

【単位：戸】



目標値の達成状況

◎

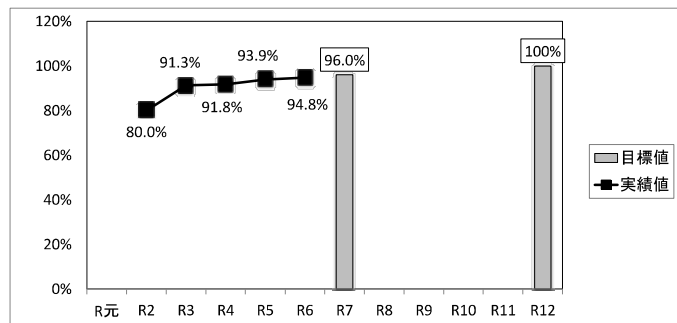
<コメント等>

土砂災害危険箇所の解消に向けた砂防関係施設の整備において、各現場の適正な工程監理により、目標を達成することができた。

通常指標18

○土砂災害警戒区域指定率 【担当：砂防課】

土砂災害危険箇所(8,678箇所)における土砂災害警戒区域指定の割合



目標値の達成状況

—

<コメント等>

概ね目標のとおり事業を推進しているが、指定を保留している箇所があり、早期に課題解決し指定する必要がある。

通常指標（再掲）

○市街地等における無電柱化整備率 【担当：道路整備課】

電線共同溝の整備等により無電柱化した市街地等における県管理道路の整備率

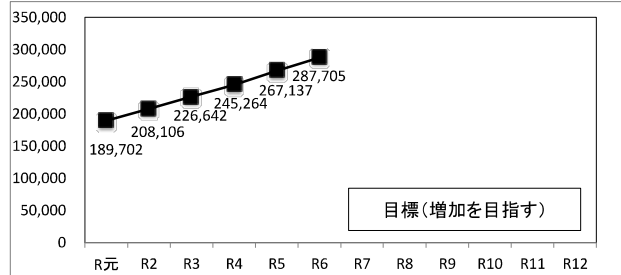
※P. 84（通常指標51）参照

モニタリング指標 4

○電気自動車等の登録台数 【担当：環境共生課】

国土交通省東北運輸局において公表している県内の電気自動車等の登録台数【関連資料：資料編 データ集 資料9】

【単位：台】



※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

<コメント等>

電気自動車等は、導入補助制度や減税政策等により普及が進んでいる。

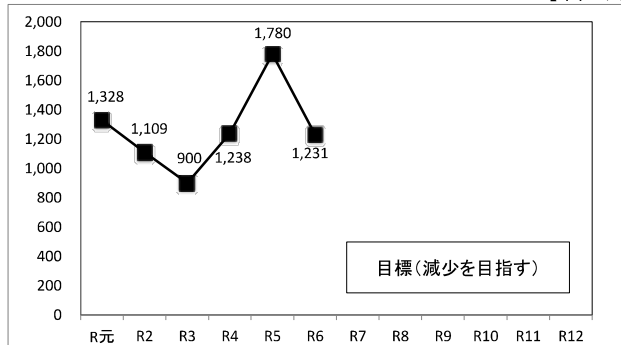
引き続き、電気自動車の導入促進に取り組む。

モニタリング指標 5

○熱中症搬送者数（6月～9月） 【担当：消防保安課】

福島県内における熱中症の搬送者数

【単位：人】



<コメント等>

令和3年を除き、平成30年以降は1,000人を上回る搬送人員となっており、令和6年6月～9月の搬送人員は、平成22年以降、4番目の搬送人員となった。

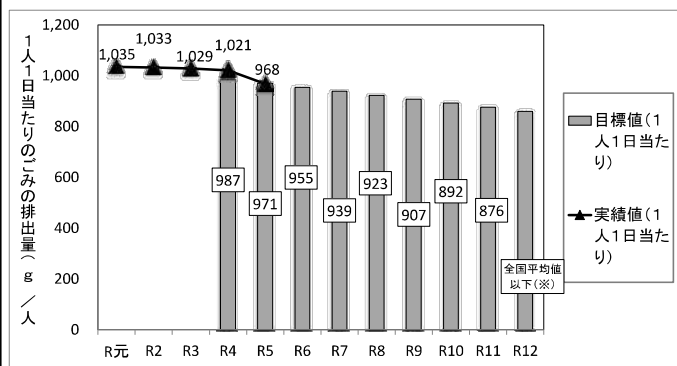
引き続き、熱中症予防の注意喚起や普及啓発に取り組む。

2 循環型社会の形成

通常指標19

○一般廃棄物の排出量（1人1日当たり）【担当：一般廃棄物課】

1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日）



目標値の達成状況

◎

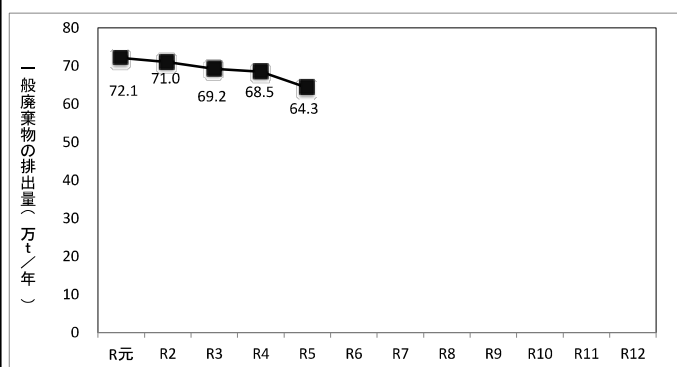
<コメント等>

平成23年度より東日本大震災の影響で大きく増加し、それ以降は減少傾向となっている。令和5年度に震災前の水準（H22年度：985g/人・日）以下となったが、令和5年度は全国ワースト2位であることから、市町村と連携し、更なるごみの減量化の促進を図る必要がある。

※ 図では除染廃棄物の処理量を除外した数値を記載しています。

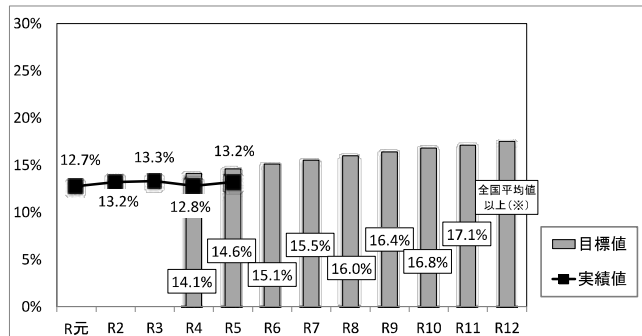
○関連資料 一般廃棄物の総排出量【資料編 データ集 資料10】

1年間に福島県内で排出されたごみの量



通常指標20

○一般廃棄物のリサイクル率【担当：一般廃棄物課】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

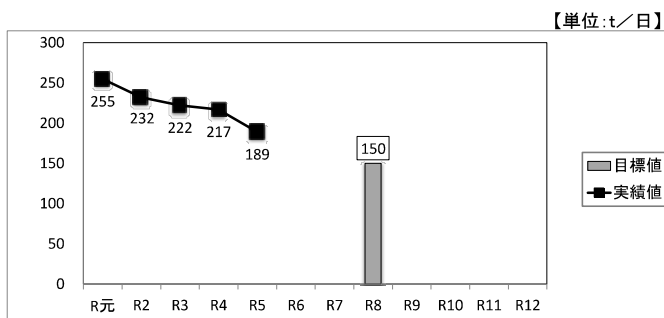
令和元年度以降、微増傾向が見られるが、令和4年度に減少へ傾いてしまったが、令和5年度に再度増加傾向となった。今後も、更なるリサイクルの推進が必要である。

※ 図では除染廃棄物の処理量を除外した数値を記載しています。

通常指標21

○一般廃棄物の最終処分量（1日当たり）【担当：一般廃棄物課】

1日当たりの最終処分量（t／日）



※ 福島県廃棄物処理計画（計画終期令和8年度）の見直しに合わせて令和12年度の目標値を設定します。

目標値の達成状況

—

<コメント等>

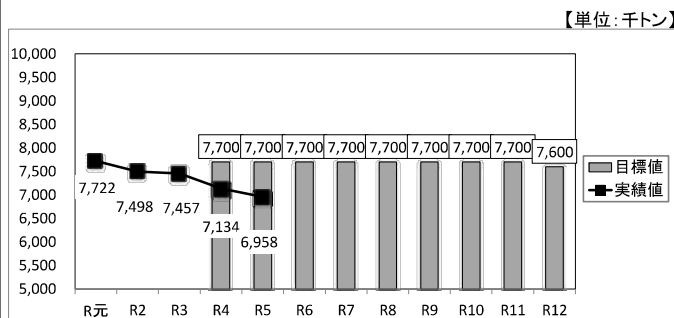
平成23年度に東日本大震災の影響で大きく増加したが、それ以降は減少傾向となっている。
また、原発事故の影響により最終処分されずに保管されている焼却灰があるため、その推移を確認しつつ、引き続きごみ減量化の促進に努める必要がある。

※ 図では最終処分場での焼却灰の保管量を含めた数値を記載しています。

通常指標22

○産業廃棄物の排出量【担当：産業廃棄物課】

1年間に福島県内で排出された産業廃棄物の量



目標値の達成状況

◎

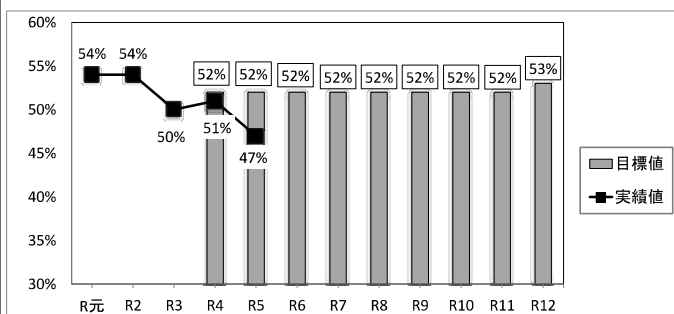
<コメント等>

前年度から176千トン減少しており、目標を達成している。引き続き産業廃棄物の排出抑制の促進に向け取り組んでいく。

通常指標23

○産業廃棄物の再生利用率【担当：産業廃棄物課】

産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合



目標値の達成状況

○

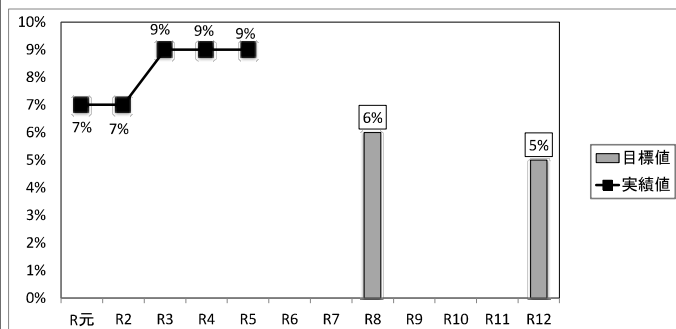
<コメント等>

前年度から4ポイント減少した。これは再生利用量の高いがれき類の排出量が減少したこと、ばいじんの再生利用量が減少したことによると考えられる。引き続き目標達成に向け、更なる産業廃棄物の再生利用促進に向け取り組んでいく。

通常指標24

○産業廃棄物の最終処分率 【担当：産業廃棄物課】

産業廃棄物の排出量に対する最終処分量の割合



目標値の達成状況

—

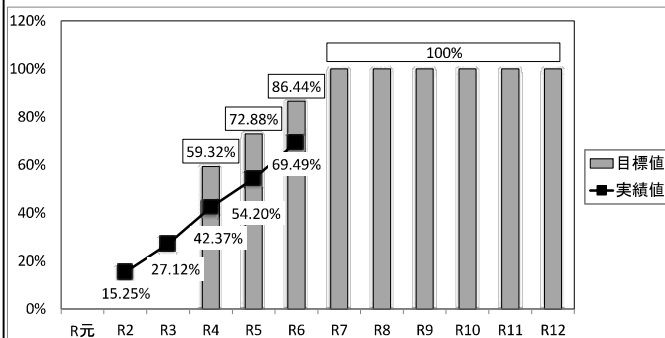
<コメント等>

令和5年度は横ばいで推移している。これは、再生利用の割合が大きいばいじんやがれきの再生利用率が停滞しており、相対的に最終処分される廃棄物量が多くなったことが要因の一つと考えられる。今後も目標達成に向け更なる産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進に向け取り組んでいく。

通常指標25

○市町村の災害廃棄物処理計画策定率 【担当：一般廃棄物課】

災害廃棄物処理計画を策定している市町村の割合



目標値の達成状況

○

<コメント等>

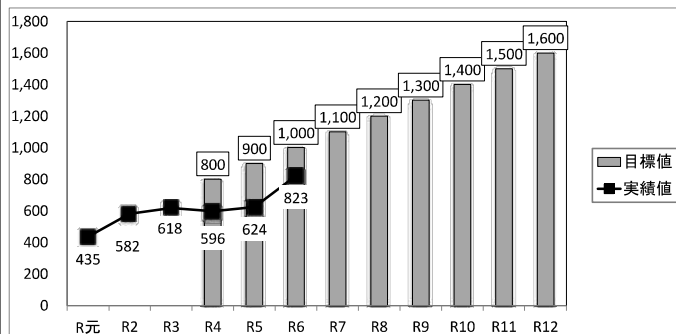
令和7年度までに策定率を100%とすることを目標としている。近年多発している大規模な災害に対応するため、可能な限り早期に策定できるよう、市町村へ情報提供や支援を行う。

通常指標26

○食べ残しゼロ協力店・事業所数（累計） 【担当：一般廃棄物課】

食べ残しゼロ協力店・事業所数の累計認定件数

【単位：店・事業所】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

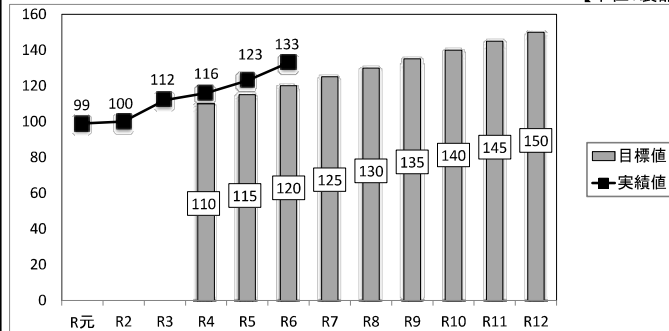
目標値は達成しなかったものの、前年度と比べて約200件と大幅な増加となっており、目標達成に向け、引き続きごみ（食品ロス）削減の普及啓発に取り組んでいく。

通常指標27

〇うつくしま、エコ・リサイクル認定数（累計）【担当：環境共生課】

うつくしま、エコ・リサイクル製品の累計認定件数

【単位：製品】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

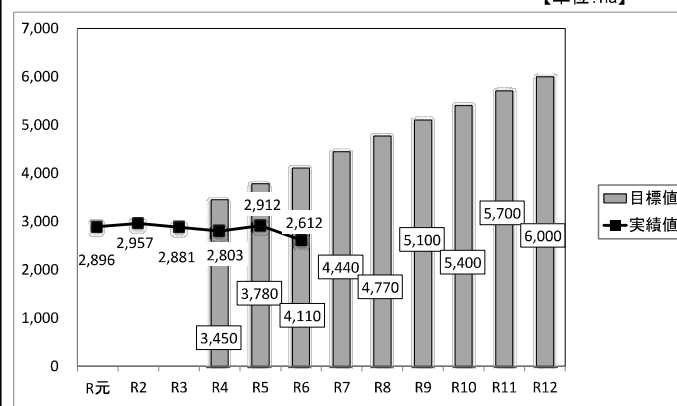
令和6年度の目標値に対して、133件の製品を累計で認定しており、目標を達成している。引き続きさらなる普及拡大を図る。

通常指標28

〇有機農業等の取組面積【担当：環境保全農業課】

有機農業及び特別栽培農産物の取組面積

【単位：ha】



目標値の達成状況

×

<コメント等>

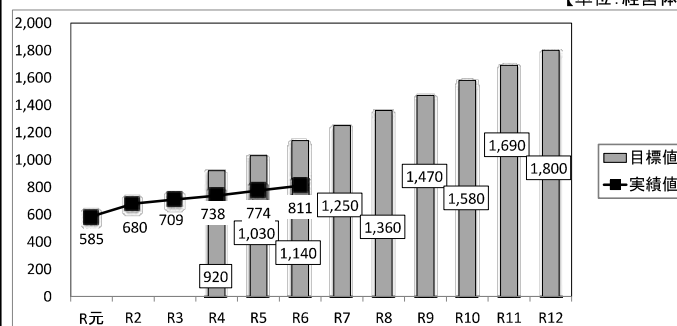
高齢化等により県全体の就農者、作付面積が減少しており、さらに原発事故による風評等を理由に中断するケースもあることから、有機農業等の作付面積は減少傾向にある。
引き続き、有機JAS認証取得支援、施設・機械の導入支援、新技術の開発・普及等を行うとともに、有機農業等の生産拡大や新規取組の支援、新たな販路確保を図る。

通常指標29

〇第三者認証GAP等を取得した経営体数【担当：環境保全農業課】

第三者認証GAP（GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP）及びふくしま県GAPを個人又は団体で取得し、実践している経営体数

【単位：経営体】



目標値の達成状況

△

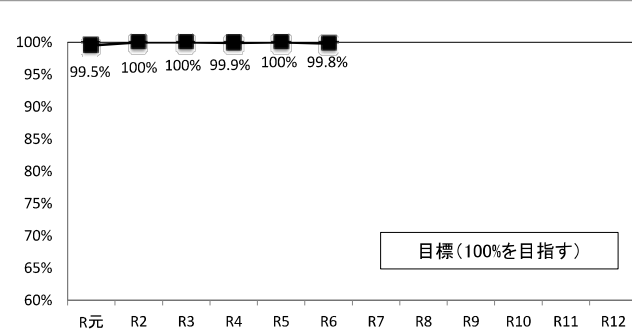
<コメント等>

J A生産部会や農業法人等を推進対象の柱に位置付け、面的拡大を図りながら認証GAP等の導入を推進するとともに、普及指導員及びGAP推進員等による認証取得農場のGAP実践・活用・定着への支援を強化する。さらに、消費者や流通業者に対して認証取得農場の取組情報等の発信を強化するとともに、マッチングモデルの創出を図る。

モニタリング指標 6

○建設副産物発生量・リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊） 【担当：技術管理課】

県及び市町村の建設工事等から発生する建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）が再利用される割合



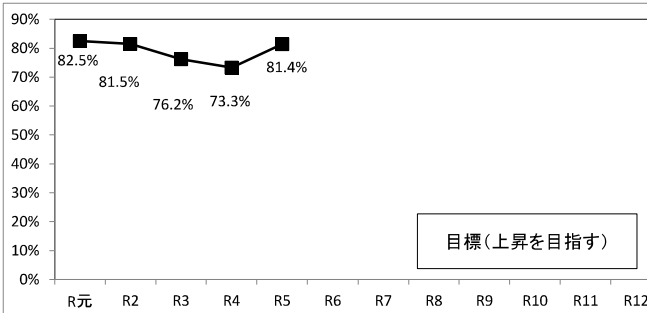
<コメント等>

アスファルト塊・コンクリート塊については、再資源化施設（中間処理施設）へ搬出することを原則としている。
今後も引き続き建設副産物の確実なリサイクルの促進に取り組む。

モニタリング指標 7

○下水汚泥リサイクル率 【担当：下水道課】

県内で発生している下水汚泥のうち、有効に利用される量の割合



<コメント等>

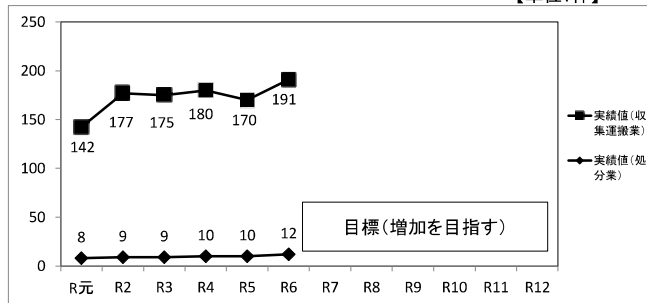
令和元年度以降減少傾向で推移していた。
令和6年度より下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向け、基本的な考え方として肥料利用を最優先する方針としたため、今年度は増加した。
今後もリサイクル率の向上を目指す。

モニタリング指標 8

○産業廃棄物の優良事業者認定数 【担当：産業廃棄物課】

産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得する際、通常よりも厳しい基準をクリアした事業者数。

【単位：件】



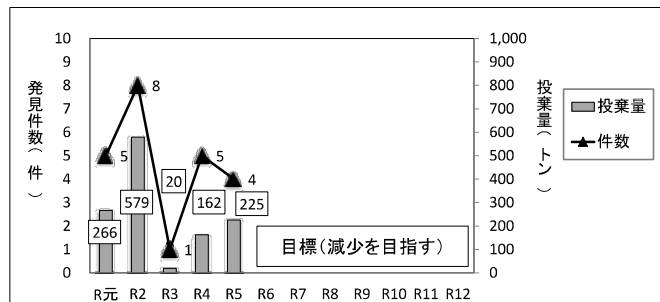
<コメント等>

産業廃棄物処理業者の優良事業者認定数については、令和2年度以降横ばいの状態にある。
廃棄物適正処理推進の視点から、認定取得の啓発に努める。

モニタリング指標 9

○産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量（10 t 以上） 【担当：産業廃棄物課】

1 年間に新たに把握した産業廃棄物不法投棄事案のうち、産業廃棄物は投棄量が10t以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量【関連資料：資料編 データ集 資料17】



<コメント等>

不法投棄は撲滅に至っておらず、その発見件数及び投棄量は年度毎に変動がある。

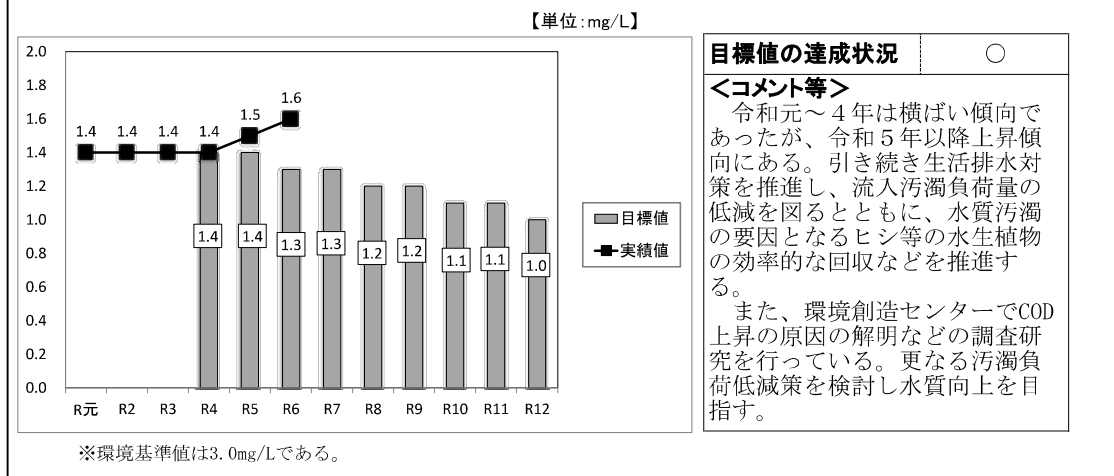
今後も不法投棄の未然防止のため、監視、啓発等に取り組んでいく。

3 自然共生社会の形成

通常指標30

○猪苗代湖のCOD値 【担当：水・大気環境課】

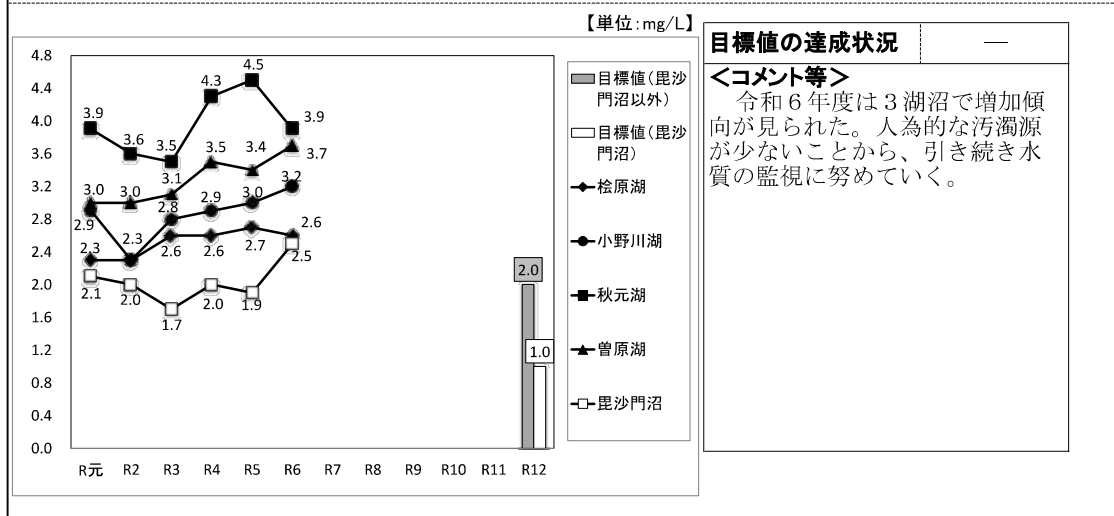
水質測定計画に基づき県が測定している、猪苗代湖の汚濁指標となるCOD（化学的酸素要求量）値【関連資料：資料編 データ集 資料47】



通常指標31

○裏磐梯湖沼群のCOD値 【担当：水・大気環境課】

水質測定計画に基づき県が測定している、裏磐梯湖沼群（桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門湖）の汚濁指標となるCOD（化学的酸素要求量）値【関連資料：資料編 データ集 資料47】

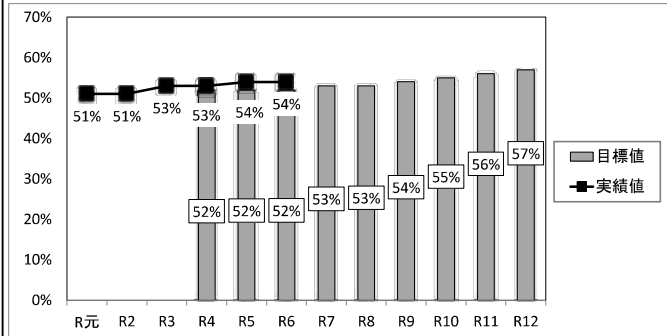


通常指標32

○地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合 【担当：農村振興課】

共同活動により保全管理された農地・農業用水等の面積の農業振興地域内の農用地等の面積に占める割合

【単位：件】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

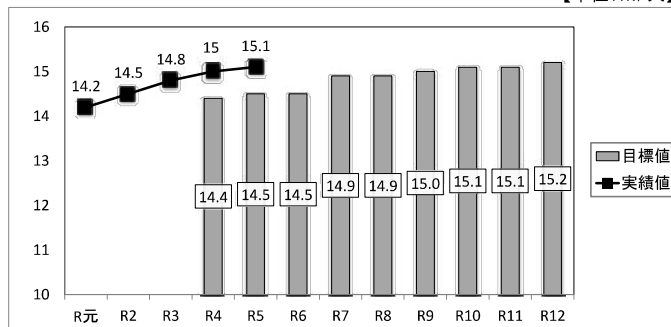
共同活動に取り組む組織が取組面積を増やしたことや、新たに取り組みを開始した組織があったことから、保全管理面積が増加した。今後も取組推進に努めていく。

通常指標33

○一人当たりの都市公園面積 【担当：まちづくり推進課】

都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で割った1人あたりの都市公園面積 【関連資料：資料編 データ集 資料30】

【単位：㎡/人】



※都市公園の合計面積は、避難指示区域等の面積も含む。

目標値の達成状況

◎

<コメント等>

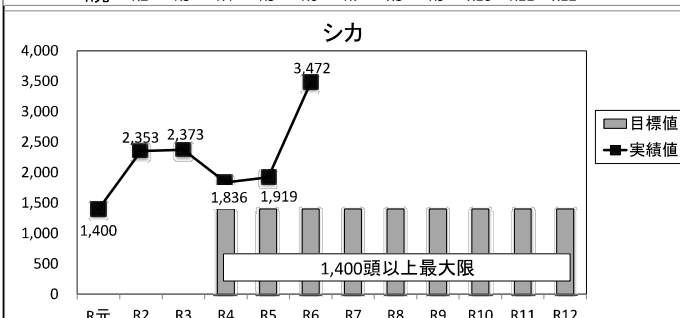
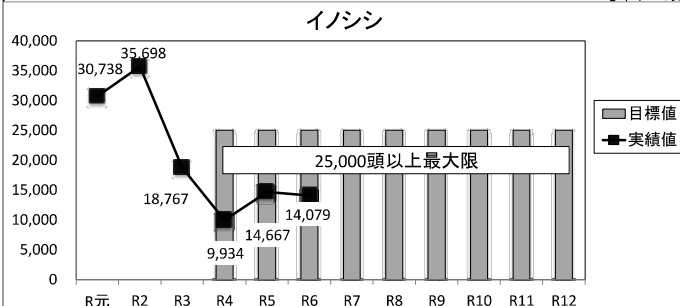
令和3年度末と比較して、一人当たり都市公園面積は約0.20㎡/人増加した。都市公園は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等に資することから、都市における緑とオープンスペースとして、引き続き整備に努めていく。

通常指標34

○イノシシ、シカの年間捕獲頭数 【担当：自然保護課】

県、国、市町村等が捕獲したイノシシ、シカの年間捕獲頭数【関連資料：資料編 データ集 資料34】

【単位：頭】



目標値の達成状況

△

<コメント等>

イノシシについては、豚熱の影響などにより、個体数が減少したが、今後大幅に増加する可能性があると分析している。イノシシの捕獲頭数は年次変動する傾向があるため、状況を注視し、引き続き最大限の捕獲に取り組む。

シカについては、生息域を拡大させており、引き続き最大限の捕獲に取り組んでいく。

※イノシシとシカの平均達成率により、達成状況の評価する。なお、平均値を算出する際のシカの達成率は100%とする。

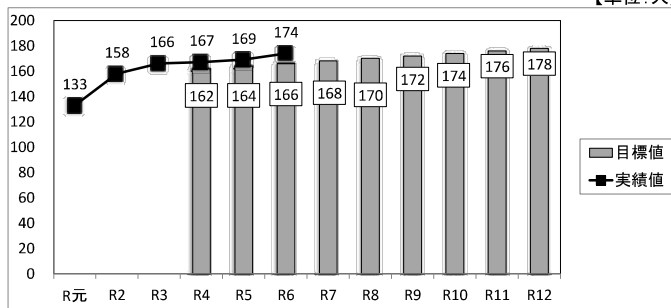
※ イノシシ、シカの捕獲頭数の目標値の単位「頭以上最大限」は、記載の目標頭数の捕獲を確保しつつ、最大限の年間捕獲頭数を目指すことを意味しています。

通常指標35

○野生動植物保護サポーター登録数 【担当：自然保護課】

野生動植物保護に取り組む県民ボランティアである福島県野生動植物保護サポーターの登録者数

【単位：人】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

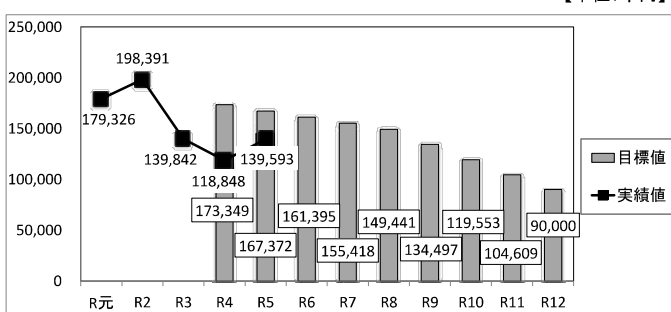
東日本大震災の影響で人数が減少したものの、徐々に回復している。サポーターの高齢化を踏まえ、特に必要とされる若年者の確保に向けて、募集期間や広報の方法などを見直しさらなる工夫を行っていく。

通常指標36

○野生鳥獣による農作物の被害金額 【担当：環境保全農業課】

野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額

【単位：千円】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

野生鳥獣による農作物被害は自然環境の影響が大きく単純な評価が難しい。近年は被害が減少傾向にあったが、イノシシや鳥類による被害が増加に転じている。

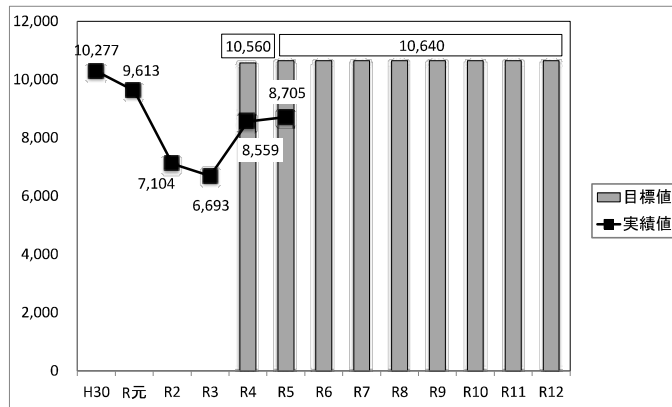
引き続き、市町村・協議会等による対策や地域・集落ぐるみの対策を効果的に行うための取組を支援する。

通常指標37

○自然公園の利用者数 【担当：自然保護課】

県内の国立公園、国定公園及び県立自然公園の利用者数【関連資料：資料編 データ集 資料20】

【単位：千人】



目標値の達成状況

○

<コメント等>

県内の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少している。今後も「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、周遊する仕組みづくりなどにより、自然環境の保全と調和を図りながら、適正な利用を促進し、利用者数の増加を目指す。

通常指標（再掲）

○自然体験学習等参加者数

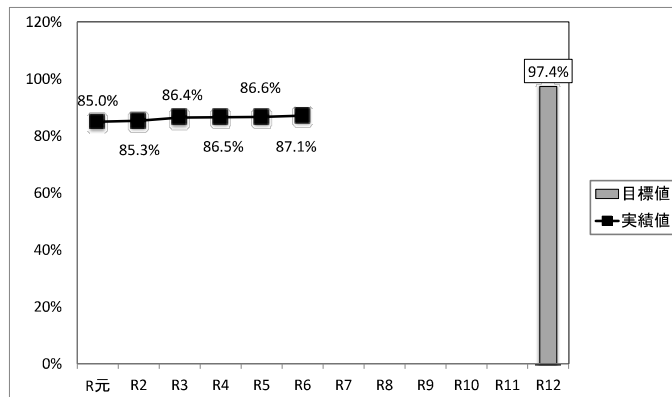
「裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数」、「尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数」、「猪苗代水環境センターを活用した環境学習参加数」及び「野生生物共生センターを活用した環境学習参加者数」の合計数

※P. 82（通常指標45）参照

通常指標38

○猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の污水处理人口普及率 【担当：水・大気環境課】

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の下水道、農業集落排水施設、合併浄処理浄化槽の污水处理施設を利用できる人口の割合



目標値の達成状況

—

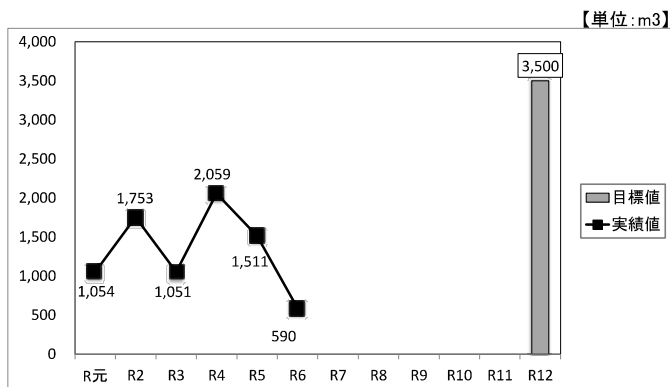
<コメント等>

污水处理人口普及率は年々上昇している。
普及啓発等を引続き実施するとともに関係機関等と連携を強化し、目標値達成を目指す。

通常指標39

○猪苗代湖の水生植物回収量 【担当：水・大気環境課】

猪苗代湖湖岸に漂着した水生植物や堆積した枯死水生植物及び生育域を拡大したヒシ群落等、汚濁負荷源となる水生植物の回収量



目標値の達成状況

—

<コメント等>

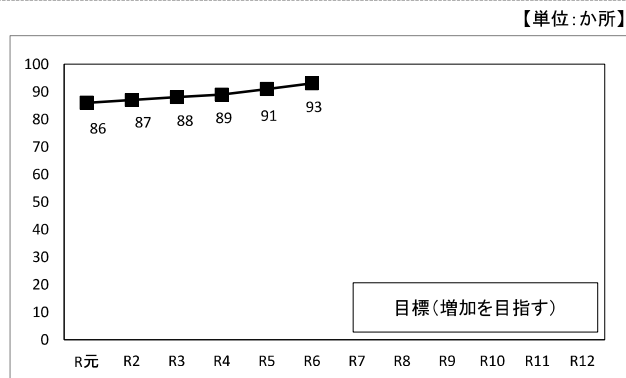
令和6年度は、ヒシは刈取船の運用期間が短縮したため回収量が減少、ヨシは県による刈取の委託を取りやめたため減少、その他水生植物は例年通りの回収量であった。

引き続き水生植物刈取船による回収や湖岸での人力による効率的な回収を進める。

モニタリング指標10

○水と親しめるふくしまの川づくり箇所数（累計） 【担当：河川整備課】

環境や生態に配慮した河川施設の整備数



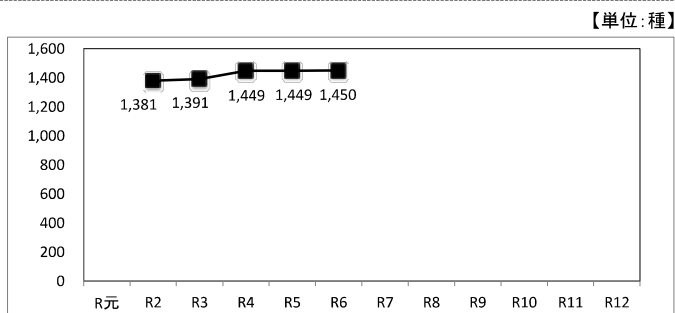
<コメント等>

親水施設は増加している。
引き続き、河川における環境保全を一般に広く周知するため、施設の整備に努める。

モニタリング指標11

○「ふくしまレッドリスト」掲載数 【担当：自然保護課】

県内の絶滅の恐れがある種をリストにまとめ掲載している希少動植物の種の数



<コメント等>

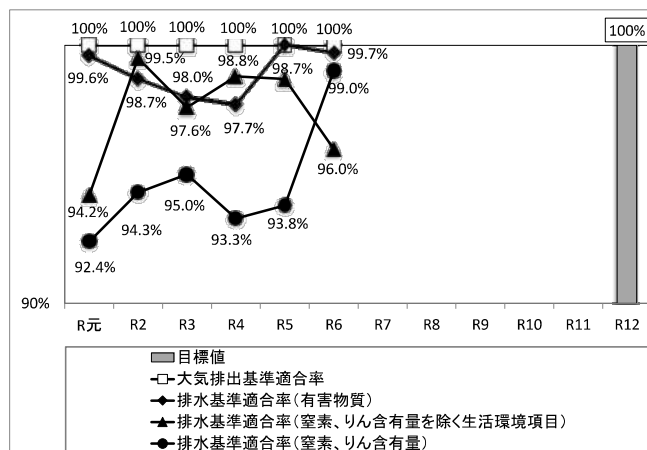
リスト掲載数は増加している。
引き続き専門家等と連携し、希少野生動植物の情報収集に努める。

4 良好な生活環境の確保

通常指標40

○工場・事業場の排出・排水基準適合率 【担当：水・大気環境課】

排出・排水基準が適用される工場・事業場に対する立入検査における、基準に適合した検査回数の割合【関連資料：資料編 データ集 資料48】



目標値の達成状況

—

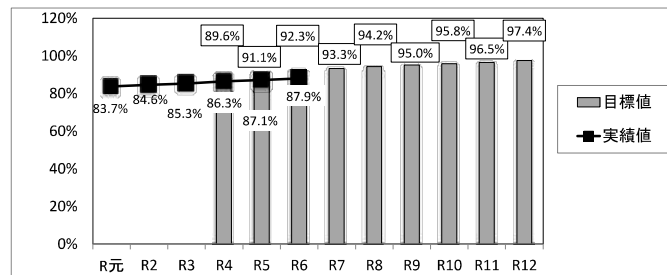
<コメント等>

排水基準適合率については、95%前後で推移しており、引き続き水質の監視に努めていく。

通常指標41

○汚水処理人口普及率 【担当：下水道課】

県の総人口に対して汚水処理施設が使える人口の割合



目標値の達成状況

○

<コメント等>

汚水処理人口普及率は年々増加しており、引き続き汚水処理施設の普及を推進していく。

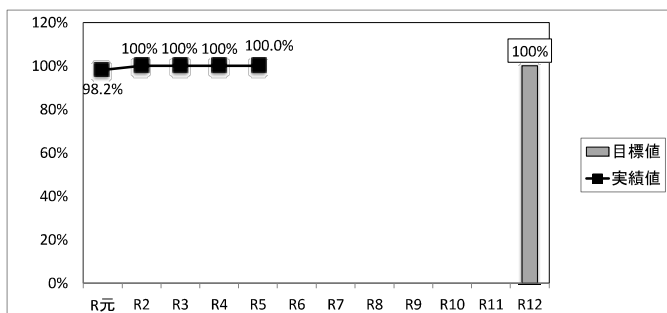
R元～R4は、避難地域等により把握困難な市町村を除く。
R5は県内すべての市町村による数値

※下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用できる人口の割合である。

通常指標42

○工場・事業場のダイオキシン類排出基準適合率 【担当：水・大気環境課】

ダイオキシン類の排出・排水基準が適用される工場・事業場に対する立入検査における、基準に適合した検査回数の割合【関連資料：資料編 データ集 資料55、資料56】



目標値の達成状況

—

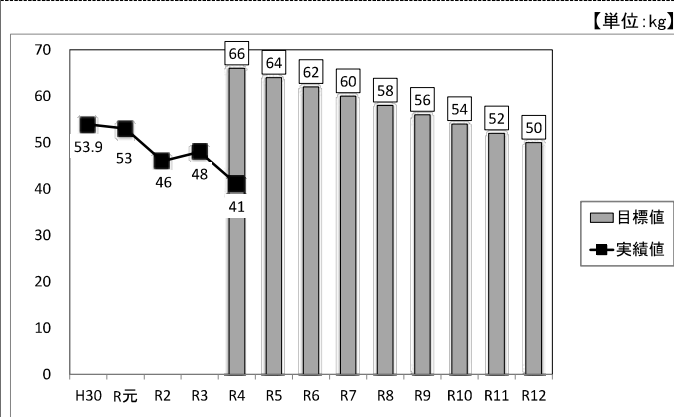
<コメント等>

排出・排水基準適合率は、近年100%で推移しており、引き続き監視に努めていく。なお、令和6年度以降は、高い基準適合率で推移していることから調査数を大幅に減らしている（R6は検査回数が0なので記載なし）。

通常指標43

〇県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量 【担当：水・大気環境課】

県内の工業製品出荷額1億円あたりにおける、県内事業所からPRTR法に基づき届出された化学物質排出量



目標値の達成状況

◎

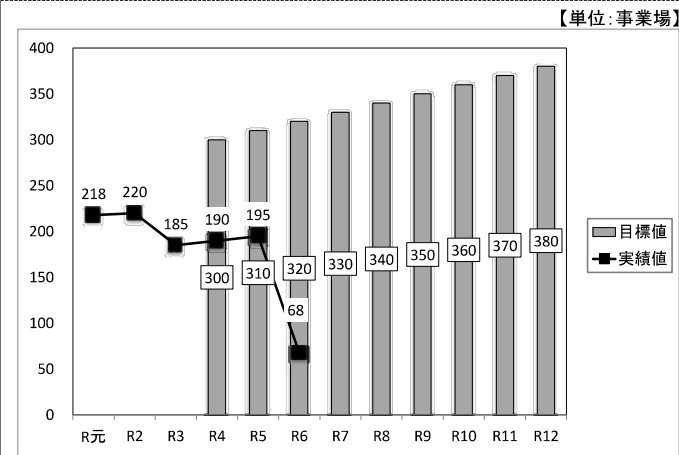
<コメント等>

化学物質排出量はPRTR法（有害化学物質の発生源と排出量を公表する仕組み）の届出による環境中への排出量から算定している。近年、減少傾向が続く、令和4年度はこれまでで最も少ない量となった。
引き続きセミナー等により企業の自主的取組を促進する。

通常指標44

〇工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数 【担当：水・大気環境課】

事業者への「化学物質リスクコミュニケーションの実施状況に関するアンケート」において、リスクコミュニケーションの推進、地域との信頼関係の構築、地域への貢献等の取組を行っていると回答した事業所数



目標値の達成状況

×

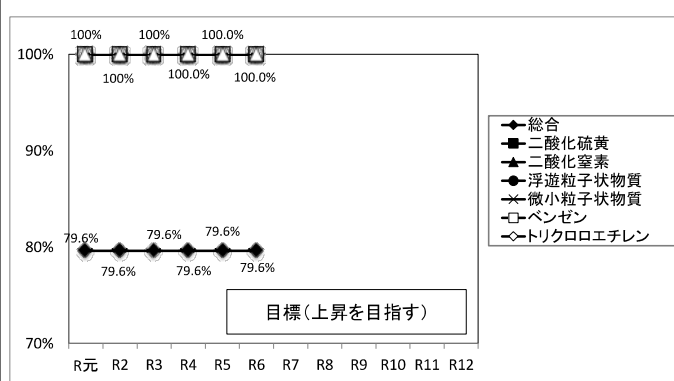
<コメント等>

アンケート調査結果による事業所におけるリスクコミュニケーションの実施事業所数は68事業場で、前年度と比較して大幅な減少（対前年比▲65%）となった。一方でリスクコミュニケーションセミナーへの参加事業所数は96（前年比+22%）と増加している。今回の結果は、アンケート調査の回収率が半減していることなどが影響している可能性もある。実施事業所数が減少した要因の更なる分析やアンケート回収率の改善を行うとともに、引き続きリスクコミュニケーションの普及啓発に努める。

モニタリング指標12

〇大気環境基準達成率 【担当：水・大気環境課】

大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等の大気中の濃度において、環境基準を達成した地点の割合【関連資料：資料編 データ集 資料35、資料36】



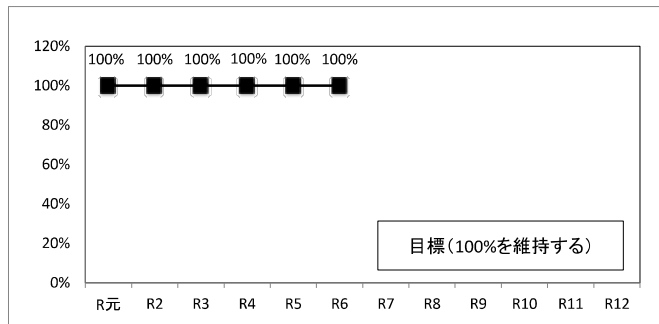
<コメント等>

達成率が70%台で推移しているのは、光化学オキシダントの環境基準未達成によるものであり、これは全国的な傾向である。国の光化学オキシダント調査検討会において、現象解明を進めている。
現象解明状況を継続監視し、注意報発令時の適切な対応を図っていくことが不可欠である。

モニタリング指標13

○水質環境基準達成率（健康項目） 【担当：水・大気環境課】

人の健康の保護に関する水質環境基準が設定されている公共用水域のうち環境基準達成水域の割合【関連資料：資料編 データ集 資料42】



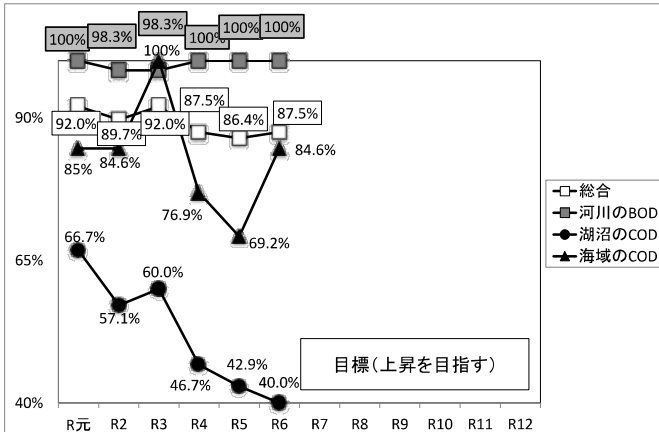
<コメント等>

カドミウム等27項目の健康項目に関して、河川、湖沼及び海域の80地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成し、100%を維持している。
過去10年間に於いて、環境基準の超過はなかった。

モニタリング指標14

○水質環境基準達成率（3指標総合） 【担当：水・大気環境課】

生活環境の保全に関する水質環境基準が設定されている公共用水域（河川、湖沼及び海域）のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）又はCOD（化学的酸素要求量）が環境基準を達成した水域の割合【関連資料：資料編 データ集 資料42、資料43、資料44、資料46、資料47】



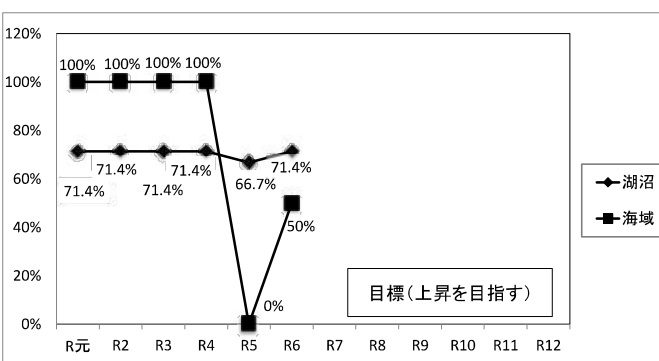
<コメント等>

水質汚濁の代表的な指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）については、全水域中、87.5%の水域で環境基準を達成した。
環境基準未達成の水域は11水域あり、引き続き水質の監視に努めていくとともに、人為的な汚染が原因と考えられる水域においては、流域自治体と連携して排水対策等を進める。

モニタリング指標15

○水質環境基準達成率（全窒素・全りん） 【担当：水・大気環境課】

生活環境の保全に関する水質環境基準が設定されている湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準達成水域の割合【関連資料：資料編 データ集 資料42、資料44、資料45、資料47】



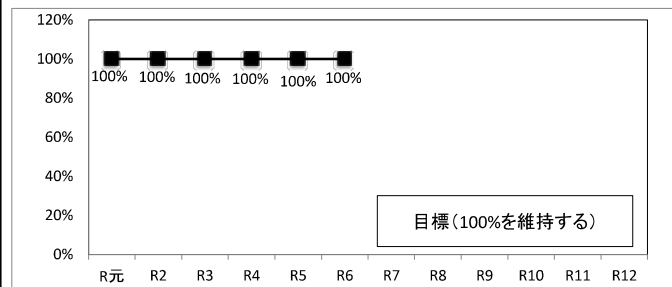
<コメント等>

富栄養化の代表的な指標である全窒素・全りんについては71.4%の水域で環境基準を達成したが、東山ダム貯水池及び千五沢ダム貯水池並びに海域で環境基準未達成であった。
引き続き、水質の監視に努めていくとともに、人為的な汚染が原因と考えられる水域においては、流域自治体と連携して排水対策等を進める。

モニタリング指標16

○ダイオキシン類環境基準達成率 【担当：水・大気環境課】

環境基準が設定されている大気・水質・底質・土壌中のダイオキシン類の濃度において、環境基準を達成した地点の割合【関連資料：資料編 データ集 資料55、資料56】



<コメント等>

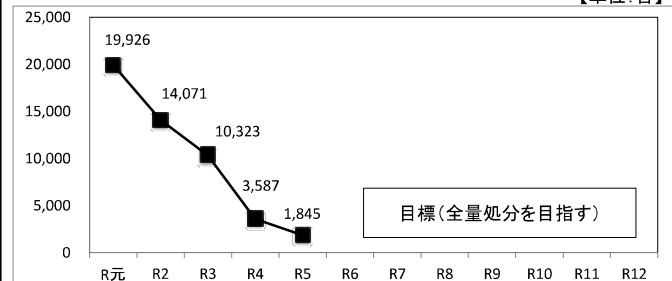
一般環境中のダイオキシン類濃度は、すべての地点で環境基準等を満たしており、環境基準等達成率は100%を維持している。

モニタリング指標17

○PCB廃棄物の保管数量（変圧器・コンデンサー・安定器等の台数） 【担当：産業廃棄物課】

法令に基づき届出されたPCB廃棄物の保管量

【単位：台】



<コメント等>

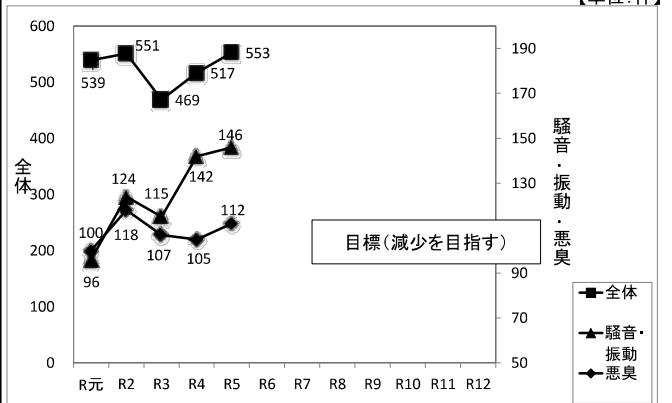
PCB廃棄物の保管数量は年々減少傾向にある。引き続き処分期間内の適正処理に向け、保管事業者等への指導等を行っている。

モニタリング指標18

○公害苦情件数（全体） 【担当：水・大気環境課】

県及び市町村の公害苦情相談窓口が新たに受理した公害苦情の総件数【関連資料：資料編 データ集 資料58】

【単位：件】



<コメント等>

公害苦情件数は、近年横ばいの傾向を示している。引き続き、公害苦情の速やかな処理、解決に努める。

表 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

○関連資料 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 【資料編 データ集 資料58(3)】

	典型7公害							典型7公害以外	合計(件)
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
令和2年度	86	29	1	119	5	0	118	193	551
令和3年度	79	32	4	109	6	0	107	132	469
令和4年度	99	38	1	133	9	0	105	132	517
令和5年度	80	31	1	135	11	0	112	183	553

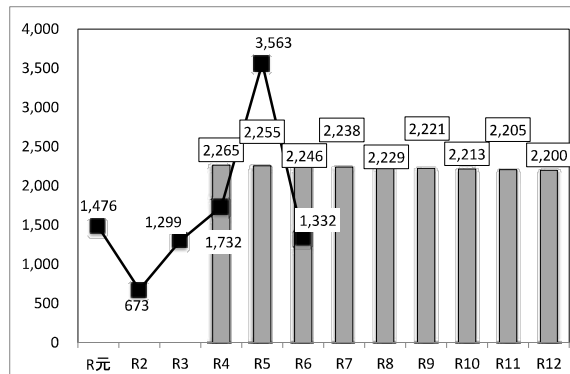
5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進

通常指標45

○自然体験学習等参加者数 【担当：生活環境総務課、自然保護課、水・大気環境課】

「裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数」、「尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数」、「猪苗代水環境センターを活用した環境学習参加数」及び「野生生物共生センターを活用した環境学習参加者数」の合計数

【単位：人】



目標値の達成状況

×

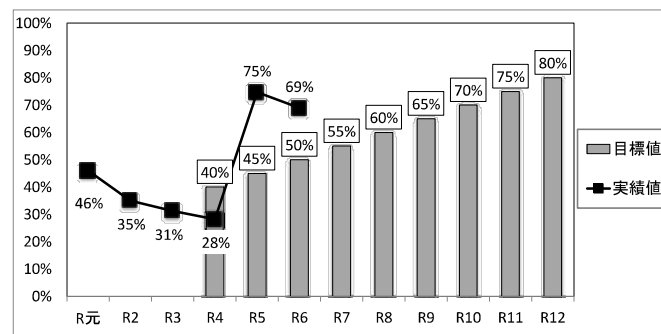
<コメント等>

令和6年度は、裏磐梯ビジターセンターのリニューアル改修工事に伴い、「裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動参加数」が一時的に減少し、目標値を下回った。令和7年度以降は、同参加者数が回復する見込みで、それに伴い全体の実績値も回復する見込みである。

通常指標46

○環境教育副読本を用いて学習を行った県内小学校の割合 【担当：生活環境総務課】

アンケートで副読本を活用していると答えた学校の割合



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

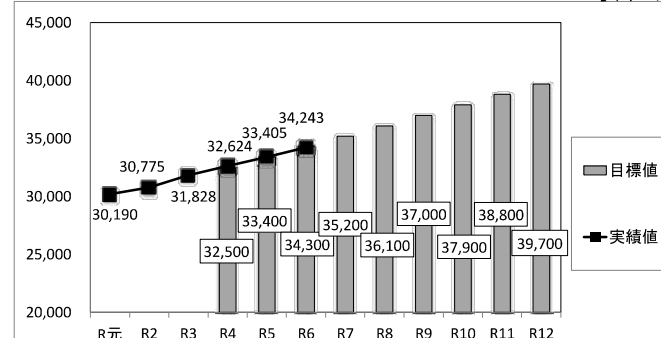
令和6年度の実績値は目標を達成している。
令和7年度版の環境教育副読本は教育現場のICT化の状況等に対応した電子ブック形式で整備したところであり、引き続き現場の状況等に合わせ、更なる活用の促進を図っていく。

通常指標47

○環境アドバイザー等派遣事業受講者数（累計） 【担当：生活環境総務課】

環境アドバイザー等を派遣した講座の受講者の合計数

【単位：人】



目標値の達成状況

○

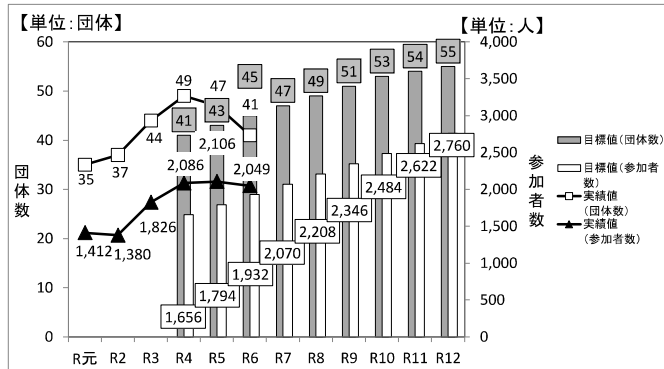
<コメント等>

受講者数は概ね目標値どおり推移している。令和6年度も引き続き水環境及び自然に関するテーマのアドバイザー派遣が多い状況であった。
今後も多様なニーズに対応できるよう体制を拡充しながら、県民へ環境教育・学習機会を提供できるよう努める。

通常指標48

○せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数 【担当：生活環境総務課】

せせらぎスクールに参加した団体数及び延べ参加者数



目標値の達成状況

○

<コメント等>

団体数は目標値を下回ったものの、参加者数は目標値を達成している。

引き続き、せせらぎスクール実施団体への支援を継続するとともに、参加団体数増加に向け、積極的かつ幅広い広報を行う。また、指導者養成講座の積極的な周知活動を行い指導者数の増加にも努める。

※参加者数と団体数の平均達成率により、達成状況を評価する。

通常指標（再掲）

○「福島議定書」事業（「ふくしまゼロカーボン宣言」事業）参加団体数

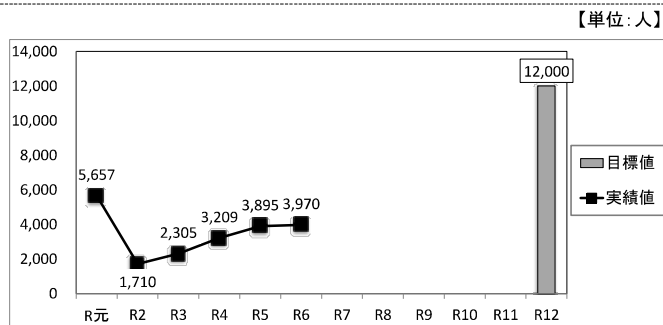
福島議定書に参加している県内の学校及び事業所の数【関連資料：資料編 データ集 資料8】

※P. 61（通常指標5）参照

通常指標49

○猪苗代湖における水草回収等ボランティア参加者数 【担当：水・大気環境課】

猪苗代湖流域におけるヨシ刈り、清掃活動、水草回収等参加者数



目標値の達成状況

—

<コメント等>

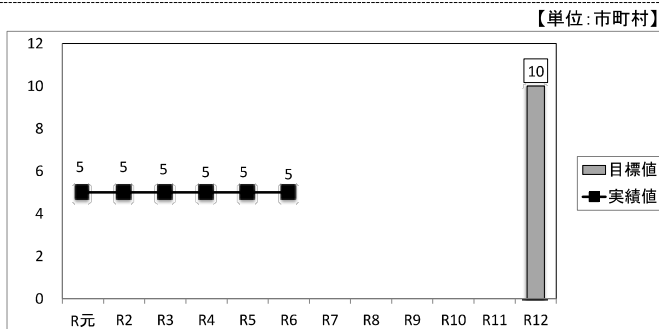
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく減少したが、感染症対策を行い、イベント等が再開したことにより参加者数が回復傾向にある。

引き続き関係団体と連携し水環境保全実践活動の推進を行う。

通常指標50

○市町村景観計画策定団体数 【担当：自然保護課】

景観法に基づき、景観計画を策定している団体（市町村）数



目標値の達成状況

—

<コメント等>

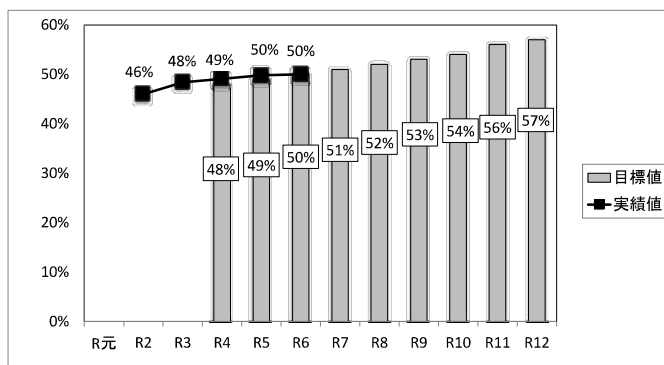
市町村との合意形成に時間を要しており近年横ばいとなっているが、これまでの啓発活動等により市町村の気運が高まりつつある。

今後も国と連携したセミナーの開催、アドバイザー事業を推進し団体数増加を目指す。

通常指標51

〇市街地等における無電柱化整備率 【担当：道路整備課】

電線共同溝の整備等により無電柱化した市街地等における県管理道路の整備率



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

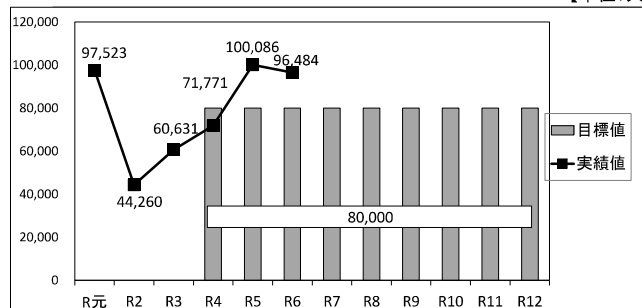
目標値を達成している。引き続き、関係機関と連携しながら無電柱化の推進を図っていく。

通常指標52

〇福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数 【担当：生活環境総務課】

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」の来館者数（オンラインによる視察・見学者数、コミュタン福島ウェブページ※の閲覧数等も含む）

【単位：人】



目標値の達成状況

◎

<コメント等>

前年度に引き続き、多くの方に来館いただいた。

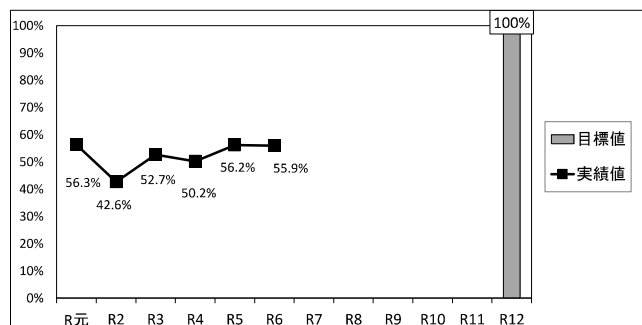
引き続き魅力的なイベントの開催や、各種プログラムの充実、積極的な情報発信を行い、来館者の確保及び利用促進につなげる。

※ コミュタン福島の展示や体験プログラムに関するコンテンツが掲載されているページ「おうち0Eコミュタン」を想定し、令和3年度より来館者数にコンテンツ等閲覧者数を加算

通常指標53

〇「コミュタン福島」を活用して環境学習を行った県内小学校の割合 【担当：生活環境総務課】

県内全小学校（義務教育学校及び特別支援学校においては小学部）のうち、「コミュタン福島」に来館した小学校の割合



目標値の達成状況

—

<コメント等>

前年度に引き続き、県内全小学校の5割を超える来館があった。

目標値の達成に向け、今後も引き続き関係機関と連携し、県内小学校の利用促進に向けたPR活動等に取り組むとともに、来館が困難な遠方の小学校等に向け、出張講座やオンライン講座にも取り組んでいく。

※ 直接の来館のほか、各学校において実施する出張講座やオンライン講座等においてコミュタン福島の学習コンテンツを活用する場合も含む

第 2 章

環境指標の達成状況

第2章 環境指標の達成状況

指標の評価の考え方

令和6(2024)年度の実績値について、以下の考え方により評価を行う。

○ 評価の仕方

- 1 令和6年度の実績値が出ていれば、目標値との比較により評価。
- 2 令和6年度の実績値が出ていないものは、最新の実績値と目標値の比較により評価。
- 3 比較する数値が無いものは「－」（評価なし）とし、指標に関する現状の分析をする。

○ 評価の仕方

評価については、目標値との比較における達成率¹により、「◎」、「○」、「△」、「×」、「－」（評価なし）のいずれかで行うのを原則とする。ただし、実績値の推移等が著しく評価と乖離する場合には、これによらない。

◎	・実績値が目標値に達しているもの。 (達成率：100%以上)
○	・実績値がおおむね目標値に達しているもの。 (達成率：80%以上～100%未満)
△	・実績値が目標値に達していないもの。 (達成率：70%以上～80%未満)
×	・実績値が目標値に達しておらず、特に達成率が低いもの。 (達成率：70%未満)
－	・比較する数値が無いもの。

¹ ここでは、上昇又は維持を目指すものについては、「(実績値／目標値) × 100%」、減少を目指すものについては、「(目標値／実績値) × 100%」で算出した値とする。

第2章 環境指標の達成状況

環境指標の達成状況一覧

施策体系	指標数	通常指標					モニタリング 指標
		◎	○	△	×	—	
I 環境回復の推進	4	0	0	0	0	1	3
1 放射性物質による環境汚染からの回復	3	0	0	0	0	1	2
2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保	1	0	0	0	0	0	1
II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	66	19	12	4	5	12	14
1 地球温暖化対策の推進（再掲指標を除く）	19	8	3	2	2	2	2
2 循環型社会の形成	14	3	4	1	1	2	3
3 自然共生社会の形成（再掲指標を除く）	12	4	2	1	0	3	2
4 良好な生活環境の確保	12	1	1	0	1	2	7
5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進（再掲指標を除く）	9	3	2	0	1	3	0
合計	70	19	12	4	5	13	17
	割合%	47.5	30.0	10.0	12.5		
		87.5			12.5		

〈コメント〉

- 評価対象指標（◎○△×
- 達成率が70%未満（×
- 令和6年度の実績値が出ていないこと等により評価が「—」となっている指標については、速やかな実績把握に努めている。
- なお、個別の指標毎の分析結果については、次ページ以降を参照。

參考資料

用語解説

アルファベット・略語

BOD

（生物化学的酸素要求量）Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

COD

（化学的酸素要求量）Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

DO

（溶存酸素量）Dissolved Oxygen の略。水に溶解している酸素の量で、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

ERドクター

「福島県野生動物救命救急ドクター」参照。

IAEA

（国際原子力機関）International Atomic Energy Agency の略

原子力の平和的利用促進等を目的とする国際機構であり、県では環境回復・創造に向けた調査研究等の成果等に関する大学生等への講義の実施を支援しています。

PCB

（ポリ塩化ビフェニル）Polychlorinated biphenyl の略。PCB は約 200 種類あり、電気を通さない特性がありますが、慢性毒性があり、環境

中で分解されにくく生物に蓄積しやすいという性質もあります。このため、昭和 49(1974)年に「化学物質審査規制法」に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13(2001)年に「PCB 廃棄物処理特別措置法」が制定され、処理体制の整備を図った上で令和 8 (2026)年度までに処理を終えることとしています。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は 7。数字が小さいほど酸性度が高くなります。

PRTR

（化学物質排出移動量届出制度）Pollutant Release and Transfer Register の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTR によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

PRTR法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としており、環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱に関する情報（SDS）を提供する SDS 制度等が定められています。

SS

（浮遊物質）Suspended Solids の略。水中に浮遊又は懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物

質のことです。

ゼロ ZEB

net Zero Energy Building の略。先進的な建設設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、効率的な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。

ゼッチ ZEH

net Zero Energy House の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。

あ

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

い

一般廃棄

産業廃棄物以外廃棄物です。

一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。

猪苗代湖裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（県、国及び関係市町村）により設立（平成 12(2000)年 11 月）された協議会です。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

インタープリテーション

知識や情報を単に与えるというのではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。

う

うつくしま、エコ・リサイクル認定製品

主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、その利用を促進しています。

裏磐梯ビジターセンター

裏磐梯を訪れる方に磐梯朝日国立公園の自然を

分かりやすく展示し、自然に興味を持ってもらうために、北塩原村内に設置されたセンターです。「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」が管理運営を行っています。

裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

「裏磐梯ビジターセンター」参照。

え

エコドライブ

地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす環境にやさしい自動車の運転方法などのことです。

エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

エシカル消費

人や社会、環境を考えて商品やサービスを選択する消費行動を「エシカル消費」と言います。

マイバッグを使うこと、地元の産品を購入すること（地産地消）、食品ロス削減のために必要なものだけを購入すること、認証ラベル・マークのついた商品を選択することなどは、すべて「エシカル消費」です。

エネルギー・エージェンシーふくしま

再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積に向けて、県内企業のネットワークの構築、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を、一体的・総合的に支援する専門のコーディネート機関です。

お

奥会津ビジターセンター

越後三山只見国定公園の福島県側の玄関口として、奥会津の魅力を発信するために整備された拠点施設です。柳津町の道の駅「会津柳津」内に併設されています。

汚染状況重点調査地域

平均的な放射線量が1時間当たり0.23 μ Sv以上の地域を含む市町村を、地域内の原発事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、環境大臣が指定するものです。福島県内では、平成23（2011）年12月及び平成24（2012）年2月に除染特別地域を除き合計41市町村が指定されました。

汚染廃棄物

原発事故に伴い、放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。

汚染廃棄物対策地域

国がその地域内にある廃棄物の処理を行う必要があるものとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成23(2011)年12月に、11市町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域）が指定されました。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害発生時に必要となる様々な緊急事態応急対策について、関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設です。

温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

か

合併処理浄化槽

微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しと、製造業者等に対し引き取った廃家電のリサイクル実施を義務付けた法律です。

カバークロップ

土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培する作物のことです。

ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、レンゲなどのマメ科植物がそれぞれの生育・栽培特性に応じて、様々な場面で活用されています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済生活において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出

量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを低減し埋め合わせるという考え方です。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

環境アドバイザー等派遣事業

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザーを講師として派遣する事業です。

環境影響評価

環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

環境影響評価法

環境影響評価について、国等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた法律です。

環境再生プラザ

原発事故からの環境回復のあゆみや放射線、中間貯蔵などに関する情報発信、環境回復に関する専門家派遣等を行う拠点であり、福島県と環境省が共同で運営しています。

平成 29(2017)年 7 月 14 日より「除染情報プラザ」から名称を変更しました。

環境性能診断

施設の環境負荷低減に向け、建築関係職員が施設管理者に対して運用改善と改修工事の両面からCO₂と光熱水費等の削減手法を提案するものです。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

環境放射線モニタリング

放射線量の測定のほか、放射性物質濃度の測定を含みます。

環境保全・回復活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として行われる活動をいいます。

緩和策

再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策、森林等による吸収作用の保全及び強化により、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減する取組をいいます。

さ

企業の森林づくり制度

植栽、間伐等が必要な森林において、企業等と県、森林所有者・地元市町村等の間で森林づくり協定を締結し、企業等が森林づくり活動を行う制度です。

く

クールアース・デー

毎年7月7日がクールアース・デーと定められており、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認するとともに、家庭や職場における取組を推進する日です。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称をいいます。

グリーン・アドバイス・センター

個人庭園の造成、庭木の育て方、病害虫の診断、樹木の管理など、緑化に関する相談を受ける、県で開設しているセンターです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

クリーンセンターふたば

大熊町に位置する管理型処分場です。双葉郡内の生活ごみ、インフラ整備等に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物を埋立処分しています。処分場面積は約4.5ha、埋立容量は約50万m³となっています。

グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育活動での森林整備活動を通して、林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者で、県が認定しています。

け

景観形成重点地域

景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいい、福島県においては、「磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域」を設定しています。

景観法

良好な景観の形成についての基本理念や国等の責務、景観計画の策定等について定めた法律です。

県行造林

分収林契約の一つで、県が土地所有者と契約を結んで造林を行い、契約満期に達したときに、立木の売払い収益を分け合うことをいいます。

原災法（原子力災害対策特別措置法）

原子力災害についての原子力事業者、国等の責務や「原子力災害対策指針」の策定等について定めた法律です。

原子力災害対策指針

原子力事業者や行政機関等が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力規制委員会が「原子力災害対策特別措置法」に基づき定める指針です。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

減容化

廃棄物について、焼却等の処理により容積を減らすことをいいます。

こ

広域避難計画（福島県原子力災害広域避難計画）

「地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき県が策定する計画です。なお、関係市町村は、県の避難計画を踏まえた避難計画を策定することとしており、県は、広域避難計画の策定等を通じて、市町村の計画作成を支援することとしています。

光化学オキシダント

工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えます。

公共用水域水質測定計画

「水質測定計画」参照。

高度処理浄化槽

窒素やリンの除去能力の高い浄化槽のことで、BOD10mg/L以下、総窒素(T-N)10mg/L以下、総リン(T-P)1mg/L以下の性能を有するものです。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用物の再資源化を促進することを目的とした法律です。

国定公園

「自然公園」参照。

国土利用計画

「国土利用計画法」に基づき、総合的な視点に立って国土の有効利用を図ることを目的として策定される計画で、国土利用に関する行政上の指針となります。全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つの計画で構成されます。

国立公園

「自然公園」参照。

コミュタン福島

福島県環境創造センター交流棟の愛称。

展示施設や 360 度全球型シアターを備え、身近な視点から放射線や福島の実環境への理解を深めていただける施設です。

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指して、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識のもと、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、平成24(2012)年5月31日に立ち上げた会議です。

さ

災害対策基本法

防災に関する基本理念や国等の責務、防災計画の作成等災害対策の基本を定めた法律です。

災害廃棄物

暴風、洪水、高潮、地震など、各種の災害に伴って発生する廃棄物で発災直後から発生する片付けごみ、損壊した家屋を解体した際に発生する家屋解体廃棄物などがあります。

再生可能エネルギー

自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源で、太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギーのことをいいます。枯渇することなく繰り返し使用でき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類やがれき類など法令で定められた20種類の廃棄物です。

酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨をいいます。

し

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出量が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車です。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車等があります。

自然環境保全地域

「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもあります。

自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」の三種があります。

各公園について、風致を維持するため「特別地域」が、景観を維持するため特に必要があるときは特別地域内に「特別保護地区」が指定され（福島県立自然公園においては、特別保護地区の制度はありません）、公園区域内で特別地域等に含まれない区域を「普通地域」といいます。

自然保護指導員

「福島県自然環境保全条例」に基づき県が配置しており、自然環境の保全状況の把握や自然環境の保全のための指導等を行います。

指定廃棄物

原発事故由来放射性物質の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物であって、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定したものです。

指定猟法禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法を定め、その猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を知事又は環境大臣が指定するものです。

自動車リサイクル法

使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ることを目的とし、引取業及びフロン類回収業の登録制、解体業及び破砕業の許可制、引取から破砕等までの一連の処

理工程を電子情報で管理するための移動報告の義務等を定めた法律です。

主灰

廃棄物を焼却炉で焼却する際、燃えがらとして炉の底の部分から排出された灰分をいいます。

循環型社会

焼却や埋立処分しているごみの量を極力減らし、限りある地球の資源として有効に繰り返し使う社会のことです。

循環経済

従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことです。

浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制や、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度等を定めた法律です。

昭和の森

昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近い等さまざまな理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

除染情報プラザ

「環境再生プラザ」参照。

除染特別地域

国がその地域内の除染等の措置等を行う必要があるものとして環境大臣が指定する地域をいいます。平成 23(2011)年 12 月に、11 市町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当該時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域）が指定されました。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林GIS

「GIS」とは、「地理情報システム(Geographic Information System)」の略称。森林の図面情報（森林計画図）とその台帳情報（森林簿）を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして、知りたい森林を抽出することなどができます。

森林施業

森林を育成するために行う植林・下刈・除伐・間伐・枝打等をいいます。

森林ボランティア

植林・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

森林ボランティアサポートセンター

「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」

（大玉村）内に開設。森林ボランティアに関する情報の収集・提供や森林づくり活動に必要な機材の貸出など、森林づくり運動を支援しています。

す

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれています。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

水質測定計画

「水質汚濁防止法」に基づき毎年、県が定める計画で、「公共用水域水質測定計画」と「地下水の水質測定計画」があります。「公共用水域水質測定計画」は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、対象水域や測定項目など必要な事項を定める計画です。「地下水の水質測定計画」は、県内の地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定地点や測定項目など必要な事項を定める計画です。

せ

生物多様性

「生物多様性条約」においては、「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」の３つのレベルがあるとしています。

生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について、様々

な立場から意見をいただくために設置した協議会です。

石綿

「アスベスト」参照。

石綿による健康被害の救済に関する法律

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした法律。救済給付の支給や、支給に充てるための基金等について定めています。

せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

そ

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

総合モニタリング計画

福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府が原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定した計画。この計画に基づき、県、関係省庁及び事業者などが連携してモニタリングを実施します。

た

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、内分泌かく乱作用が疑われています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

対策地域内廃棄物処理計画

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第13条第1項に基づいて、汚

染廃棄物対策地域内の廃棄物の適正な処理を行うために国(環境大臣)が定めた計画です。

太陽光発電

太陽電池により太陽光を電力に変換する発電方式です。

多核種除去設備（ALPS）

汚染水に含まれる62種の放射性物質を除去する設備です。ALPSにより、トリチウム以外の放射性物質濃度が、安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化処理した水を「ALPS処理水」と呼びます。

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会のことです。

多面的機能（農業・農村）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことです。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。

ち

地域ぐるみ監視体制づくり支援事業

地域住民等による不法投棄の未然防止・早期発見を目的とした日常的な監視体制づくりに要する費用を助成する、県で実施している事業です。

地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する防災計画であり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、事故対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成されています。

地下水の水質測定計画

「水質測定計画」参照。

地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図る団体として、県が指定しています。

窒素・りん除去型浄化槽

窒素及びりんの除去機能を有する高度処理型の浄化槽のことです。

地方流域水循環協議会

水循環基本法に基づき、安全で持続可能な水循環社会の形成と継承を図ることを目的に設置された協議会。中通り・浜通り・会津の3地方に設置し、民間団体及び市町村、国、県等が連携して、本県における健全な水循環の維持、回復に向けた取り組みを推進していきます。各地方流域水循環協議会の情報共有、総合調整を行う場として県水循環協議会が設置されています。

中間処理

破碎や焼却などにより廃棄物の形態や特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないよう最終処分に至るまでに行われるさまざまな無害化や安定化・減容化処理のことです。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO法）

平成 26(2014)年 11 月に、「日本環境安全事業株式会社法」の一部を改正し、成立した法律です。改正により、国が「中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定され、「日本環境安全事業株式会社」の名称も「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ変更されました。

なお、同法の附帯決議において、国は減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容等を明記した工程表を作成し、進捗状況を毎年国会に報告することとされています。

中間貯蔵事業情報センター

福島県内の除染で発生した土壌や廃棄物の中間貯蔵事業、復興再生利用及び県外最終処分をはじめとする福島の復興・環境再生の取組を発信する施設です。

環境省から委託を受けて中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)が運営しています。

中間貯蔵施設

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する施設のことで、

東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で大熊町・双葉町に整備されており、搬入開始から 30 年後となる 2045 年 3 月までに、福島県外で最終処分を完了することが国の責務として法律（JESCO 法）に定められています。

中山間地域

平野の外縁部から山間地を指します。

山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約 7 割を占めています。

中長期ロードマップ

「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」参照。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

鳥獣保護管理員

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が配置しており、鳥獣保護区等の維持管理や鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者に対する指導等を行います。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事又は環境大臣が指定する区域です。また、知事又は環境大臣は、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができます。

鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護管理事業を実施するために定める計画です。

つ

通報連絡担当者会議

県、立地4町、周辺9市町村及び東京電力（株）の担当者で構成する、原子力発電所との円滑な通報連絡体制を維持するための会議です。

て

適応策

極端な高温現象や大雨など、現在生じており、又は将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組をいいます。

と

特定帰還居住区域

将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域（特定復興再生拠点区域を除く。）内に設定され、避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活再建を目指す区域のことです。各市町村が復興・再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が一体的に行われます。

特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する区域として知事が指定するものです。

特定廃棄物

対策地域内廃棄物（旧警戒区域・旧計画的避難区域等で発生した災害廃棄物や住民の方が一時帰宅された際に発生する片付けごみ）又は指定廃棄物（同用語の解説を参照）を指します。「放射性物質汚染対処特措法」第20条に記載されています。

特定廃棄物埋立処分施設

富岡町に位置する（搬入路は檜葉町に所在）既存の管理型処分場を国が平成28(2016)年4月に国有化し、特定廃棄物埋立処分施設となりました。同施設を活用して福島県内で発生した特定廃棄物の埋立処分事業が令和5(2023)年10月まで行われました。処分場面積は約9.4ha、埋立容量は約96万m³となっています。

特定復興再生拠点区域

将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に設定され、避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域のことです。各市町村が復興・再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に行われます。

特別管理産業廃棄物

「特別管理廃棄物」参照。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と區別しての収集運搬や、特定の処理による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB等、廃石綿等などが指定されています。

特別栽培農産物

化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減して栽培され

た農産物のことです。

（自然公園）特別地域

「自然公園」参照。

（自然公園）特別保護地区

「自然公園」参照。

（鳥獣保護）特別保護地区

「鳥獣保護区」参照。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。

土地利用基本計画

「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域と土地利用の調整等に関する事項について定めた計画です。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいい、木材やわら、もみガラ、家畜排せつ物、生ごみなどがあります。

廃棄物等

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物と、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含めた呼称。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を定めた法律です。

廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置終了までの具体的な工程として策定されたロードマップです。

ばいじん

ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質です。

廃炉安全監視協議

「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」参照。

バグフィルター

フィルターを用いてばいじん等をろ過する排ガス処理装置のことです。

ひ

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下の小さなもの。健康への影響が懸念されています。

飛灰

廃棄物を焼却する際、バグフィルター等でとれたばいじんの総称のことです。

ふ

風致地区

都市における風致（水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる「都市計画法」に規定される地域地区であり、建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採などが規制されます。

風力発電

風の力で風車を回し、その回転運動によって発電するものです。

ふくしまエコオフィス実践計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の事務及び事業に関し定める温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）です。

ふくしまカーボンニュートラル実現会議

事業者、民間団体、行政等、オール福島による脱炭素社会の実現に向け、知事を代表とした推進体制として、令和5(2023)年6月に設立されました。

ふくしま環境活動支援ネットワーク

県民を始め、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことができるよう、総合的に支援する仕組みとして平成21(2009)年度に設立されたネットワークです（事務局：福島県環境創造センター・福島県生活環境総務課）。

「福島議定書」事業

事業所、学校が自ら二酸化炭素排出量の削減目標等を定め、その目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを知事と約束する事業です。なお、令和4（2022）年度からは、「ふくしまゼロカーボン宣言」事業へリニューアルしました。

福島県カーボンニュートラル条例

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、事業者、県民等の理解と共感を得ながら、オール福島での取組を一層推進するため、各主体の責務や施策の基本的事項などを規定した条例です。

福島県環境影響評価条例

環境影響評価について、県等の責務や、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等を定めた条例です。

福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、本県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

福島県環境基本条例

環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした条例です。

福島県環境共生建築計画・設計指針

「環境と共生する建築物」の計画・設計をする際の基本的事項を示し、世界的問題である二酸化炭素排出量の削減など、建築物のライフサイクルを通じたあらゆる環境負荷の低減に配慮し、自然

と共生する環境負荷の少ない社会の形成に取り組み、地球にやさしい「ふくしま」を目指すことを目的として、平成 18(2006)年に策定しました。

福島県気候変動適応センター

気候変動適応法第 13 条に規定する、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、令和 5 年 4 月 1 日付けで福島県環境創造センター及び福島県環境共生課に設置しました。

福島県景観条例

福島県土の景観形成に関する県等の責務や、「景観法」の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

平成 24(2012)年 12 月に設置。県、関係市町村、学識経験者で構成し、中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況等について安全監視を行っています。

福島県海岸漂着物対策推進地域計画

「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため定めた計画です。

福島県災害廃棄物処理計画

大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県が対応すべき基本的な事項を定めた計画です。

福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

県有建築物のエネルギー使用に関する目標値及

び実現するための手順等を示し、建築物の整備の方向性を明確にすることを目的として、平成 29(2017)年 5 月に策定しました。

福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行うために設置された研究会。県内外の企業や大学、市町村等が会員となっています。

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会

本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくために設置された連絡会。再生可能エネルギーの推進に関し協議するほか、必要に応じて、県に対して助言、提案等を行います。

福島県自然環境保全条例

自然環境の保全に関する県等の責務や、自然環境保全地域、緑地環境保全地域等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県浄化槽保守点検業者登録条例

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めた条例です。

福島県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等についての県等の責務や、大気・水環境の保全並びに騒音、振動及び悪臭に関する規制等について定めた条例です。

「ふくしまゼロカーボン宣言」事業

事業所、学校が 2050 年度までの脱炭素社会の実現に向けて「ゼロカーボン」を目指し取り組むことを宣言し、自ら地球温暖化気候変動対策を

実施する事業で、「福島議定書」事業をリニューアルした事業です。

福島県地域脱炭素推進コンソーシアム

県内の金融機関や経済団体、その他関連団体がそれぞれ得意分野を持ち寄り、県内企業の脱炭素化を後押ししていくための仕組みづくりや、支援のための具体的な取組等について共有・議論し、実行していくための支援体制です。

福島県地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する推進員です。

福島県廃棄物処理計画

「廃棄物処理法」に基づき、本県の廃棄物の減量や適性処理に関する事項を定める計画です。

福島県分別収集促進計画

「容器包装リサイクル法」に基づき、県内の容器包装廃棄物の分別収集を促進するために策定する計画です。

福島県防災会議

「災害対策基本法」に基づき設置される会議。県、国の各行政機関、自衛隊、市町村、消防機関、各公共機関等により構成され、地域防災計画の作成や実施の推進、災害が発生した場合の連絡調整等の業務を担っています。

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

「P C B 特措法」に基づき、県内のP C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なP C B 廃棄物の処理の推進を図るために定めた計画です。

福島県水環境保全基本計画

「福島県生活環境の保全等に関する条例」第5条に基づき、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくための基本方針を定めた計画です。

ふくしま県民の森

県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

福島県立自然公園条例

優れた自然の風景地の保護とその適正な利用に関する県等の責務や、県立自然公園等の指定に関し必要な事項等を定めた条例です。

福島県野生動物救命救急ドクター（E R ドクター）

ボランティアにより野生鳥獣の初期治療を行う動物病院の獣医師です。

福島再生可能エネルギー研究所

日本を体表する国立研究開発法人である産業技術総合研究所が、再生可能エネルギー専門の拠点として、平成26(2014)年に福島再生可能エネルギー研究所を郡山市に開設しました。最先端の研究を行うだけでなく、地元企業へ関連技術開発支援を行っております。

ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

（自然公園）普通地域

「自然公園」参照。

復興再生利用

原発事故による災害からの復興に資することを目的として、除去土壌に必要な処理をして盛土等に利用することができる状態にしたものを、適切な管理の下で利用することをいいます。

不法投棄監視員

不法投棄の未然防止及び早期発見を目的とし、監視パトロールや原状回復の指導等を行うために県が各市町村に配置している監視員です。また、市町村も不法投棄をさらに抑制するため、独自に監視員を配置している場合があります。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。

フロン排出抑制法

オゾン層の破壊又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する措置等を定めた法律です。管理者については、点検の実施、一定量以上フロン類を漏えいさせた場合に国に報告する責務等が定められています。

フロン類

正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、 CFC （クロロフルオロカーボン）、 HCFC （ハイドロクロロフルオロカーボン）、 HFC （ハイドロフルオロカーボン）の3種類があります。 CFC 、 HCFC はオゾン層破壊物質であるとともに、単位質量当たりの地球温暖化に対する影響力が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100倍）、代替フロンである HFC はオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化に対する影響力は

二酸化炭素の140～11,700倍となっています。

ほ

保安林

水源の涵養^{かん}、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。

防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき、中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画です。県や市町村は、同計画に基づき、地域防災計画を作成します。

放射性核種

放射能をもつ原子核の種類のことです。

放射性物質汚染対処特措法

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略称。

平成23(2011)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律です。

捕獲圧

狩猟及び許可捕獲等（有害鳥獣捕獲個体数調整等）による野生鳥獣に対して与える影響のことです。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（PCB廃棄物広域処理協議会）

室蘭市における、北海道並びに東北、関東、甲信越及び北陸地域の1都18県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整を図るため設置された協議会です。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とし、国や地方自治体の責務、保管等の届け出、処理計画及び期限等を定めた法律です。

ま

マイバッグ

スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバッグのことです。レジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができます。エコバッグともいいます。

マスバランス

物質収支のことです。

み

水環境保全推進員（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進員）

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全のため、湖岸の巡回や水環境保全実践行動指針の普及啓発を行っています。猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保

全対策推進協議会会長が委嘱しています。

水循環基本法

水循環に関する施策を総合・一体的に推進し、健全な水環境維持・回復を目的とした法律です。

「水との共生」プラン

本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示した計画です。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

む

無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

も

もりの案内人

自然観察会や野外活動、森林づくりなどを通して、一緒に学びながら森林の役割や大切さを広く県民に伝えていくボランティアによる指導者で、県が認定を行っています。

や

野生生物共生センター

昭和 57(1982)年に安達郡大玉村の「ふくしま県民の森」内に設置され、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を行っていた「鳥獣保護センター」に、保護管理、環境学習等の新たな機能を追加し、平成 28(2016)年に「野生生物

共生センター」として再整備しました。

野生動植物保護アドバイザー

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有し、福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき県が実施する野生動植物の保護施策に関することや、ふくしまレッドリストの点検・運用に関して助言を行う方で、県が選任しています。

野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

野生動植物保護地区

「自然環境保全地域」内で特に保全を図るべきとして指定される「特別地区」の中で、さらに特定の野生動植物を保護する必要があるとして指定される地区で、指定動物の捕獲・殺傷、指定植物の採取・損傷が禁止されます。

ゆ

有機農産物

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、認定機関から認定された生産者が作付けする農産物です。

優良景観形成住民協定

「福島県景観条例」に基づき、景観形成に関する住民協定のうち、県土の景観形成に資するものについて、知事が優良として認定するものです。

ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が実施する「人間と生物圏(MAD：Man and the Biosphere)

計画」の中心事業である「生物圏保存地域(Biophere Reserves：略称BR)」のことです。

よ

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定める法律です。

り

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、県民、事業者、行政等の利害関係者が共有し、意思疎通を図っていく合意形成の手段のことをいいます。

流域別下水道整備総合計画

「環境基本法」第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、「下水道法」に基づき県が策定する、下水道整備に関する総合的な基本計画です。

緑化センター（福島県総合緑化センター）

県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図ることなどを目的として、郡山市逢瀬町内に設置。園内には、樹木を観察できる教材樹木園や、安積平野を借景とした築山山水式庭園などがあります。

緑地環境保全地域

良好な生活環境を確保するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している区域を指定しています。

緑地協定

地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する、「都市緑地法」に基づく制度です。

わ

ワンド

河川敷の池になっているような地形のことです。

参考資料 東日本大震災～令和 6 年度までの主な動き

【原子力発電所について】

平成 23 年(2011 年)

-
- 3 月 1 1 日・東日本大震災発生。
 - 〃 ・国が東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一」）について、原子力緊急事態宣言。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 3 km 圏内に避難指示。
 - 1 2 日・国が東京電力福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）について、原子力緊急事態宣言。
 - 〃 ・国が福島第二の半径 3 km 圏内に避難指示、半径 10km 圏内に屋内退避指示。
 - 〃 ・福島第一 1 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・国が福島第二の半径 10km 圏内に避難指示。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20km 圏内に避難指示。
 - 1 4 日・福島第一 3 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 1 5 日・福島第一 4 号機原子炉建屋で水素爆発。
 - 〃 ・国が福島第一の半径 20～30km 圏内に屋内退避指示。
 - 1 8 日・国が原発事故の深刻度を「レベル 5」と暫定評価。
-
- 4 月 1 2 日・原子力安全・保安院が原発事故の評価を「レベル 7」に訂正。
 - 1 7 日・東京電力が原発事故収束に向けた工程表「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表。
-
- 5 月 2 0 日・東京電力が、福島第一 7, 8 号機増設中止と 1～4 号機の廃炉を正式決定。
-
- 6 月 1 8 日・県、立地町が東日本大震災後はじめて、福島第一の原発事故収束作業を現地調査。
-
- 7 月 1 4 日・福島第一において、循環注水冷却システムが稼働。
 - 1 9 日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ 1 の目標（原子炉の安定的な冷却等）を達成し、ステップ 2（原子炉の冷温停止状態等）へ移行。
-
- 1 0 月 2 0 日・県議会が県内原発の全基廃炉の請願を採択。
-
- 1 1 月 3 0 日・県が県内原発の全基廃炉を要請する方針を表明。
-
- 1 2 月 1 6 日・「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」のステップ 2 が完了。
 - 2 1 日・ステップ 2 以降の廃炉工程表として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（以下「中長期ロードマップ」）」を決定。
 - 2 6 日・国が福島第二の原子力緊急事態宣言を解除。
-

平成 24 年(2012 年)

-
- 1 月 3 1 日・東京電力が、福島第二の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画を提出。
-
- 5 月 1 7 日・福島第二 4 号機の復旧が完了。
-
- 6 月 2 0 日・原子力規制委員会設置法が成立。
-
- 7 月 5 日・国会事故調査委員会が報告書を取りまとめ。
 - 2 3 日・政府事故調査委員会が最終報告書を取りまとめ。
-
- 9 月 1 9 日・原子力規制委員会が発足。
-
- 1 0 月 1 1 日・福島第二 3 号機の復旧が完了。

11月 7日・国が福島第一を原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定。

12月 7日・県が廃炉安全監視協議会を設置。

平成25年(2013年)

2月15日・福島第二2号機の復旧完了。

3月28日・東北電力が浪江・小高原発の建設計画中止を発表。

30日・福島第一において、「多核種除去設備（ALPS）」の試運転開始。

4月 1日・県原子力安全対策課に原子力専門員配置。

5月30日・福島第二1号機の復旧が完了。

福島第二の冷温停止の維持設備の本設復旧が全ての号機で完了。

6月27日・政府廃炉対策推進会議が、中長期ロードマップを改訂。

7月11日・県が廃炉安全監視協議会環境モニタリング評価部会を設置。

22日・福島第一4号機原子炉建屋の燃料取出し用カバーの設置完了。

8月 4日・県が廃炉安全確保県民会議を設置。

9月 3日・国が汚染水問題に関する基本方針を決定。

19日・県が廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を設置。

20日・安倍首相が福島第一を視察し、東京電力に5、6号機の廃炉を要請。

10月 1日・県原子力安全対策課に原子力対策監配置。

12月18日・東京電力は福島第一5、6号機の廃炉方針を決定。

20日・国は廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定。

汚染水問題に対する予防的重層的な対策が示される。

平成26年(2014年)

4月 1日・楡葉町役場内に原子力安全対策課楡葉町駐在員を配置。

5月21日・福島第一において、地下水バイパス計画による地下水の海への排出を開始。

12月22日・福島第一4号機の使用済燃料プールから全ての燃料の取り出しを完了。

平成27年(2015年)

1月 7日・県、双葉町、大熊町は東京電力との旧安全協定を見直し、新たに「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定」を締結。

6月12日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。

9月14日・福島第一において、サブドレン処理済水を海へ排出開始。

平成28年(2016年)

2月24日・東京電力が福島第一原発事故当時における通報・報告状況（炉心溶融等の公表遅れ）について公表。

3月18日・福島第一において、雑固体廃棄物焼却設備による焼却開始。

31日・福島第一において、陸側遮水壁（凍土方式）の凍結開始。

4月 1日・原子力安全対策課楡葉町駐在員を楡葉原子力災害対策センターへ移転。

9月 1日・県、周辺11市町村は東京電力と「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定」を新たに締結。

平成 29 年(2017 年)

9 月 2 6 日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。

平成 30 年(2018 年)

2 月 2 1 日・福島第一において、3 号機燃料取り出し用カバーのドーム屋根の設置完了。
6 月 1 4 日・東京電力は福島第二の全基を廃炉とする方針を公表。

平成 31 年・令和元年(2019 年)

3 月 2 7 日・福島第一において、フランジ型タンクに貯留している多核種除去設備(ALPS)等処理水の移送が完了。
9 月 3 0 日・東京電力が経済産業大臣へ福島第二における発電事業変更届書(9 月 30 日廃止日)を提出。
1 2 月 2 6 日・県、楢葉町、富岡町は東京電力との旧安全協定を見直し、新たに「福島第二原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定」を締結。
〃 県、周辺 1 1 市町村は東京電力と「福島第二原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定」を新たに締結。
2 7 日・政府は廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を改訂。

令和 2 年(2020 年)

4 月 2 9 日・福島第一において、1 / 2 号機排気筒の解体が完了。
1 2 月 1 1 日・福島第一において、ALPS 処理水の貯留タンク全数(約 137 万 m³)の設置が完了。

令和 3 年(2021 年)

2 月 2 8 日・福島第一 3 号機の使用済燃料取り出し完了。
4 月 1 3 日・政府は廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定。
6 月 2 3 日・福島第二において、廃止措置に着手。
1 2 月 2 8 日・政府は ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を開催し、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を決定。

令和 4 年(2022 年)

8 月 4 日・福島第一において、ALPS 処理水希釈放出設備等の設置工事に着手。

令和 5 年(2023 年)

8 月 2 4 日・福島第一において、ALPS 処理水の海洋放出を開始。

令和 6 年(2024 年)

9 月 10 日	・福島第一 2 号機における燃料デブリの試験的取り出し作業に着手。
11 月 7 日	・福島第一 2 号機における燃料デブリの試験的取り出し作業が完了。

【除染について】

平成 23 年(2011 年)

7 月 22 日	・除染アドバイザーを委嘱。
8 月 2 日	・町内会等による自主的除染への助成開始。
26 日	・国が除染の基本的な考え方を決定。
30 日	・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
9 月	・除染アドバイザー派遣開始。
10 月 4 日	・除染業務講習会開催。(10 月～)
13 日	・県生活環境部に環境回復推進監を設置。
〃	・県除染対策課が発足。
〃	・県が除染・廃棄物対策推進会議設置。
11 月 11 日	・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により土壌等の除染等の措置に関する基本的事項等決定。
14 日	・県が除染技術実証事業、面的モデル除染事業を開始。
27 日	・除染の推進に向けての「安心・安全フォーラム」の開始。(11 月～)
12 月 9 日	・「除染計画策定マニュアル」作成。
〃	・除染対策事業交付金受付開始。
28 日	・除染特別地域に 11 市町村、汚染状況重点調査地域に 40 市町村が指定される。

平成 24 年(2012 年)

1 月 1 日	・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
14 日	・放射線・除染講習会開催。
18 日	・除染情報プラザが開所。(除染専門家派遣、除染情報発信等)
26 日	・国が原発周辺の除染工程表を発表。
31 日	・除染業務に係る技術指針公表。
2 月 28 日	・汚染状況重点調査地域に追加指定（柳津町）。県内指定 41 市町村。
3 月 29 日	・「福島県面的除染の手引き」作成。
4 月 13 日	・田村市、檜葉町、川内村の特別地域内除染実施計画策定。
18 日	・南相馬市の特別地域内除染実施計画策定。
5 月 13 日	・除染対話フォーラム開催。(5 月～)
24 日	・飯舘村の特別地域内除染実施計画策定。
6 月 5 日	・放射線・除染講習会開催。(6 月～)
7 月 18 日	・仮置場現地視察会。(7 月～)
25 日	・田村市の本格除染着手。
8 月 10 日	・川俣町の特別地域内除染実施計画策定。
9 月 4 日	・川内村の本格除染着手。
6 日	・檜葉町の本格除染着手。
25 日	・飯舘村の本格除染着手。

2 8 日・葛尾村の特別地域内除染実施計画策定。
1 1 月 2 1 日・浪江町の特別地域内除染実施計画策定。
1 2 月 2 7 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（昭和村）。県内指定 40 市町村。
2 8 日・大熊町の特別地域内除染実施計画策定。

平成 25 年(2013 年)

4 月 2 5 日・葛尾村、川俣町の本格除染着手。
5 月 1 7 日・除染管理目標の設定の考え方（暫定版）提示。
6 月 2 4 日・大熊町の本格除染着手。
2 6 日・富岡町の特別地域内除染実施計画策定。
2 8 日・田村市において計画に基づく除染終了。
8 月 2 6 日・南相馬市の本格除染着手。
2 8 日・仮置場現地視察会。
〃・仮置場等技術指針（第 1 版）公表。
2 9 日・仮置場設置事例集策定。
9 月 1 0 日・除染の進捗状況についての総点検。
1 1 月 2 7 日・浪江町の本格除染着手。
1 2 月 2 6 日・特別地域内除染実施計画の変更。
（6 市町村：南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、富岡町）

平成 26 年(2014 年)

1 月 8 日・富岡町の本格除染着手。
2 月 2 8 日・除染業務に係る技術指針（第 2 版）公表。
3 月 3 1 日・計画に基づく除染が終了（川内村、檜葉町、大熊町）。
6 月 6 日・仮置場等技術指針（第 2 版）公表。
7 月 1 5 日・双葉町の特別地域内除染実施計画策定。
1 1 月 1 7 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（三島町）。県内指定 39 市町村。
1 2 月・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（大熊町）。

平成 27 年(2015 年)

1 月 3 0 日・放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正。
2 月・帰還困難区域における拠点施設等の除染開始（双葉町、富岡町）。
3 月 2 日・双葉町の本格除染着手。
1 3 日・中間貯蔵施設保管場への除去土壌等のパイロット輸送開始。
2 6 日・仮置場等技術指針（第 3 版）公表。
1 2 月 3 1 日・葛尾村、川俣町において、計画に基づく除染終了。

平成 28 年(2016 年)

3 月 3 1 日・仮置場等技術指針（第 4 版）公表。
〃・双葉町において、計画に基づく除染終了。
9 月 8 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（矢祭町）。
1 1 月 2 9 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（埴町、柳津町）。
1 2 月 3 1 日・飯舘村において、計画に基づく除染終了。

平成 29 年(2017 年)

1 月 3 1 日・富岡町において、計画に基づく除染終了。
3 月 3 1 日・南相馬市、浪江町において、計画に基づく除染終了。除染特別地域の 11 市町村の面的除染が終了。 ・汚染状況重点調査地域の 36 市町村の面的除染が概ね終了。
7 月 1 4 日・除染情報プラザを「環境再生プラザ」へ名称変更。 1 8 日・環境再生プラザとしてリニューアルオープン。
8 月 3 0 日・仮置場等技術指針（第 5 版）公表。
1 2 月 2 5 日・双葉町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

平成 30 年(2018 年)

3 月 9 日・大熊町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。 1 9 日・汚染状況重点調査地域の 36 市町村の面的除染が全て終了。
5 月 3 0 日・浪江町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。
7 月 6 日・富岡町の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。
9 月 2 8 日・飯館村の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。
1 1 月 2 0 日・葛尾村の特定復興再生拠点区域整備に向けた除染を開始。

平成 31 年・令和元年(2019 年)

3 月 2 5 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（会津坂下町、湯川村、会津美里町）。
1 2 月 1 8 日・仮置場等技術指針（第 6 版）公表。

令和 2 年(2020 年)

3 月 1 6 日・汚染状況重点調査区域の指定解除（鮫川村）。

令和 3 年(2021 年)

1 2 月 2 7 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（大玉村）。

令和 4 年(2022 年)

3 月 3 1 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（本宮市、桑折町、田村市）。 ・除染特別地域の指定解除（田村市）。
6 月 1 2 日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（葛尾村）。 3 0 日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（大熊町）。 ・汚染状況重点調査地域の指定解除（須賀川市、鏡石町、天栄村）。
8 月 3 0 日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（双葉町）。
9 月 3 0 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（小野町、白河市、泉崎村、中島村、矢吹町、相馬市）。

令和 5 年(2023 年)

3 月 3 1 日・汚染状況重点調査地域の指定解除（福島市、二本松市、国見町、郡山市、三春町）。 ・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（浪江町）。
4 月 1 日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（富岡町）面拠点。
5 月 1 日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（飯館村）。

- 9月29日・汚染状況重点調査地域の指定解除(伊達市)。
11月30日・特定復興再生拠点区域の避難指示解除（富岡町）点・線拠点。
12月20日・特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染を開始（双葉町、大熊町）。

令和6年(2024年)

- 3月29日・汚染状況重点調査地域の指定解除（いわき市、新地町、西郷村）。
6月20日・特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染を開始（浪江町）。
9月5日・特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染を開始（富岡町）。

【廃棄物について】

平成23年(2011年)

- 3月31日・県災害廃棄物処理対策協議会設置。
5月16日・国が東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針を策定。
8月18日・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行。
30日・放射性物質汚染対処特措法一部施行。
10月13日・県が除染・廃棄物対策推進会議を設置。
11月11日・国が放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項を決定。
12月28日・汚染廃棄物対策地域に11市町村が指定される。

平成24年(2012年)

- 1月1日・放射性物質汚染対処特措法全面施行。
3月・福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金設置。
6月11日・国が対策地域内廃棄物処理計画を策定。

平成25年(2013年)

- 8月・県が福島県東日本大震災に係る災害廃棄物処理加速化指針を策定。
9月10日・国が福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検を発表。
12月14日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・楡葉各町長へ既存管理型処分場の活用等の要請（中間貯蔵施設設置についても要請）。
26日・国が対策地域内廃棄物処理計画を改定。

平成26年(2014年)

- 2月12日・知事から環境・復興両大臣へ既存管理型処分場の活用計画案の見直しを申入れ。
3月27日・既存管理型処分場の活用計画案に関する県からの申入れに対し国から回答。
4月19日・既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（県同席）。
（4月20日まで延べ2日間、286名参加。）
6月8日・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。
（6月14、15日の延べ3日間、496名参加。）

平成 27 年(2015 年)

3 月 3 0 日	・東日本大震災で増加した廃棄物の発生状況を踏まえ、県が福島県廃棄物処分計画を 1 年前倒しして改定。
6 月 5 日	・環境大臣が、知事及び富岡・楡葉両町長に対して、既存管理型処分場の更なる安全対策や国有化の考え方を提示。
2 7 日	・既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（県同席）。 （6 月 28 日まで延べ 2 日間、231 名参加。）
7 月 1 9 日	・既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（県同席）。 （7 月 20 日まで延べ 2 日間、97 名参加。）
8 月 2 5 日	・知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣及び環境・復興両副大臣へ安全対策等に関して申入れ。
1 1 月 1 6 日	・8 月 25 日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示。
2 4 日	・知事が、国が行う既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に関して、県から富岡・楡葉両町へ 100 億円を交付することを表明。
1 2 月 4 日	・知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の 4 項目に責任を持って対応するよう申入れ。 ※ 4 項目の申入れ内容 ① 地元への丁寧な対応 ② 処分場の国有化と県・両町との安全協定の締結 ③ 県・両町との協議の上での輸送計画策定 ④ 両町の地域振興策の具体化

平成 28 年(2016 年)

4 月 1 8 日	・国が既存管理型処分場を国有化。
6 月 2 7 日	・国、県、富岡・楡葉両町が管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結。

平成 29 年(2017 年)

1 1 月 1 7 日	・特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始。
-------------	---------------------------

平成 30 年(2018 年)

8 月 2 4 日	・国が富岡町に特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館。
-----------	---------------------------------

平成 31 年(2019 年)

3 月 2 0 日	・特定廃棄物のセメント固型化処理施設の運転を開始。
-----------	---------------------------

令和元年(2019 年)

8 月 5 日	・国、双葉地方広域市町村圏組合、県がクリーンセンターふたばの活用に係る基本協定を締結。
---------	---

令和 2 年(2020 年)

8 月 7 日	・国、双葉地方広域市町村圏組合がクリーンセンターふたばの整備・管理に係る実施協定を締結。
---------	--

令和 3 年(2021 年)

2 月 1 8 日・国、県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合によるクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定を締結。

令和 4 年(2022 年)

3 月 3 1 日・汚染廃棄物対策地域の指定解除（田村市）。

令和 5 年(2023 年)

6 月 1 日・クリーンセンターふたばへの搬入・埋立処分を開始。

1 0 月 1 0 日・特定廃棄物のセメント固型化处理施設の稼働が終了。

3 1 日・特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物の搬入・埋立処分が完了。

【中間貯蔵施設について】

平成 23 年(2011 年)

1 2 月 2 8 日・環境大臣兼原発事故担当大臣から知事及び双葉郡 8 町村長へ双葉郡内での中間貯蔵施設の設置の検討を要請。

平成 24 年(2012 年)

3 月 1 0 日・環境・復興両大臣から大熊、双葉、檜葉 3 町長へ中間貯蔵施設の設置を要請。

8 月 1 9 日・環境・復興両大臣から知事・双葉郡 8 町村長へ中間貯蔵施設に関する調査を実施したい旨の要請。

1 1 月 2 8 日・知事が調査受入れを判断し、環境大臣へ伝達。

○条件

- ① 調査受入れが建設受入れではないこと。
- ② 地元に丁寧な説明を尽くすなど、国としての責任を果たすこと。
- ③ 調査の取組状況を適時に報告すること。

平成 25 年(2013 年)

4 月 9 日・国が檜葉町の現地調査に着手。

2 3 日・国が大熊町の現地調査に着手。

2 8 日・県が中間貯蔵施設に関する専門家会議を設置。

1 0 月 2 4 日・国が双葉町の現地調査に着手。

1 2 月 1 4 日・環境・復興両大臣から知事、大熊・双葉・富岡・檜葉各町長へ中間貯蔵施設の設置等の要請（既存管理型処分場の活用受入れについても要請）。

平成 26 年(2014 年)

2 月 1 2 日・中間貯蔵施設の配置計画案の見直し等について、知事から環境・復興両大臣へ申入れ。

3 月 2 7 日・中間貯蔵施設の配置計画案に関する県からの申入れに対し国から回答。

4 月 2 5 日・環境副大臣が大熊・双葉両町長に面会し（県同席）、地元の関心が特に高い 3 項目（県外最終処分の法制化、用地の取扱い、生活再建策、地域振興等）についての考え方を説明。

- 5 月 2 7 日・環境大臣が大熊・双葉両町長に面会（県同席）。地元の関心が高い項目についての考え方を改めて説明。
- ① 県外最終処分の法制化については、「日本環境安全事業株式会社法」に規定する。
 - ② 用地の取扱いについては、住民票に関し総務省をはじめ政府内で検討している。
 - ③ 地域の文化遺産・墓地等についてはきめ細やかに対応する。
- 3 1 日・国が大熊町・双葉町住民説明会を開始（県同席）。
（6 月 15 日まで延べ 9 日間、県内外において 16 回開催、参加者 2,605 名）
-
- 7 月 2 8 日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。
（県外最終処分の法制化、用地の取扱いなどの具体的な考え方を提示）
-
- 8 月 8 日・環境・復興両大臣が知事、大熊・双葉両町長と面談。
（中間貯蔵施設等に係る交付金等の財政措置についての対応方針を提示）
- 2 5 日・知事が大熊・双葉両町長と面談。
（地権者の生活再建支援、その他地域振興策等の課題へ対応するため、両町合わせて 150 億円の県独自の財政措置（交付金）を行う考えを提示）
- 2 8 日・復興大臣が大熊・双葉両町長（県同席）へ「大熊・双葉ふるさと復興構想」を提示。
-
- 9 月 1 日・知事から環境・復興両大臣へ建設受入れ容認及び搬入受入れに当たっての確認事項を申入れ。
- ※ 搬入受入れに当たっての申入れ事項
- 1 避難地域の将来像について
 - 2 財政措置について
 - 3 確認事項
 - ・地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。
 - ・建設受入れの判断と搬入受入れの判断は別であり、搬入受入れの判断に当たっては、次の事項を確認すること。
- ① 県外最終処分の法案の成立
 - ② 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
 - ③ 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
 - ④ 施設及び輸送に関する安全性
 - ⑤ 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意
- 〃 ・知事から総理大臣へ建設受入れ容認を伝達。
- 9 月 2 9 日・国が大熊町・双葉町地権者説明会を開始（県同席）。
（10 月 12 日まで延べ 10 日間、県内外において 12 回開催、参加者 901 名
地権者数：2,365 名、発送者数：1,269 名）
-
- 1 0 月 2 3 日・大熊・双葉両町長が国へ申入れ（県同席）。
1 地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。
2 説明会に出席されなかった地権者に対して、早急に説明を行うこと。
-
- 1 1 月 1 9 日・県外最終処分の法制化に対応する改正 JESCO 法（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）が成立。（12 月 24 日施行）
-
- 1 2 月 1 6 日・大熊町長が建設受入れ容認を表明。
-

平成 27 年(2015 年)

- 1 月 9 日・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500 億円）、原子力災害からの福島復興交付金（1,000 億円）が計上された平成 26 年度補正予算案が閣議決定。

	1 3 日・双葉町長が、建設受入れ容認を表明。
2 月	3 日・中間貯蔵施設等に係る交付金（1,500 億円）、原子力災害からの福島復興交付金（1,000 億円）が計上された平成 26 年度補正予算が成立。
	8 日・環境・復興両大臣から知事へ県の確認項目（法制化等 5 項目）等に対する回答。
	2 5 日・知事、大熊・双葉両町長から環境・復興両大臣へ搬入受入れ容認を伝達。 ・国、県、大熊・双葉両町が中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
3 月	1 3 日・中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入（パイロット輸送）を開始。
4 月	9 日・福島特定原子力施設地域振興交付金（93 億円）が計上された平成 27 年度当初予算が成立。
7 月	1 5 日・地権者説明の円滑化のため、大熊・双葉両町に新たに 1 名ずつ駐在員を配置。

平成 28 年(2016 年)

2 月	1 9 日・環境省が、大熊・双葉両町に対し、貯蔵施設などの本格施設の整備に着手し、平成 28 年度の輸送量を 15 万 m ³ 程度とする「平成 28 年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を説明。
3 月	2 7 日・福島復興再生協議会において、環境大臣が、「当面 5 年間の見通し」を公表。 2 8 日・パイロット輸送が終了し、県内 43 市町村から 45,939m ³ の除去土壌等が搬入された。
4 月	1 日・更なる地権者説明の促進のため、10 名の県職員を国へ派遣。 1 8 日・国が「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を公表。
1 1 月	1 5 日・受入・分別施設及び土壌貯蔵施設整備の工事着工。
1 2 月	9 日・国が平成 29 年度の輸送量を 50 万 m ³ 程度とし、平成 30 年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成 29 年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成 29 年(2017 年)

3 月	3 1 日・平成 28 年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 46 市町村から 187,955m ³ 、累計で 233,894m ³ となり、19 市町村の輸送が完了。
1 0 月	2 8 日・土壌貯蔵施設の運用を開始。
1 1 月	2 1 日・国が平成 30 年度の輸送量を 180 万 m ³ 程度、平成 31 年度も 400 万 m ³ を目指すこと、平成 31 年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成 30 年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成 30 年(2018 年)

3 月	3 1 日・平成 29 年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 33 市町村から 551,481m ³ 、累計で 785,375m ³ となり、21 市町村の輸送が完了。
1 2 月	6 日・国が令和 3 年度までに帰還困難区域を除く除去土壌等の概ねの搬入完了を目指すこと、令和元年度は 400 万 m ³ を輸送することなどを明記した「2019 年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。

平成 31 年・令和元年(2019 年)

1 月 3 1 日・国が大熊町に「中間貯蔵工事情報センター」を開所。

3 月 2 9 日・国が中間年度（2018 年度）における戦略目標の達成に向けた見直しを行い、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し」を公表。

3 月 3 1 日・平成 30 年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 31 市町村から 1,839,054m³、累計で 2,624,429m³となり、23 市町村の輸送が完了。

令和 2 年(2020 年)

1 月 1 6 日・国が令和 2（2020）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

3 月 3 0 日・中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。

3 1 日・令和元年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 29 市町村から 4,058,699m³、累計で 6,683,132m³となり、26 市町村の輸送が完了。

1 2 月 1 1 日・国が令和 3（2021）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

令和 3 年(2021 年)

3 月 3 1 日・令和 2 年度の除去土壌等の輸送実績は、県内 25 市町村から 3,869,199m³、累計で 10,552,332m³となり、33 市町村の輸送が完了。

5 月 2 3 日・国が除去土壌等の県外最終処分にかかる理解醸成活動の一環として、「福島、その先の環境へ。」対話フォーラムを初開催。（令和 3～5 年度に合計 9 回開催）

令和 4 年(2022 年)

1 月 1 8 日・国が令和 4（2022）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

3 月 3 1 日・中間貯蔵施設や仮設焼却施設等への搬入量の合計が約 1,341 万 m³ となり、県内に仮置きされている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入がおおむね完了。

4 月 ・運転終了した受入・分別施設について解体開始。

令和 5 年(2023 年)

3 月 1 日・国が令和 5（2023）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

令和 6 年(2024 年)

2 月 ・全ての受入・分別施設の解体が完了。

3 月 2 2 日・国が令和 6（2024）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

1 2 月 2 0 日・国が「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置・開催。

令和 7 年(2025 年)

3 月 1 5 日・国が大熊町（CREVA おおくま）に「中間貯蔵事業情報センター」を開所。

1 8 日・国が令和 7（2025）年度の中間貯蔵施設事業の方針を公表。

2 8 日・国において、以下の 4 つの事項を公表。

- ① 再生利用・埋立処分基準の策定に係る改正省令等（R7.4.1 施行）
- ② 復興再生利用に係るガイドライン

- ③ 埋立処分に係るガイドライン
- ④ 県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方

【環境創造センターについて】

平成24年(2012年)

10月29日・環境創造センター基本構想公表。

平成25年(2013年)

10月18日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）概要公表。

平成26年(2014年)

1月31日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）概要公表。

3月26日・環境創造センター本館（三春町）及び環境放射線センター（南相馬市）建設工事着工。

10月 3日・環境創造センター研究棟・交流棟（三春町）建設工事着工。

平成27年(2015年)

3月31日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）建設工事着工。

5月29日・野生生物共生センター（大玉村）建設工事着工。

8月26日・環境創造センター本館（三春町）竣工。

9月30日・環境放射線センター（南相馬市）竣工。
環境放射線センター及び猪苗代水環境センター竣工。

10月27日・環境創造センター本館（三春町）開所。

11月16日・環境放射線センター（南相馬市）開所

12月21日・野生生物共生センター（大玉村）竣工。

28日・福島県環境創造センター条例の施行。

平成28年(2016年)

3月31日・環境創造センター研究棟及び交流棟竣工。

4月15日・猪苗代水環境センター（猪苗代町）開所。

21日・環境創造センター研究棟へのJAEA及びNIESの入居式。

27日・野生生物共生センター（大玉村）開所。

7月21日・環境創造センター交流棟開所（環境創造センターグランドオープン）。

令和5年(2023年)

3月19日・環境創造センター交流棟展示室リニューアルオープン

4月 1日・気候変動適応センターを設置

【ＩＡＥＡとの協力について】

平成24年(2012年)

12月15日・県とＩＡＥＡとの間の協力に関する覚書締結。
〃 ・実施取決め締結（ＩＡＥＡ提案プロジェクト5件）。

平成25年(2013年)

4月10日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト3件）。
5月27日・ＩＡＥＡ緊急時対応能力研修センターオープン。
7月22日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、除染、廃棄物、放射線モニタリングの分野に関
～26日 する意見交換を実施。
10月30日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト2件）。
〃 ・県がＩＡＥＡ本部を訪問・協議。
～11月1日
12月11日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～19日

平成26年(2014年)

7月14日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日
10月20日・県がＩＡＥＡ本部を訪問・協議。
～22日
12月15日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日

平成27年(2015年)

7月 6日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～10日
10月13日・県がＩＡＥＡ本部を訪問・協議。
～15日
10月27日・ＩＡＥＡ緊急時対応能力研修センターが環境創造センター本館に移転。
12月14日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～18日

平成28年(2016年)

6月27日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～7月 1日
10月17日・県がＩＡＥＡ本部を訪問・協議。
～21日
25日・実施取決め締結（福島県提案プロジェクト1件）。
11月26日・ＩＡＥＡ協力プロジェクト中間報告書公表。
12月 5日・ＩＡＥＡ専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～9日

平成 29 年(2017 年)

7 月 3 日・ I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。 ～ 6 日
1 0 月 1 6 日・ 県が I A E A 本部を訪問・ 協議。 ～ 1 7 日
1 2 月 2 5 日・ 実施取決め締結（協力プロジェクトの 5 年間延長）。

平成 30 年(2018 年)

2 月 6 日・ I A E A 協力プロジェクトサマリーワークショップ開催。 ～ 8 日
7 月 4 日・ I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。 ～ 6 日
1 0 月 9 日・ 県が I A E A 本部を訪問・ 協議。 ～ 1 2 日
1 1 月 2 9 日・ I A E A 協力プロジェクト最終報告書公表。

平成 31 年・令和元年(2019 年)

1 月 2 8 日・ I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。 ～ 2 月 1 日
7 月 8 日・ I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。 ～ 1 2 日

令和 2 年(2020 年)

2 月 3 日・ I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。 ～ 7 日
--

令和 3 年(2021 年)

2 月 1 日・ I A E A 専門家とオンラインで、引き続き意見交換を実施。 ～ 1 0 日
5 月 2 1 日・ 福島県と I A E A との間の協力に関する中間報告書（2013 年～2020 年）公 表。
7 月 7 日・ I A E A 専門家とオンラインで、引き続き意見交換を実施。 ～ 9 日 1 4 日 ～ 1 6 日
1 0 月 1 1 日・ I A E A 専門家とオンラインで、引き続き意見交換を実施。 1 5 日 1 8 日 ～ 2 2 日

令和 4 年(2022 年)

1 月 2 4 日・ I A E A 専門家とオンラインで、引き続き意見交換を実施。 2 7 日 3 1 日
--

2月 1日
～4日
7日

7月13日・I A E A 専門家が来県し、引き続き意見交換を実施。
～14日
19日
～22日

9月14日・県がI A E A 本部を訪問・協議。
～16日

12月23日・実施取決め締結（協力プロジェクトの5年間延長）。

令和5年(2023年)

1月31日・I A E A 協力プロジェクトサマリーワークショップ開催。
～2月 3日

3月 1日・福島県とI A E A との間の協力に関する最終報告書（2016年～2021年）公表。
3月23日・福島県とI A E A との間の協力に関する最終報告書（2013年～2022年）公表。

令和6年(2024年)

1月30日・I A E A 専門家が来県し、意見交換を実施。
～2月 2日

11月19日・I A E A 専門家が来県し、大学生等を対象とした講義を実施。
～23日

福島県環境白書一本編一（令和 7 年度版）

令和 7 年 月発行

非売品、複写・転写可（出典を明記のこと）

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 1 6 号

電話 024-521-7156

 福島県